

森町一般廃棄物処理基本計画

【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】

令和5年3月

静岡県周智郡森町

森町一般廃棄物処理基本計画

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨…………… 1- 1
- 2. 計画目標年度…………… 1- 2
- 3. 基本計画の構成…………… 1- 2

第2章 ごみ処理基本計画

- 1. ごみ処理の基本方針
 - 1-1 ごみ処理に係る理念・目標…………… 2- 1
 - 1-2 ごみ処理施設の整備の基本方針…………… 2- 2
- 2. ごみ処理の状況
 - 2-1 ごみの発生量の実績及びその性状…………… 2- 3
 - 2-2 ごみの分別収集・回収事業の実績…………… 2- 8
 - 2-3 ごみ処理の実績…………… 2-11
 - 2-4 ごみ処理に係る経費の状況…………… 2-20
- 3. ごみ処理の課題
 - 3-1 町民、事業者、行政の協力体制に関する課題…………… 2-21
 - 3-2 ごみの減量化・再生利用に関する課題…………… 2-21
 - 3-3 収集・運搬に関する課題…………… 2-22
 - 3-4 中間処理・最終処分に関する課題…………… 2-22
 - 3-5 不法投棄防止対策…………… 2-22
 - 3-6 ごみ処理のさらなる広域化について…………… 2-22
- 4. ごみ処理基本計画
 - 4-1 ごみの発生量及び処理量の見込み…………… 2-24
 - 4-2 ごみの減量化・再生利用計画…………… 2-27
 - 4-3 収集・運搬計画…………… 2-32
 - 4-4 中間処理計画…………… 2-34
 - 4-5 最終処分計画…………… 2-36
 - 4-6 ごみ処理計画の推進に必要な事項…………… 2-37

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

1-1 生活排水処理に係る理念・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 1

1-2 生活排水処理施設整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 1

2. 生活排水の処理の状況

2-1 処理形態別の人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 2

2-2 し尿等の発生量の実績及びその性状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 3

2-3 し尿等の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 3

2-4 生活排水浄化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 6

2-5 し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 8

3. 生活排水処理の課題

3-1 既存計画等との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 9

3-2 経済的要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3- 9

3-3 社会的要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-10

3-4 投資効果発現の迅速性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-10

3-5 将来見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-10

3-6 浄化槽の適正管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-10

4. 生活排水の処理主体

4-1 生活排水の処理主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-11

4-2 生活排水の処理目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-11

4-3 生活排水を処理する区域及び人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-12

4-4 施設及びその整備計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-14

4-5 し尿・汚泥の処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-15

4-6 生活排水処理計画の推進に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-17

資料編

資料1 地域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ S1-1

資料2 基本フレームの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ S2-1

資料3 近隣市町の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ S3-1

資料4 関連法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ S4-1

第1章 基本的事項

1. 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨 1- 1
2. 計画目標年度 1- 2
3. 基本計画の構成 1- 2

第 1 章 基本的事項

1. 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に、市町村は当該区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものと定められている。一般廃棄物処理計画は、図 1-1-1 に示すように長期的視点に立った一般廃棄物処理に係る方針を明確にする基本計画と、単年度の具体的な施策を明らかにする実施計画からなる。本計画は、当町における長期的な一般廃棄物の処理方針を定める基本計画を見直すものである。

地球温暖化やダイオキシン類対策など、身近な生活から地球規模まで環境問題が注目を集めている中で廃棄物処理をめぐる問題は、廃棄物の増大による資源の浪費、環境負荷の増大、財政の圧迫など、環境問題の重要課題の一つである。国においては平成 12 年度に「循環型社会形成推進基本法」を制定したことをはじめ、各種リサイクル関連法規の制定、改正を行い、法整備を進めている。静岡県においては、資源の持続可能な利用を確保するとともに、環境保全と経済成長の両立する循環型社会の形成に向けた計画として「第 4 次静岡県循環型社会形成計画」を策定した。(資料 4 参照)

このように、廃棄物処理をめぐる情勢が大きく変化してきている中で、当町においても住民、事業者及び行政が個々の立場において果たすべき役割を明確にし、廃棄物処理に係る問題の解決を目指していく必要がある。

なお基本計画見直しに当たっては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知による「ごみ処理基本計画指針」(平成 28 年 9 月 15 日環廃対発第 1609152 号改定)及び「生活排水処理基本計画策定指針」(平成 2 年 10 月 8 日衛環第 200 号)に基づいて行うものとする。

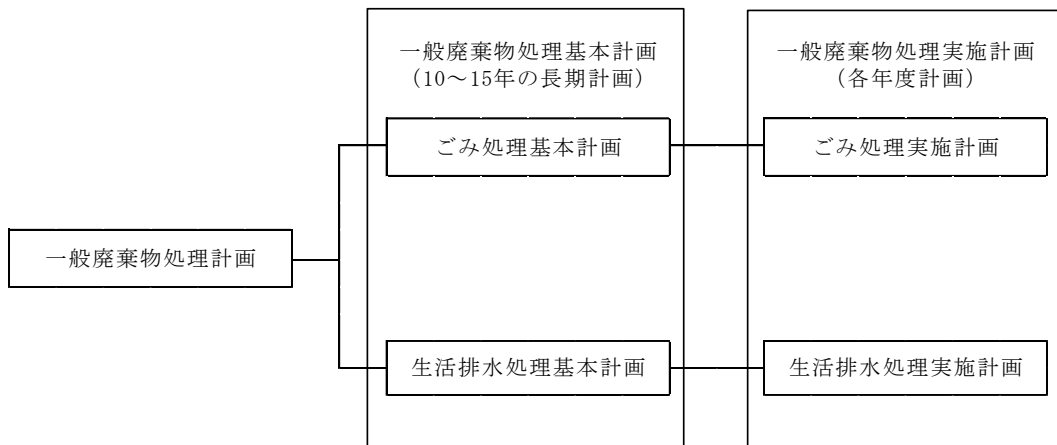


図 1-1-1 一般廃棄物処理計画の体系

2. 計画目標年度

本計画は、初年度を令和5（2023）年度、目標年度を令和14（2032）年度とする。なお、概ね5年ごとに内容の見直しをするほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は計画の変更を行う。

3. 基本計画の構成

本計画は、第9次森町総合計画を上位計画とし、当町の策定する他の計画や広域組合等関係団体の策定する計画等との整合を図るものとする。本計画の位置づけ及び構成を図1-3-1に示す。

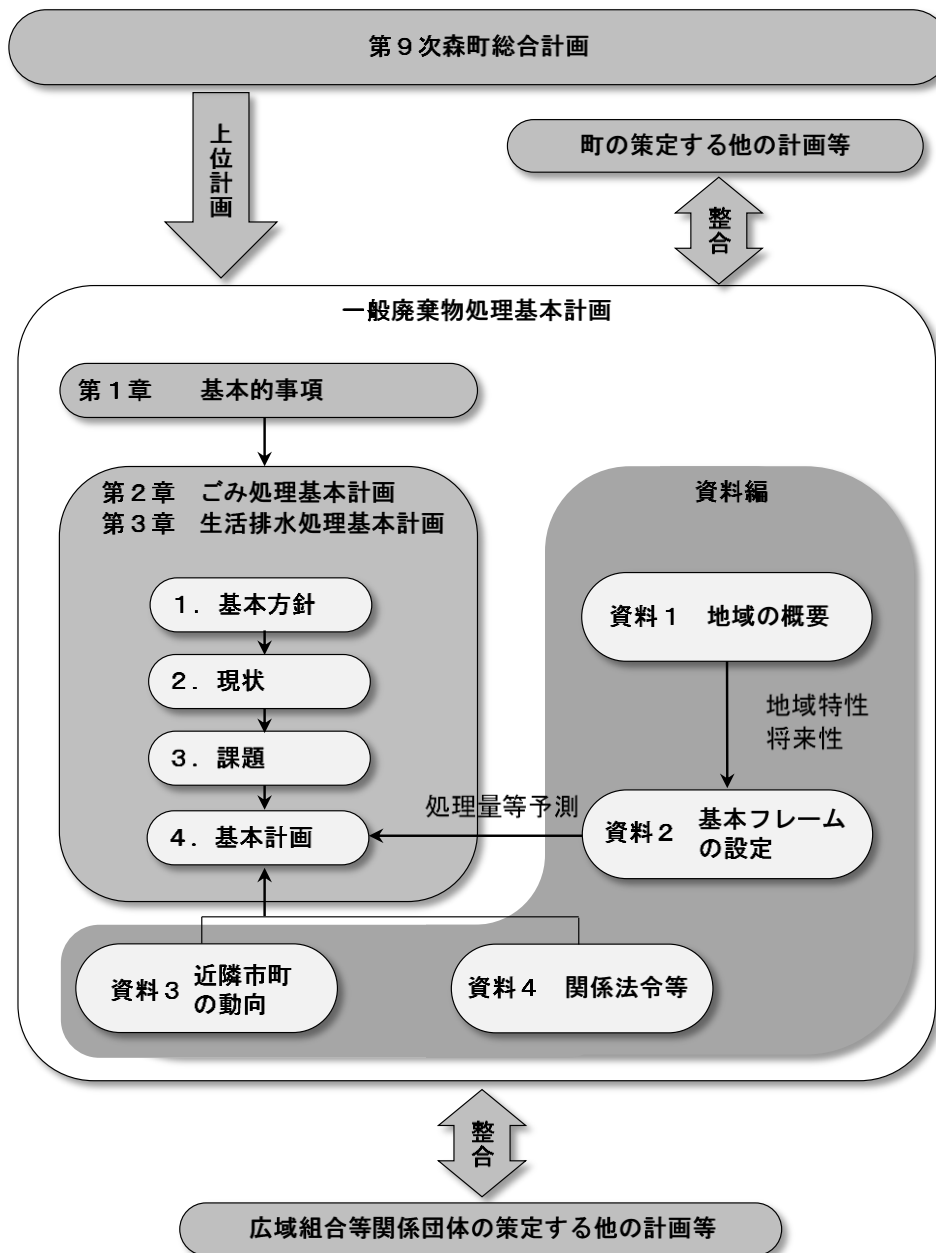


図1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ及び構成

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針	
1-1 ごみ処理に係る理念・目標	2- 1
1-2 ごみ処理施設の整備の基本方針	2- 2
2. ごみ処理の状況	
2-1 ごみの発生量の実績及びその性状	2- 3
2-2 ごみの分別収集・回収事業の実績	2- 8
2-3 ごみ処理の実績	2-11
2-4 ごみ処理に係る経費の状況	2-20
3. ごみ処理の課題	
3-1 町民、事業者、行政の協力体制に関する課題	2-21
3-2 ごみの減量化・再生利用に関する課題	2-21
3-3 収集・運搬に関する課題	2-22
3-4 中間処理・最終処分に関する課題	2-22
3-5 不法投棄防止対策	2-22
3-6 ごみ処理のさらなる広域化について	2-22
4. ごみ処理基本計画	
4-1 ごみの発生量及び処理量の見込み	2-24
4-2 ごみの減量化・再生利用計画	2-27
4-3 収集・運搬計画	2-32
4-4 中間処理計画	2-34
4-5 最終処分計画	2-36
4-6 ごみ処理計画の推進に必要な事項	2-37

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本方針

1-1 ごみ処理に係る理念・目標

環境問題は、地球温暖化、自然環境の破壊など、地球規模のものから地域に根ざした問題まで、複雑化、多様化している。その中で廃棄物は日常生活において必ず発生するものであり、町民、事業者、行政の身近な環境問題である。

そのため、国は平成12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、リサイクル関連法規を整備し、関連政策を進めており、当町においても、国、県と連携し、町民総参加により3R[※]及び適正処理を推進し、環境負荷を低減し持続可能な「循環型社会」の形成を目指してきた。

しかし、近年は環境問題の深刻化が進むとともに、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症などによる社会経済活動への影響、世界情勢の不安定化とそれによる資源の安定供給リスクの増大といった問題が生じている。その一方で、ESG投資など企業活動における持続可能性の追求や、デジタル技術分野での技術革新なども起こっており、今後の廃棄物行政は、環境問題の視点だけではなく、様々な社会情勢も考慮した視点を加えることが求められている。

視点の一つであるSDGsは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」である。持続可能な世界を実現するため17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを目標に、日本としても積極的に取り組んでいる。

SDGsを受けて具体的に取り組む項目の中に、資源循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、良好な水資源の供給等、生活環境の改善に向けた取組みを進めていくこととされており、本町としても、目標達成に貢献できるよう努めるものとする。

また、県では、「3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」、「サーキュラーエコノミーに向けた基盤作り」を基本方針とする「第4次静岡県循環型社会形成計画」を令和4（2022）年に策定した。

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方向的な経済（線形経済）と対をなす言葉で、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済のことを表している。

このような社会情勢の変化を受け、本町においても、依然として重要な課題である「3R」と「廃棄物の適正処理」を進めるとともに、「サーキュラーエコノミー」の実現を目指すものとする。

※3R リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったキーワード

1-2 ごみ処理施設整備の基本方針

1-2-1 中間処理施設に関する事項

当町で発生するごみ（一般廃棄物）の中間処理は、中遠広域事務組合及び袋井市森町広域行政組合、民間業者の中間処理施設で行うものとする。

1-2-2 最終処分場に関する事項

当町で発生するごみ（一般廃棄物）の最終処分は、中遠広域事務組合の最終処分場で行うものとする。

2. ごみ処理の状況

2-1 ごみの発生量の実績及びその性状

2-1-1 ごみ処理の流れ

当町で発生する一般廃棄物のうち燃やせるごみは、袋井市森町広域行政組合の中遠クリーンセンター（袋井市内）で焼却処理している。

粗大ごみ及び不燃物は、当町、袋井市及び磐田市で組織する中遠広域事務組合の中遠粗大ごみ処理施設（磐田市内）で処理している。

びん類、ペットボトル、白色トレイ及びその他のプラスチック類は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」と呼ぶ）をとおして再資源化している。また缶類、廃食用油等は業者委託により再資源化している。

中遠クリーンセンターで発生する焼却残渣は、中遠広域事務組合の一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分している。

当町のごみ処理の流れを図2-2-1に示す。

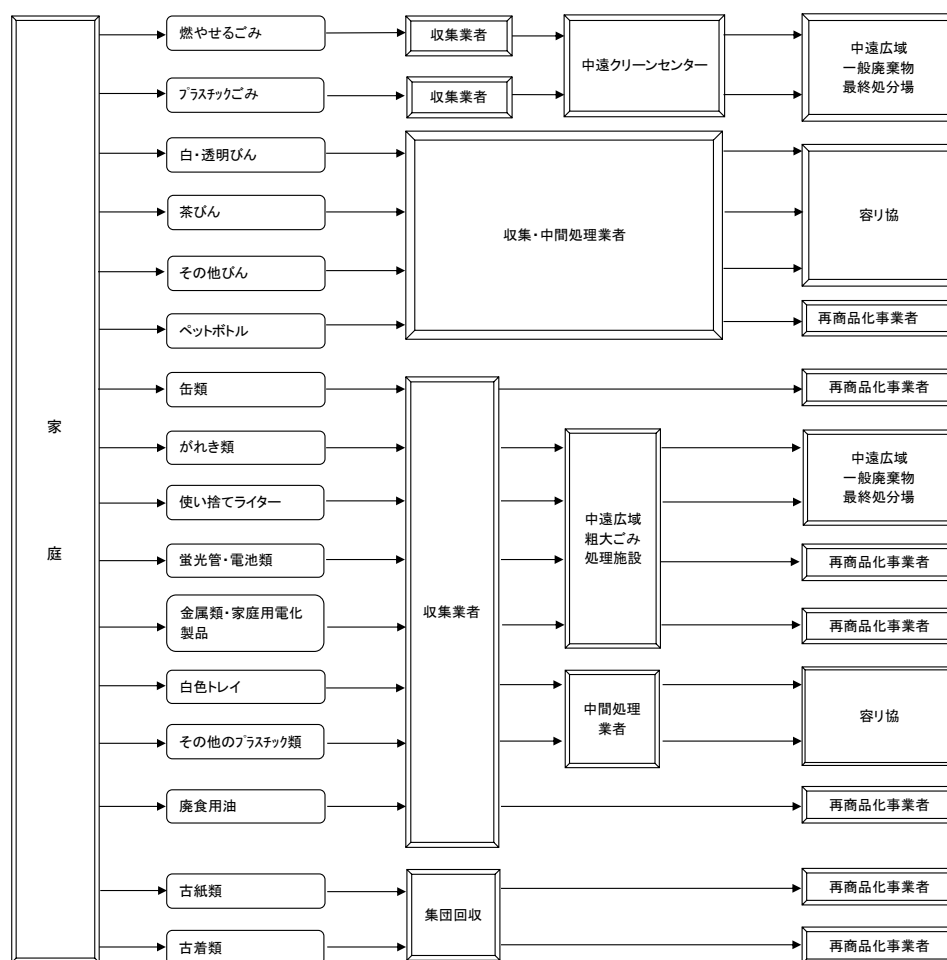


図2-2-1 令和3（2021）年度のごみ処理の流れ

2-1-2 ごみの発生量

過去5年間のごみの発生量を表2-2-1及び図2-2-2に示す。

収集ごみの量は、3,500t/年前後で推移しており、目立った傾向は見られない。直接搬入ごみは、令和2(2020)年度に739t/年と特に多かったものの、翌令和3(2021)年度は578t/年と約160t/年減少した。また、資源集団回収の量は過去5年間減少し続けている。

過去5年間の家庭系可燃ごみの発生量を表2-2-2及び図2-2-3に、事業系可燃ごみの発生量を表2-2-3及び図2-2-4にそれぞれ示す。

家庭系の収集可燃ごみの量及び直接搬入可燃ごみの量は平成29(2017)年度から令和2年度にかけて増加したものの、令和3年度は減少した。

1人1日あたり家庭系可燃ごみ発生量も、平成29(2017)年度の401.0g/人・日から、令和2(2020)年度の442.8g/人・日まで増加したものの、令和3(2021)年度は425.9g/人・日と減少した。

表2-2-1 ごみの発生量

区分		年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
			2017	2018	2019	2020	2021
人口	人		18,611	18,461	18,312	18,019	17,736
収集ごみ	t/年		3,492	3,535	3,580	3,453	3,595
直接搬入ごみ	t/年		582	697	697	739	578
資源集団回収	t/年		245	242	207	163	153
ごみ発生量合計	t/年		4,319	4,474	4,484	4,355	4,326
1人1日あたりごみ発生量	g/人・日		635.8	664.0	670.9	660.4	668.2

注) 人口は各年10月1日の人口(外国人を含む)

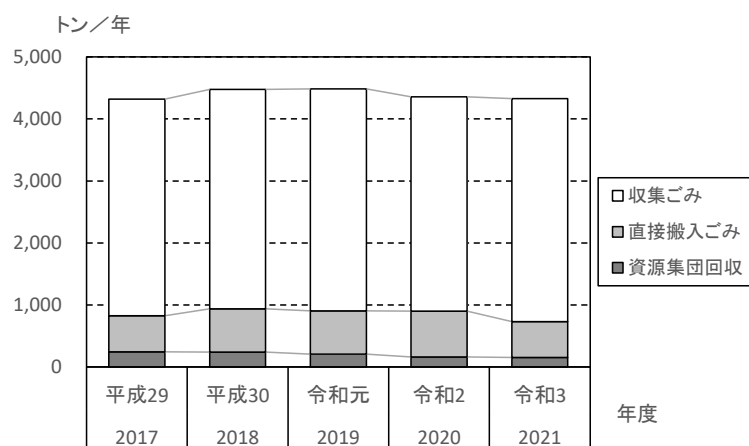


図2-2-2 ごみの発生量

表 2-2-2 家庭系可燃物の発生量

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
人口	人	18,611	18,461	18,312	18,019	17,736
収集可燃物	t/年	2,199	2,244	2,270	2,277	2,250
直接搬入可燃物	t/年	525	591	618	643	507
家庭系可燃物発生量合計	t/年	2,724	2,835	2,888	2,920	2,757
1人1日あたり家庭系可燃物発生量	t/年	401.0	420.7	432.1	442.8	425.9

注) 人口は各年10月1日の人口(外国人を含む)

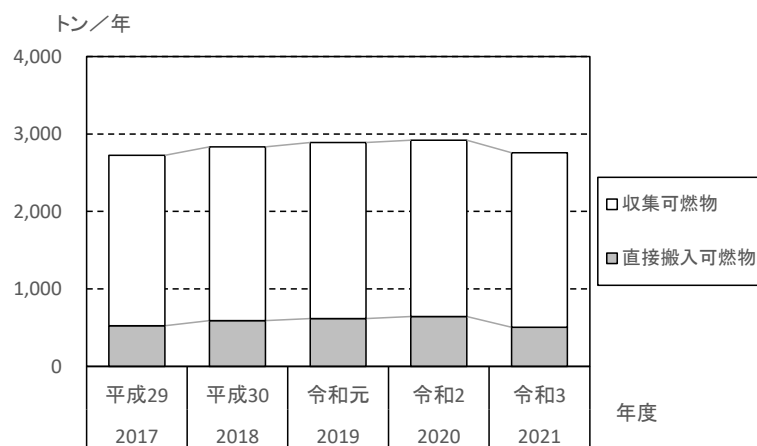


図 2-2-3 家庭系可燃物の発生量

表 2-2-3 事業系可燃物の発生量

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
事業系可燃物 (許可業者による収集)	t/年	870	872	896	769	958

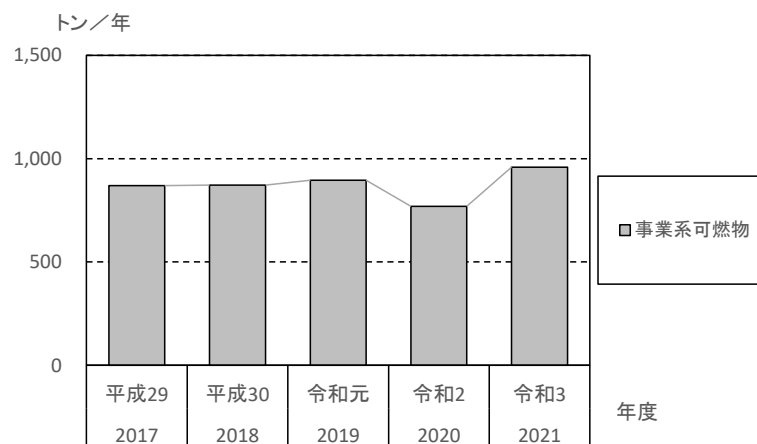


図 2-2-4 事業系可燃物の発生量

2-1-3 ごみ質

可燃ごみのごみ質を表2-2-4に示す。ごみの種類組成は乾燥状態の重量比である。

ほとんどの年度で約40%を紙・布類が占めているが、平成24(2012)年度が49.30%であったことから、長期的には占有率が下がっている。次いでちゅう芥類が多く、年々占有率が上がっている。

ごみの三成分では、水分の占有率が徐々に上がっている一方で灰分及び可燃分の占有率が徐々に下がっている。低位発熱量は平成24(2012)年度に実測値で6,610kJ/kgであったのが平成28(2016)年度には5,018kJ/kgと徐々に低くなっている。

表2-2-4 ごみ質の推移

区分		年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
			2017	2018	2019	2020	2021
ごみの種類組成	紙・布類	%	42.6	47.5	37.7	38.2	39.9
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	%	17.6	17.0	19.2	21.7	22.6
	木・竹・わら類	%	10.4	11.0	10.5	9.0	4.1
	ちゅう芥類	%	23.0	15.9	22.1	26.7	29.5
	不燃物類	%	2.9	2.9	1.9	0.5	1.6
	その他	%	3.5	5.7	8.6	3.9	2.3
単位体積重量		t/m ³	0.34	0.31	0.32	0.30	0.31
ごみの三成分	水分	%	58.76	51.72	56.16	61.71	64.13
	灰分	%	5.62	6.75	5.23	3.1	3.27
	可燃分	%	35.62	41.53	38.61	35.12	32.61
低位発熱量	計算値	kJ/kg	5,235	6,524	5,859	5,063	4,533
		kcal/kg	1,251	1,560	1,399	1,211	1,083
	実測値	kJ/kg	5,488	7,144	6,829	6,112	5,023
		kcal/kg	1,313	1,708	1,633	1,462	1,200
高位発熱量(総発熱量)		kJ/kg	7,528	9,093	8,895	8,288	7,220
		kcal/kg	1,798	2,172	2,127	1,981	1,724
元素組成(水素)		%	6.11	5.98	6.62	7.26	7.23

注) 1J=0.239cal

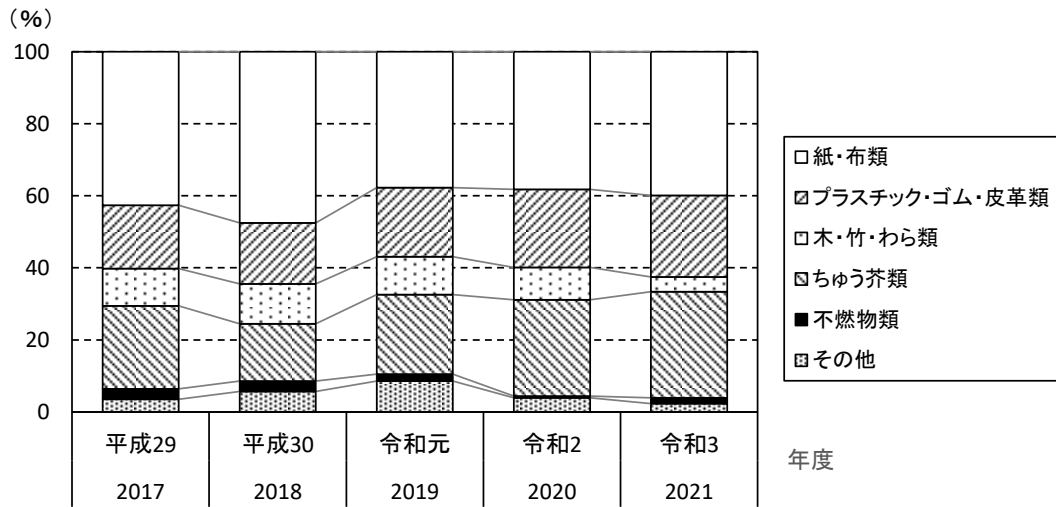


図 2 - 2 - 5 ごみの種類組成

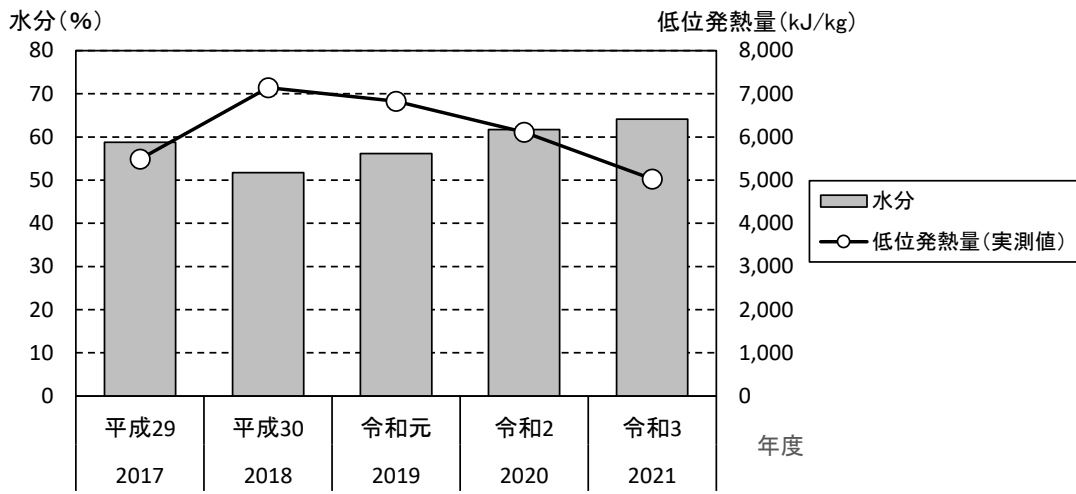


図 2 - 2 - 6 ごみの低位発熱量と水分の推移

2-2 ごみの分別収集・回収事業の実績

2-2-1 資源となるごみの分別収集

資源となるごみとして、表2-2-5に示すように資源ごみの分別収集を実施している。また、不燃物のリサイクルを推進するため、町内会の協力のもとで収集場所を管理している。

人口減少や民間のリサイクル事業が進んでいることで、直接資源化量や、粗大ごみ等からの資源化量、集団回収量は横ばいまたは減少し、令和3（2021）年度の資源化量は、平成29（2017）年度と比較して、143t/年減少している。

表2-2-5 資源ごみの収集実績

（単位：t/年）

区分		年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
		2017	2018	2019	2020	2021	
直接資源化	金属類	22	21	21	21	19	
	ペットボトル	0	0	0	0	2	
	小計	22	21	21	21	21	
粗大ごみ・ その他のごみ からの資源化	金属類	102	119	130	134	109	
	ガラス類	111	103	100	94	101	
	ペットボトル	20	20	18	19	18	
	白色トレイ	2	2	2	2	2	
	容器包装プラスチック	138	128	121	117	114	
	小計	378	377	376	371	349	
焼却処理から の資源化	スラグ	197	217	172	241	177	
	メタル	34	30	30	40	33	
	小計	231	247	202	281	210	
集団回収	紙パック	0	0	0	1	1	
	紙類	239	234	201	157	144	
	布類	6	8	6	5	8	
	小計	245	242	207	163	153	
資源化量合計		876	887	806	836	733	
資源化率（資源化量合計／ ごみ総排出量×100）		20.3	19.8	18.0	19.2	16.9	

スラグ：廃棄物の焼却灰等を1700℃以上の高温で溶解したものを冷却し、固化させたガラス状の物質のこと。
道路用資材等に用いられる。

メタル：スラグと同様に焼却灰等を熔融する過程で得られる金属類のこと。建築資材等に用いられる。

2-2-2 生ごみの堆肥化

ごみの減量化及び処理の効率化を図るため、平成5（1993）年度から生ごみ処理容器の設置費補助を行っている。平成15（2003）年度からは、森町生ごみ処理機設置費補助金交付要綱に基づき、生ごみ処理機（電気式）の設置者に補助金を交付し、令和3（2021）年度には生ごみ処理機購入費補助金交付要綱に名称変更するとともに、補助額及び限度額を増額し、更なる生ごみの減量化を推進している。

表2-2-6 生ごみ処理機購入費補助金交付要綱の概要（令和4（2022）年度現在）

補助数	1世帯1台
補助額	設置費の1/2（百円未満切り捨て）
限度額	3万円

表2-2-7 生ごみ処理機購入費補助実績

（単位：台）

平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
2017	2018	2019	2020	2021
13	11	7	9	19

2-2-3 古紙等資源集団回収事業の促進

廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、町内から排出される資源として再利用できる古紙等の廃棄物を集団で回収した団体に対し、平成6（2004）年度より森町古紙等資源集団回収事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。令和3（1991）年度現在は、回収した資源の重量1kgにつき4円（10円未満の端数切り捨て）を交付している。

表2-2-8 資源集団回収事業の実績

（単位：t/年）

区分	年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
		2017	2018	2019	2020	2021
紙パック		0	0	0	1	1
紙類		239	234	201	157	144
布類		6	8	6	5	8
集団回収計		245	242	207	163	153

2-2-4 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の回収

平成 24 (2012) 年に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)」が施行されたことを受け、当町では役場にて、携帯電話・パソコン等を町民から直接回収している。

表 2-2-9 携帯電話、パソコン等の役場回収の取扱い品目

取扱い品目
家庭用パソコン (ノートタイプ・タブレット型端末含む)
パソコンのディスプレイ・キーボード・マウス・スピーカー・ケーブル などの付属品
携帯電話・スマートフォン
P H S 端末
対象としない物品
スキャナー・プリンターなどの周辺機器

注) 個人情報はあらかじめ消去してから持ち込む。

2-2-5 森町環境衛生自治推進協会

森町環境衛生自治推進協会は、森町地域内における生活環境の清浄化を推進し、明るく住みよい郷土の実現に寄与することを目的として活動しており、町内に居住又は所在する者及び各種団体、並びに事業所を有する者で組織されている。年間活動としては、町内の清掃活動、ポイ捨てや不法投棄防止啓発、リサイクル等に関する勉強会、ごみ処理施設等の視察等の事業を行い、循環型社会の構築に向けた周知啓発活動を推進している。

2-2-6 出前講座

出前講座は役場職員等が講師となり、各町内会や住民団体等に出向き、町の廃棄物処理の現状や 3 R 等に関する勉強会を実施している。

2-2-7 刈草、剪定枝等のリサイクル

住宅等での伐採・選定により発生した大量の枝木・刈草・生木等について、町が指定した再生利用個別指定業者及び民間リサイクル施設への搬入を呼びかけている。

2-2-8 アース・キッズチャレンジの実施

小学 5 年生対象に、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラム「アース・キッズチャレンジ」を、学校、静岡県地球温暖化防止活動推進センター及び町が連携・協力して実施をしている。児童は、ごみ分別ゲームなどのキックオフイベント、チャレンジブックを活用した家庭での取組などを通じて、ごみの分別方法、ごみの削減などについて学ぶ。

2-3 ごみ処理の実績

2-3-1 収集・運搬の状況

(1) 収集区域及び収集人口

当町では、町内全域、全世帯を収集の対象としている。令和3（2021）年度現在、可燃ごみ収集場所は302箇所、不燃ごみ収集場所は59箇所を指定している。

表2-2-10 処理区域の状況

処 理 区 域	133.91 km ²
行政区域内世帯数	6,651 世帯
行政区域内人口	17,736 人

注) 令和3（2021）年10月1日現在
外国人を含む

(2) 収集品目及び収集頻度

当町では、分別区分を細かく設定し、ごみの再資源化に取り組んでいる。

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となる特定家電（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン）については法律に従った方法で回収するものとし、当町のごみ収集では扱わない。その他、処理が困難なものについては販売店等を通じて処理するよう指導している。

表2-2-11 令和3（2021）年度における収集品目

区 分	内 容	収集頻度	排出容器等
缶類	ビール缶、ジュース缶、菓子缶、茶筒、スプレー缶、カセットボンベ など	月1回	大きな水色 コンテナ
金属類・ 家庭用電化製品	電卓、時計、なべ、やかん、自転車、ガスレンジ、電子レンジ、ビデオデッキ、テレビゲーム、電気カーペット、プリンター、金属が含まれている製品で分解できないもの など	月1回	大きな水色 コンテナ
びん（白・透明・茶・ その他）	ジュースびん、ジャムびん、調味料びん、化粧品びん、ビールびん、一升びん、栄養ドリンクびん洋酒びん、	月1回	小さな水色 コンテナ
ペットボトル	ジュースボトル、酒、醤油などで、PET1のみ	月1回	緑色ネット
白色トレイ	裏も表も白色のもののみ	月1回	青色ネット
その他の プラスチック製 容器包装	弁当、惣菜などの容器、豆腐・卵のパック、カップめんなどの容器、菓子袋・茶袋（内側がアルミ敷きのものを含む）、ヨーグルトなどのプラスチック容器、チューブ製品、化粧品のプラスチック製容器、食用油の容器、冷凍食品の中敷き、外装フィルム、緩衝用スチロール、レトルト食品の袋、買い物袋、ビニール袋、色・柄付きトレイ、洗剤のプラスチック容器、ラップ類、薬の錠剤の入れ物（銀色のシートになっているもの）、家庭用肥料袋、発泡スチロール（工作等で色を塗ったものを除く） など		

表 2-2-11 続き

区 分	内 容	収集頻度	排出容器等
廃食用油	植物性油（てんぷら油等）のみ	月 1 回	緑色コンテナ
プラスチックごみ	革製品、ゴム製品、保冷剤、乾燥剤、硬質プラスチック類（おもちゃ、食器など）、軟質プラスチック類（ビニールシート、カップなど）、文房具（ボールペンなど）、トランク、ボード類 など	月 1 回	緑色コンテナ
がれき類	板ガラス、せともの類・陶磁器、植木鉢、ガラスコップ、鑑、電球、コンクリートブロック（少量のみ）、瓦（少量のみ）、レンガ（少量のみ）、アルミ箔	月 1 回	緑色コンテナ
使い捨てライター		月 1 回	空き缶など
蛍光管・電池類	蛍光管、体温計、乾電池、ボタン電池 など	月 1 回	空き缶など
燃やせるごみ	家庭用台所ごみ（生ごみ）、木くず、剪定枝など「燃やせないごみ」以外のごみ	週 2 回	指定ごみ袋

表 2-2-12 町で収集しないごみ

<p>【家電リサイクル法の対象】</p> <p>テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機</p>
<p>【町で処理できないごみ】</p> <p>タイヤ、バッテリー、医薬品・医療器具、農薬の容器・ビニールハウスのビニール、農業用機械、事業用機械類、オートバイ・自動車、中身が残っているペンキ缶等、産業廃棄物全般、フロン類が含まれる電化製品、石膏ボード、ガソリン、灯油、機械油、消火器、事業系一般廃棄物</p>

(3) 収集体制

家庭から排出されるごみ及び資源は、一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている民間業者に委託することで収集している。また、事業者からのごみについては、排出者自身が許可業者と契約して、収集を依頼することとしている。

(4) ごみ袋の指定

当町では、可燃ごみのごみ袋を「森町廃棄物の処理及び清掃に関する規則」で指定している。

令和3（2021）年度現在の指定ごみ袋の仕様を図2-2-7に示す。

材質 高密度ポリエチレン

色 緑

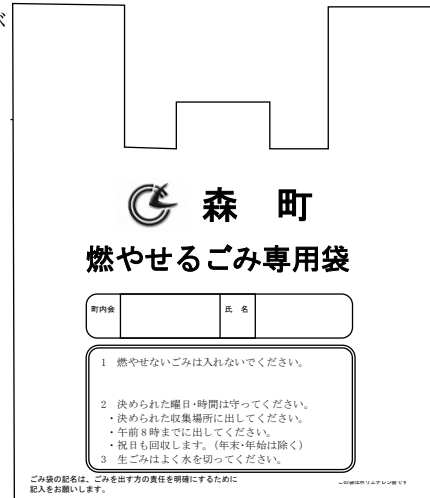


図2-2-7 指定ごみ袋の仕様

(5) ごみ処理手数料

当町では、施設に直接搬入された一般廃棄物に対して、処理手数料を徴収している。その料金体系を表2-2-13に示す。

表2-2-13 一般廃棄物処理手数料の状況（令和4（2022）年度現在）

種別	取扱区分	手数料
中遠クリーンセンターに搬入したもの	処理手数料	10キログラム未満は、80円
		10キログラム以上は、10キログラムにつき163円
中遠広域事務組合の処理施設に搬入したもの	処理手数料	最大積載量0.5トン以下の車両1台につき520円
		最大積載量0.5トンを超え、1.0トン以下の車両1台につき1,040円
		最大積載量1.0トンを超え、1.5トン以下の車両1台につき1,570円
		最大積載量1.5トンを超え、2.0トン以下の車両1台につき2,090円

備考 1日当たり中遠広域事務組合の処理施設に搬入することができる一般廃棄物の重量は、2トンを限度とする。ただし、町長が特に認める場合は、これらの限度を超えた重量の一般廃棄物を搬入することができる。

中遠クリーンセンターにおける手数料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

資料：「森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条別表

「袋井市森町広域行政組合中遠クリーンセンター条例」第6条別表

2-3-2 中間処理の状況

ごみの中間処理のうち燃やせるごみ、プラスチックごみは、中遠クリーンセンターで焼却処理している。

表 2-2-14 ごみ処理施設の概要

施設名称	中遠クリーンセンター
所在地	静岡県袋井市岡崎 6635 番地の 192
処理能力	132 t / 24 h (66 t × 24 h × 2 炉)
工期	着工/平成 18 (2006) 年 2 月 竣工/平成 20 (2008) 年 3 月
構造	地下 1 階、地上 4 階 建築面積/3,580 m ² 延べ面積/7,797 m ²
処理方式	シャフト式直接熔融炉コークスベッド方式
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼方式	旋回燃焼方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式消石灰吹込方式、活性炭吹込方式、アンモニア吹込触媒方式、脱ダイオキシン装置 (活性炭、触媒方式併用)
余熱利用設備	蒸気タービン発電

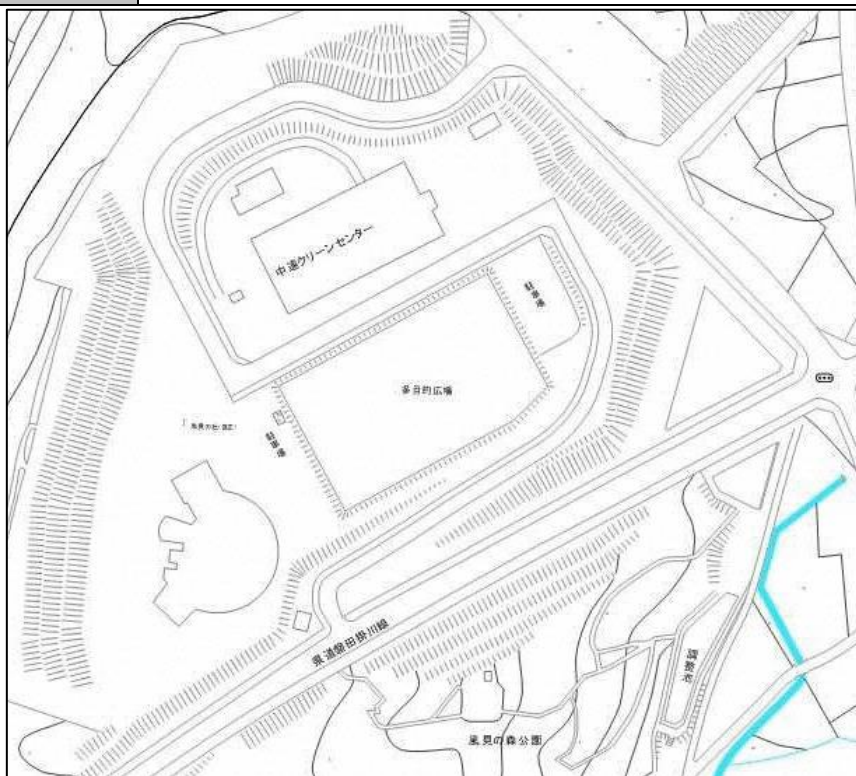
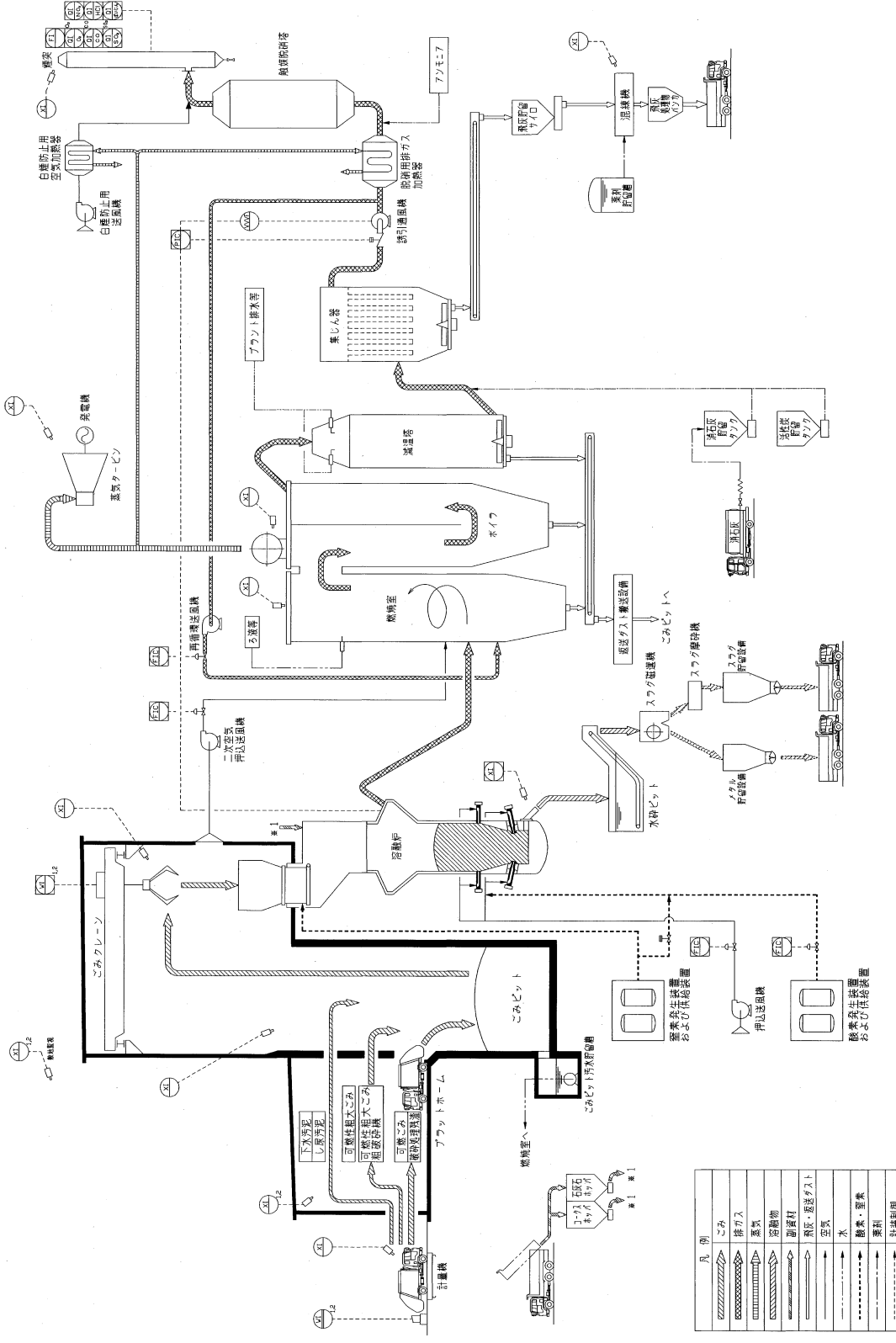


図 2-2-8 中遠クリーンセンター施設配置図



凡 例	
	ゴミ
	ゴミ投入
	蒸気
	スラッグ
	副産物
	ガス・蒸気
	空気
	水
	灰・スラッグ
	電力
	汚泥
	汚泥処理

図 2-2-9 中速グリーンセンターの処理フロー

がれき類、電池類、金属類及び使い捨てライターは、中遠広域粗大ごみ処理施設で処理している。

表 2-2-15 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	中遠広域粗大ごみ処理施設
施設所管	中遠広域事務組合 (構成市町：磐田市、袋井市、森町)
所在地	静岡県磐田市新貝 59-1
敷地面積	17,000m ²
竣工	平成9(1997)年1月
処理能力	45t/日(5h)
主要設備	破袋機及び袋選別機 手選別破袋補助コンベヤ 二軸剪断式破袋機(不燃ごみ) 衝撃剪断回転式破袋機 磁選機 アルミ選別機 金属圧縮機 古紙圧縮梱包機 有害ごみ破袋機(蛍光管) サイクロン及びバグフィルター(集塵装置)

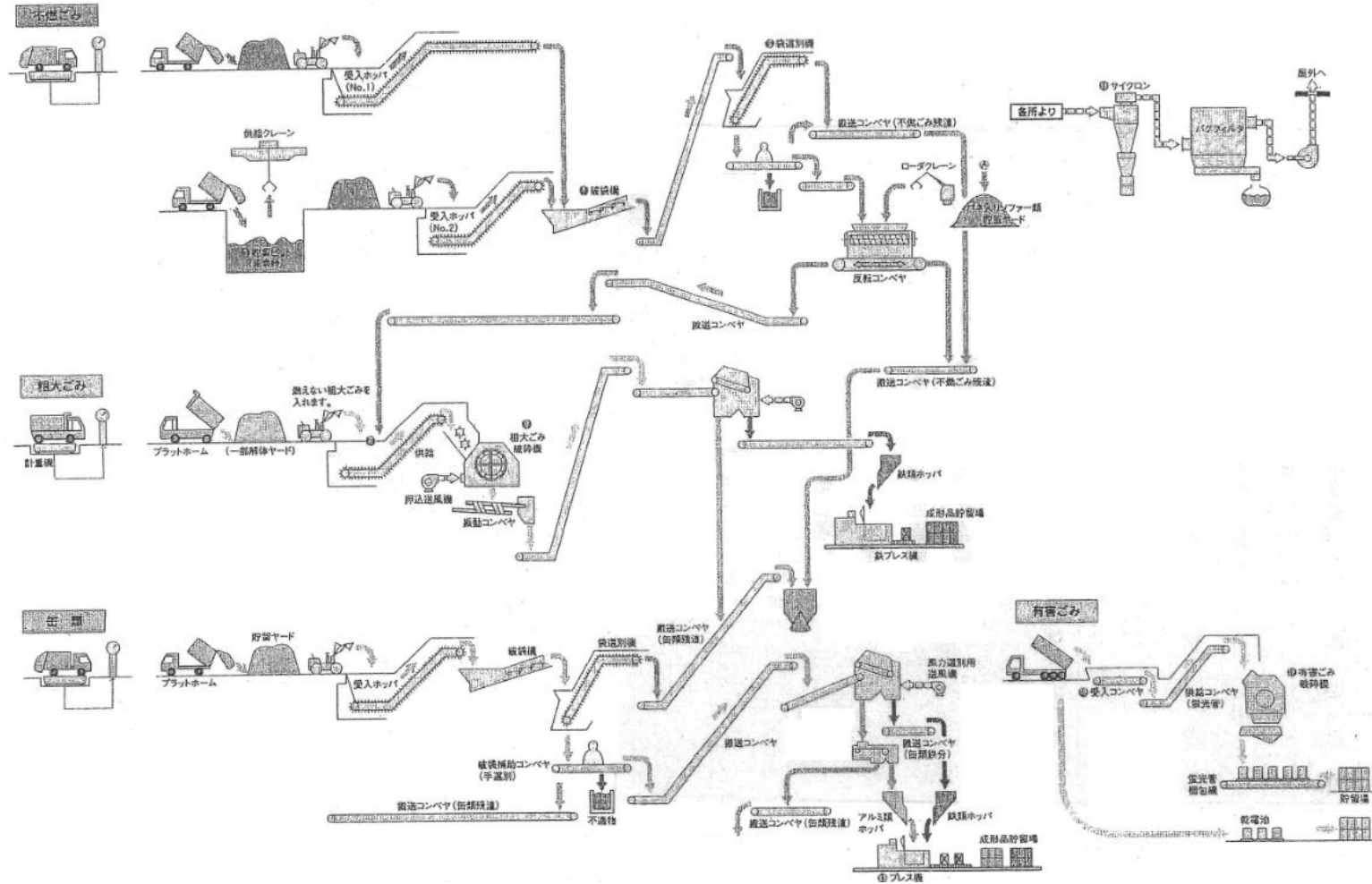


図 2-2-10 中遠粗大ごみ処理施設の処理フロー

表 2-2-16 中間処理量（可燃ごみ）の状況

区分 年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
委託収集量	t/年	2,199	2,244	2,270	2,277	2,250
許可業者搬入量（事業系）	t/年	870	872	896	769	958
直接搬入量（家庭系）	t/年	525	591	618	643	507
可燃ごみ合計	t/年	3,594	3,707	3,784	3,689	3,715
	t/日	529.1	550.1	566.1	559.4	573.9
焼却残渣	t/年	183	177	203	196	185
可燃ごみ合計量 に対する割合	%	5.10	4.80	5.40	5.30	5.00
		(平均)				5.11

白色トレイ、発泡スチロール、その他のプラスチック類、ペットボトル、びん類は容リ協をとおして再資源化している。また缶類、廃食用油は業者委託によって再資源化している。

2-3-3 最終処分場の状況

中遠クリーンセンターで発生する焼却残渣は、一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分している。

最終処分場の概要を表 2-2-17、遮水工の構造を図 2-2-11、埋立量の状況を表 2-2-18 に示す。

表 2-2-17 最終処分場の概要

施設名称	中遠広域一般廃棄物最終処分場		
所在地	静岡県周智郡森町一宮字坊ノ谷口 3603-3		
埋立期間	平成 19（2007）年 1 月～令和 8（2026）年 12 月		
埋立方式	準好気性埋立、セル・サンドイッチ方式		
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣		
遮水構造	二重遮水シート構造		
施設規模	敷地面積 90,908m ²	埋立地面積 25,158m ²	埋立容量 199,806m ³
遮水検知	電気式、物理式		
浸出水処理施設	水処理方式 カルシウム除去、生物脱窒素、凝集膜分離、ダイオキシン分解、活性炭吸着、キレート吸着、消毒		
	施設規模 150m ³ /日		

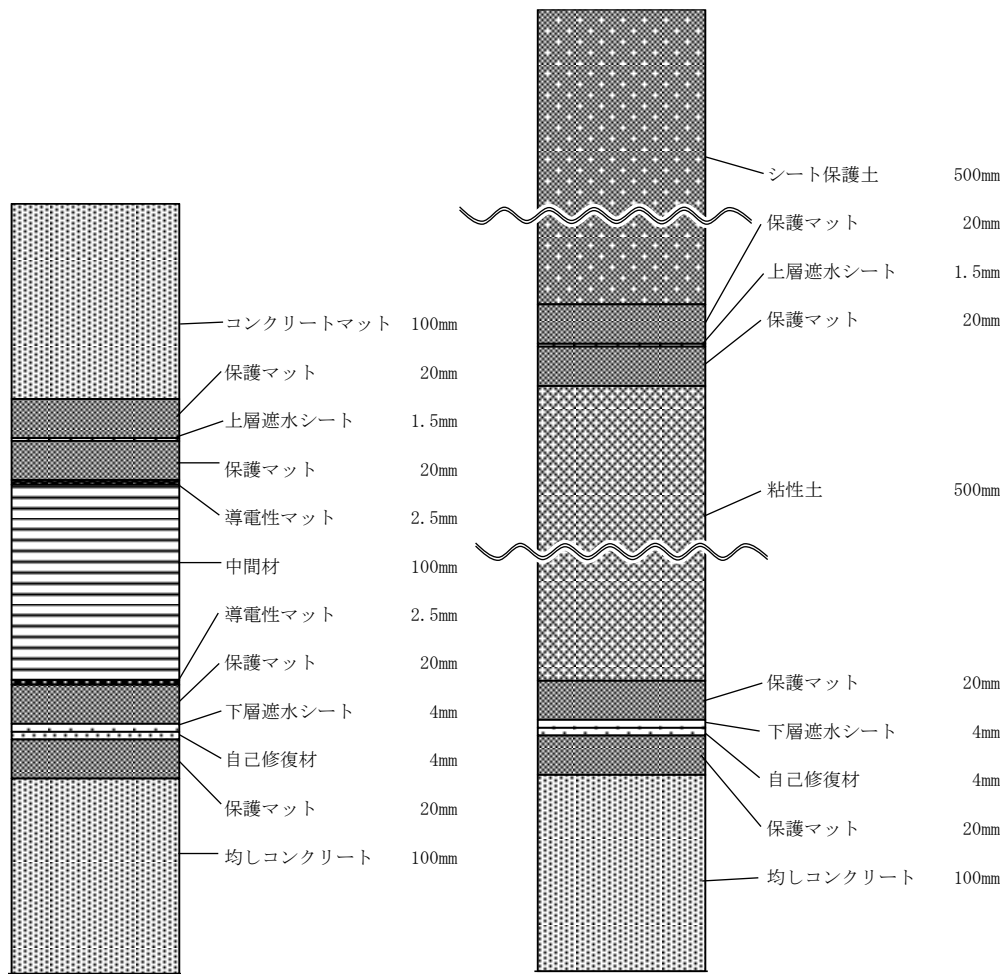


図 2 - 2 - 11 最終処分場の遮水工の構造

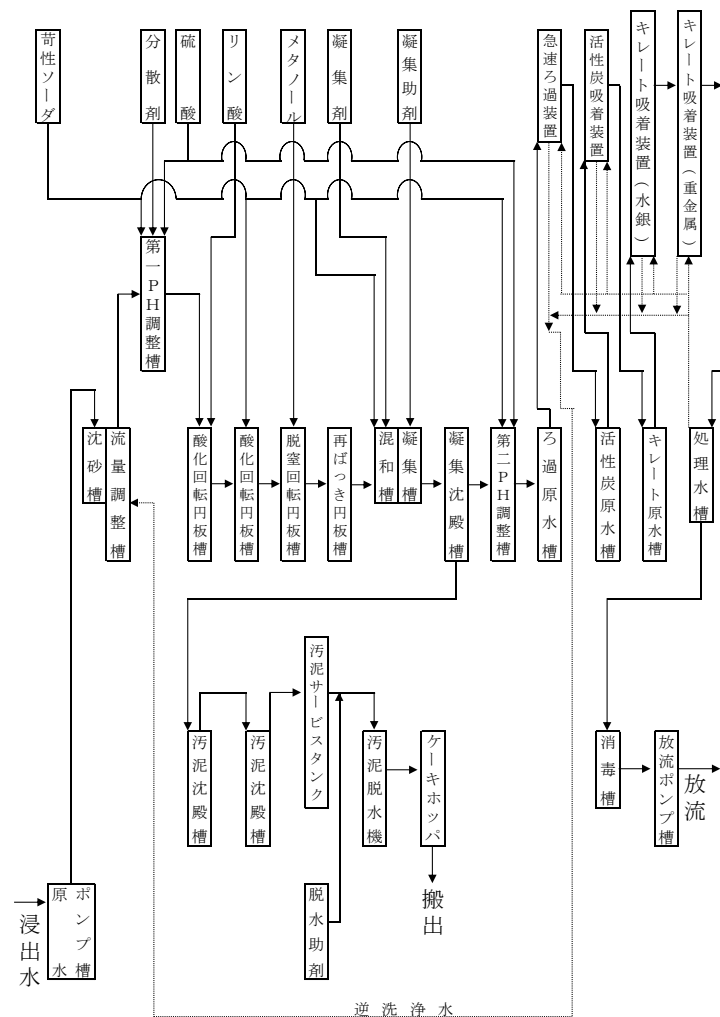


図 2-2-12 最終処分場の浸出水処理フロー

表 2-2-18 埋立量の状況

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
不燃ごみ (収集)	t/年	42	48	47	53	46
不燃ごみ (直接搬入)	t/年	38	79	49	58	42
不燃ごみ小計	t/年	80	127	96	111	88
焼却残渣	t/年	183	177	203	196	185
埋立量合計	t/年	263	304	299	307	273

2-4 ごみ処理に係る経費の状況

当町のごみ処理に係る歳入の状況を表2-2-19、歳出の状況を表2-2-20に示す。

表2-2-19 ごみ処理に係る歳入の状況

(単位：千円)

区分		年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
			2017	2018	2019	2020	2021
特定財源	国庫支出金		0	0	0	0	0
	県支出金		0	0	0	0	0
	地方債		0	0	0	0	0
	使用料及び手数料		298	315	411	468	448
	その他		9,445	9,471	10,334	9,712	9,802
	小計		9,743	9,786	10,745	10,180	10,250
一般財源			144,464	203,114	288,134	295,263	217,732
合計			154,207	212,900	298,879	305,443	227,982

表2-2-20 ごみ処理に係る歳出の状況

区分			年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
				2017	2018	2019	2020	2021
建設・改良費	工事費	中間処理施設	千円	0	0	0	0	0
		最終処分場	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
	調査費	千円	0	0	0	0	0	
	組合分担金	千円	0	0	7,945	70,887	74,034	
	小計	千円	0	0	7,945	70,887	74,034	
処理及び維持管理費	人件費		千円	15,298	13,777	12,845	12,576	9,387
	処理費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0
		中間処理費	千円	0	0	0	0	0
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0
	車両等購入費		千円	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	千円	36,964	36,974	37,408	43,944	38,320
		中間処理費	千円	7,919	7,919	6,540	5,940	5,940
		最終処分費	千円	0	0	0	0	0
その他		千円	6,320	5,625	4,858	3,161	3,031	
組合分担金		千円	87,706	148,605	157,783	168,935	97,270	
その他		千円	0	0	0	0	0	
合計		千円	154,207	212,900	227,379	305,443	227,982	
町全体の歳出		千円	7,428,670	7,537,090	8,222,156	10,718,875	9,011,140	
ごみ処理事業費の占める割合		%	2.1	2.8	2.8	2.8	2.5	
1人当たりのごみ処理費		円/年	8,286	11,532	12,417	16,951	12,854	
1t 当たりのごみ処理費		円	37,851	50,307	53,163	72,863	54,633	

3. ごみ処理の課題

3-1 町民、事業者、行政の協力体制に関する課題

ごみ処理に関するさまざまな問題を解決するためには、町民、事業者及び行政がそれぞれの立場からできることに取り組んでいかなければならない。

そのためには、それぞれの立場で何をすべきか、何ができるかなど、共通の認識を持って対応を行う。

3-2 ごみの減量化・再生利用に関する課題

3-2-1 ごみの減量化

当町の1人1日あたりのごみ発生量は、平成29年度以降増加傾向が見られる。全国的にみて、1世帯当たりの構成人数が少なくなるほど、1人あたりのごみ排出量は増加する傾向があることから、当町においても同様の現象が生じていると推測される。ごみ排出量が減少していくように、啓発活動を行っていく。

3-2-2 ごみの再生利用

ごみの再生利用に関する取組状況の指標となる資源集団回収や全体の資源化量は前回策定当時（平成18年度）から大きく減少している（表2-3-1）。要因として、近年、民間のリサイクル事業が進んでいるが、民間事業の資源収集量は町で把握できていない。そのため、町が把握している資源収集量の計算は、実態よりも資源化率やリサイクル率が低くなってしまっている。

町の分別収集、民間団体の古紙等集団回収事業、生ごみ処理機の活用等の啓発を行い、資源化率やリサイクル率が増加するように努力する。

表2-3-1 ごみの排出量及び処理量の実績

区分	年度	平成18	令和3	備考
		2006	2021	
人口（年度末現在）	(1) 人	20,899	17,736	
収集ごみ	(2) t/年	2,588	3,595	
直接搬入ごみ	(3) t/年	1,070	578	
ごみ排出量合計	(4) t/年	3,658	4,173	(2) + (3)
資源集団回収	(5) t/年	947	153	
ごみ発生量合計	(6) t/年	4,605	4,326	(4) + (5)
1人1日あたり ごみ発生量	(7) g/人・日	603.69	668.2	(6) × 1,000,000 ÷ 365 ÷ (1)
焼却量	(8) t/年	2,958	3,715	
資源化量（収集+直接搬入）	(9) t/年	561	349	
資源化量（全体）	(10) t/年	1,508	733	
埋立量（焼却残渣を除く）	(11) t/年	139	273	
資源化率	(12) %	15.34	8.36	(9) ÷ (4) × 100
リサイクル率	(13) %	32.75	16.94	(10) ÷ (6) × 100

3-2-3 新たな資源化の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3（2021）年4月1日に交付、令和4（2022）年4月1日に施行された。

この法律では、市町村に対して、「区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずる」と「国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずる」ことの努力義務を定めている。

本町では、現在、容器包装以外のプラスチックごみについて、分別収集した上で基本的に焼却処理を行い、その過程で熱を回収、発電・給湯等に利用している（サーマルリサイクル）。

このプラスチック資源の循環的利用について、県をはじめ組合を構成する袋井市とともに、検討を行っていく。

また、今後のリサイクル技術の進歩について情報を収集し、さらなる資源化について検討を進めていく。

3-3 収集・運搬に関する課題

高齢化や核家族化がさらに進行した場合、処理業者や回収拠点への搬入・排出が困難な世帯が生じる可能性がある。このような世帯を対象とした支援策としての戸別収集について、検討を行っていく。

3-4 中間処理・最終処分に関する課題

広域的な廃棄物処理に際し、当町や組合を構成する他市との連携を密にして、施設の適正な運営をしていく。

3-5 不法投棄防止対策

不法投棄の防止に関しては、現在、環境美化パトロールの実施（月10～11回）や不法投棄防止の看板設置を行っている。しかし、山林、河川等への粗大ごみの投棄、道路沿線等への空き缶等の散乱は現在もあり、地域住民と不法投棄根絶を目指して対策を行っていく。

3-6 ごみ処理のさらなる広域化について

ごみの処理量は、人口減少や3Rの推進により、今後減少していくと考えられる。

一方で、ごみ処理を安定的・効率的に行うためには、ごみ量に見合った規模の施設で処理することが望ましく、将来的には複数の市町が共同して広域的に廃棄物を処理するための施設整備が一層重要になる。

このような背景から、静岡県では令和4（2022）年3月に「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定し、今後の広域的な処理体制の方向性を示した。

この計画において、本町は西部地域に属し、計画期間である令和13（2031）年度までは、ケース2「現行の袋井市森町広域行政組合で処理」、その後の長期的な展望としてはケース3

「森町・袋井市・掛川市・菊川市での広域処理」、さらにはケース4「西部地域全部での広域処理（ケース3に浜松市、湖西市、磐田市を追加）」という方向性を示している。

町としては、組合を構成する袋井市、及び近隣市町と情報・意見を交換し、より効率的なごみ処理に向けた検討を進めていく。

4. ごみ処理基本計画

4-1 ごみの発生量及び処理量の見込み

4-1-1 ごみ処理の流れ

目標年度におけるごみ処理の流れを図2-4-1に示す。

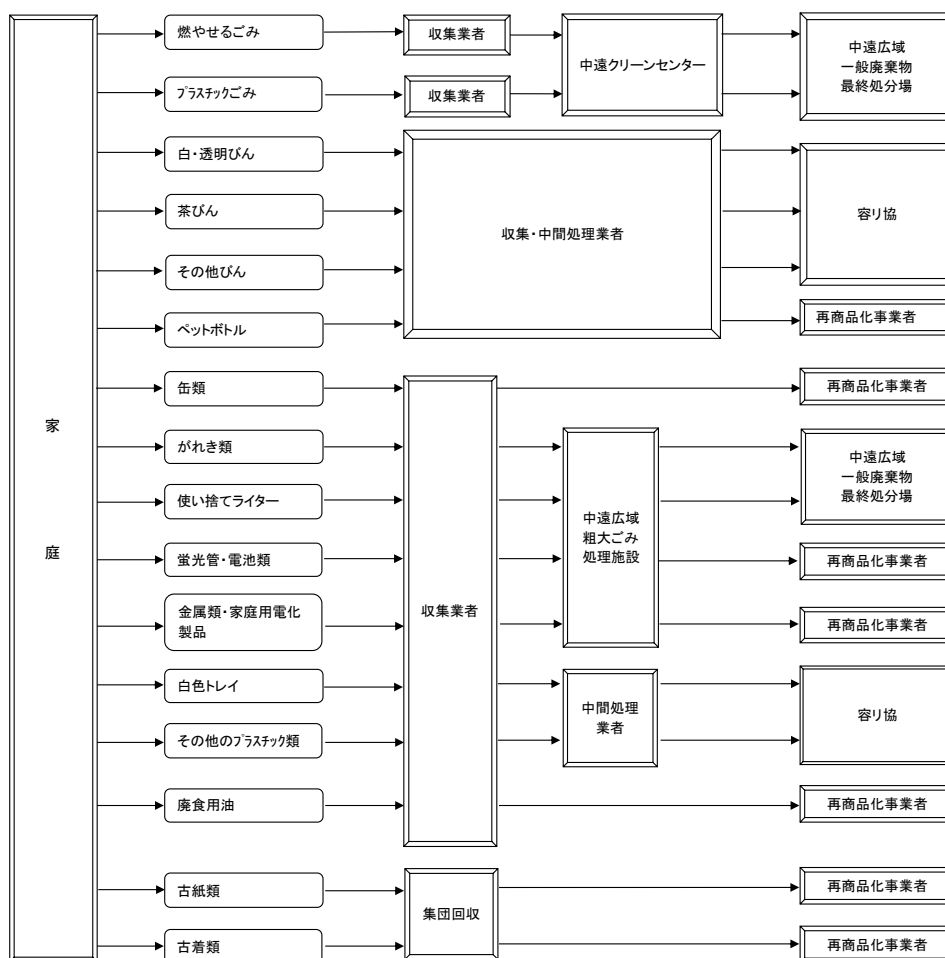


図2-4-1 目標年度におけるごみ処理の流れ

4-1-2 ごみの排出量及び処理量の実績及び見込み

ごみの排出量及び処理量の実績及び現状のまま目標年度まで推移した場合の見込みを表 2-4-1 に示す。

令和 14 (2032) 年度では人口及びごみ発生量合計がともに減少しているが、人口の減少と比較してごみ発生量合計の減少は緩やかであり、1 人 1 日あたりごみ発生量は増加している。また、資源化量が減少し、資源化率及びリサイクル率も低下することが見込まれている。

表 2-4-1 ごみの排出量及び処理量の実績及び見込み

区 分	年 度		令和 3	令和 14	備 考
			2021	2032	
人口 (年度末現在)	(1)	人	17,736	16,350	
収集ごみ	(2)	t/年	3,595	3,292	
直接搬入ごみ	(3)	t/年	578	616	
ごみ排出量合計	(4)	t/年	4,173	3,908	(2) + (3)
資源集団回収	(5)	t/年	153	114	
ごみ発生量合計	(6)	t/年	4,326	4,022	(4) + (5)
1 人 1 日あたり ごみ発生量	(7)	g/人・日	668.2	672.1	(6) × 1,000,000 ÷ 365 ÷ (1)
焼却量	(8)	t/年	3,715	3,498	
資源化量 (収集 + 直接搬入)	(9)	t/年	349	290	
資源化量 (全体)	(10)	t/年	733	656	
埋立量 (焼却残渣を除く)	(11)	t/年	273	278	
資源化率	(12)	%	8.36	7.42	(9) ÷ (4) × 100
リサイクル率	(13)	%	16.94	16.31	(10) ÷ (6) × 100

4-1-3 ごみの排出量及び処理量の目標

ごみ排出削減やさらなる資源化に関する取組の効果も踏まえた目標を表2-4-2に示す。

本計画の上位計画である「第9次森町総合計画」において、表2-4-3に示す目標指標が掲げられている。そのため、本計画では町総合計画の目標指標を達成でき、かつ資源化率が増加していくよう、各指標を設定した。

表2-4-2 ごみの排出量及び処理量の実績及び目標

区分	年度		実績		備考
			令和3	目標年度	
			2021	2032	
人口（年度末現在）	(1)	人	17,736	16,350	
収集ごみ	(2)	t/年	3,595	3,178	
直接搬入ごみ	(3)	t/年	578	616	
ごみ排出量合計	(4)	t/年	4,173	3,794	(2) + (3)
資源集団回収	(5)	t/年	153	114	
ごみ発生量合計	(6)	t/年	4,326	3,908	(4) + (5)
1人1日あたり ごみ発生量	(7)	g/人・日	668.2	653.1	(6) × 1,000,000 ÷ 365 ÷ (1)
焼却量	(8)	t/年	3,715	3,384	
資源化量 (収集+直接搬入)	(9)	t/年	349	290	
リサイクル量 (全体)	(10)	t/年	733	656	(5) + (9)
最終処分量	(11)	t/年	273	272	
資源化率	(12)	%	8.36	7.64	(9) ÷ (4) × 100
リサイクル率	(13)	%	16.94	16.79	(10) ÷ (6) × 100

表2-4-3 第9次森町総合計画における目標との比較

目標指標		第9次森町総合計画			本計画 目標値 2032 (R14)
		現状値 H26 (2014)	目標値		
			R3 (2021)	R8 (2026)	
家庭系収集可燃ごみ	t/年	2,156			2,080
家庭系収集埋立ごみ	t/年	43.51			51
家庭系収集資源ごみ	t/年	375.55			262
家庭系直接搬入可燃ごみ	t/年	396.82			519
資源集団回収	t/年	353.25			114
家庭ごみ年間排出量	t/年	3,325			3,026
人口（年度末現在）	人	19,220			16,350
1人あたりの家庭ごみ年間排出量	kg/人	167	159	150	185

※1 人あたりの家庭ごみ年間排出量 = (家庭系収集ごみ + 家庭系直接搬入ごみ + 収集埋立ごみ + 収集資源ごみ + 資源集団回収) / 人口

4-2 ごみの減量化・再生利用計画

4-2-1 排出抑制・再資源化に関する目標

ごみ処理事業の実施に当たっては、より環境負荷の少ない取組を優先することが重要である。国及び県も推奨する3Rの取組において、環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の順に事業展開が図られることに配慮しながら、ごみの減量化・再生利用を促進するものとする。

4-2-2 排出抑制・再資源化の方法

(1) 行政における方策

1) 啓発活動の推進

ホームページ、広報紙等を使用した情報発信あるいは出前講座、施設見学等による環境教育などを行い、住民意識啓発を図る。なお、平成30（2018）年度以降では以下の啓発活動を行っている。

- ・広報もりまち「ごみの減量と分別のよびかけ」「町内での美化活動等の紹介」「不法投棄報告の呼び掛け」等
- ・「森町ちやっとメール」でのごみ情報の提供
- ・「森町公式LINE」によるごみ情報の提供と、家庭ごみの出し方ナビへの案内

2) 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来なら食べることができたのに捨てられてしまった食品（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）のことであり、日本は年間600万トン以上の食品ロスが発生していると推計されている。

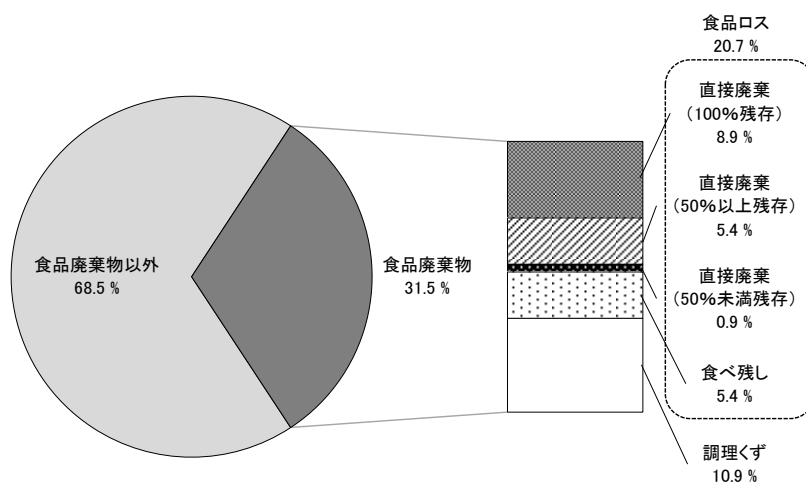
令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」）が施行され、第4条にて「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定された。

本町では令和3（2021）年11月に、環境省と共同で家庭から排出される食品ロス（食品廃棄物）の発生量調査を行った。

排出されたごみからサンプル（486.98kg）を採取し、組成を調査した結果、食品ロスが占める割合は重量で20.7%であった。

また、1人1日あたりの食品ロス発生量を推計すると、34.3g/人・日となり、その内訳は、直接廃棄が14.8g/人・日、食べ残しが9.0g/人・日であった。

調査結果から、本町では、家庭排出される燃えるごみに年間約147トン（令和3年度推估值）の食品ロスが含まれていると推計されており、事業系一般廃棄物の中にも大量の食品ロスが含まれているものと想定される。これらをふまえ、家庭系及び事業系可燃ごみの発生を抑制（リデュース）するため、食品ロス削減に取り組むものとする。



※「直接廃棄」とは、販売された際の容器包装内に残った状態で廃棄されたもの。
 小数点以下第二位を四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある。

図 2-4-2 食品ロス実態調査結果



直接廃棄



食べ残し

図 2-4-3 食品廃棄物の例

【取組内容】

①出前講座の実施

現在実施している出前講座の内容に、食品ロス削減に関する知識や情報等を盛り込み、食品ロスに対する意識の醸成を図る。

②食品ロス削減における啓発

食品ロス削減推進法に規定された食品ロス削減月間(10月)には、広報や町内回覧等で食品ロス削減の啓発を行う。町ホームページや町公式LINE等を活用して、随時、食品ロス削減に関する情報を発信する。

③生ごみ処理機の利用促進

生ごみ処理機を活用することで、やむなく発生してしまう食品ロスについては、減量化または堆肥化(リサイクル)ができる。町の補助制度の活用とも併せて、生ごみ処理機の積極的な利用を促す。

④小売業や飲食店と協力した啓発

廃棄品や食べ残しの減少を図るため、小売店や飲食店と協力し、町民に対する啓発を行う。

⑤実態調査の実施

食品ロスの発生量や削減対策の効果を確認するため、定期的の実態調査(ごみ袋の開封調査)を実施し、効果的な施策の検討資料とする。

3) 処理手数料の徴収

ごみ処理の有料化で排出者に節約意識が芽生え、ごみの減量にある程度の効果があると言われている。現在、処理施設へ直接搬入する際には手数料を徴収している。また、燃やせるごみの排出に用いている指定袋の料金の設定にも処理手数料という考えが含まれている。

排出者の直接的な負担増、公平な費用負担、ごみ減量に伴う税金の節約など、さまざまな観点から検討し、適切な料金体系を構築するものとする。

4) 住民活動の支援

古紙等資源集団回収事業補助金の交付、生ごみ処理機購入費補助金の交付を継続し、これらの事業の推進を図る。また住民団体の行うごみの減量化、再生利用に関する取組みについて広報し、住民への周知を支援する。

5) 資源ごみの分別収集推進

缶、びん、ペットボトルは、すでに実施している多品目の分別収集を維持し、これらの資源化を推進する。

廃食用油については、平成21(2009)年度から収集を開始した。今後も分別収集を維持し、資源化及び燃料化を推進する。

剪定枝等のバイオマス資源をはじめとするその他の品目についても、周辺自治体の取組状況、リサイクル技術の開発動向、再生事業者の進出などを注視し、分別収集実施の可能性について検討していく。

(2) 住民による協力

住民に対しては、ごみ発生の少ない生活習慣、消費活動を行うよう協力を求める。主な活動として以下の事項がある。

- ・マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない。
- ・簡易包装を選択する。
- ・リサイクルショップや再生品を利用する。
- ・分別収集に協力する。
- ・集団回収その他のごみ減量化、再生利用に関する活動に参加する。
- ・生ごみ処理機を活用する。生ごみの水切りを徹底する。
- ・食べ残し、作り残し等の食品ロスを削減する。
- ・買い物は、ばら売り等を利用し、必要最小限の分だけ購入する。

(3) 事業者による協力

小売店等に対しては、マイバッグ運動への協力（レジ袋の有料化、ポイント制度など）、ばら売り、簡易包装等、ごみの少ない販売方法への協力を求める。

一般事業者に対しては、ごみの排出者として事業活動から発生するごみの減量化及び再生利用の推進への協力を求める。

その他、町や住民が行うごみ減量化、再生利用に関する取組への協力、支援を求める。

4-2-3 再資源化量

計画資源化量を表 2-4-4 に示す。

表 2-4-4 計画資源化量

(単位：t/年)

区分		年度	実績	目標
			令和 3	令和 14
		2021	2032	
直接資源化	缶類(一部金属類を含む)		19	19
	ペットボトル		2	2
	小計		21	21
粗大ごみ・ その他のごみ からの資源化	金属類		109	93
	びん類		101	80
	ペットボトル		18	15
	白色トレイ		2	1
	容器包装プラスチック		114	96
	廃食用油(燃料化)		5	5
	小計		349	290
焼却処理から の資源化	スラグ		177	197
	メタル		33	34
	小計		210	231
集団回収	紙パック		1	1
	紙類		144	109
	布類		8	4
	小計		153	114
資源化量合計			733	656
資源化率(資源化量合計/ ごみ総排出量×100)			16.9	16.8

4-3 収集・運搬計画

4-3-1 収集・運搬に関する目標

ごみの収集運搬業務は、住民との直接的な接点であると同時に地域に密着したものであり、分別区分の多様化や収集区域の広さ等により、ごみ処理事業費の多くを占める分野でもある。また、収集・運搬の方法によって、その後の中間処理システム及び最終処分に及ぼす影響が大きい。したがって、住民サービスの維持・向上に努めるとともに、住民の理解と協力のもと効率的な収集及び資源化を目指し、適切な体制作りを図るものとする。

4-3-2 収集・運搬の方法

(1) 収集区域の範囲

収集区域の範囲は、行政区域全体とする。

(2) 収集運搬主体

収集運搬業務は、民間業者に委託して実施する。

(3) 収集場所

収集場所に関して、平成 29（2017）年度からデータベース化して管理を行っており、現在の収集場所を維持する。

ただし、転入、転出、町内での転居などの人口分布の変化、分別区分や収集頻度などの変化、住民の要望等に応じて適宜見直しを行う。

(4) 収集区分、排出方法、収集頻度

町の定期収集は、現行の区分、排出方法及び頻度を維持する。ただし、社会情勢の変化、収集の効率化、住民や受入れ先の要望等、必要に応じて見直していく。

集団回収による古紙等の回収、生ごみ処理機等による生ごみの自家処理については、補助制度を継続することで事業推進を図り、再資源化に努める。

令和 3（2021）年度におけるごみの種類ごとの収集区分、排出方法及び収集頻度を表 2-4-5 に示す。

表 2-4-5 平成 29 年度におけるごみの種類ごとの収集区分、排出方法及び収集頻度

形態	区分	排出方法（容器等）	収集頻度
町の収集	燃やせるごみ	町指定袋	週 2 回
	缶類	大きな水色コンテナ	月 1 回
	金属類・家庭用電化製品	大きな水色コンテナ	月 1 回
	びん類	小さな水色コンテナ（色別）	月 1 回
	ペットボトル	緑色ネット	月 1 回
	がれき類	緑色コンテナ	月 1 回
	プラスチックごみ	緑色コンテナ	月 1 回
	使い捨てライター	各地区で用意した灯油缶など	月 1 回
	蛍光管・電池類	各地区で用意した灯油缶など	月 1 回
	白色トレイ	青色ネット	月 2 回
	その他のプラスチック類	青色ネット	月 2 回
	廃食用油	緑色コンテナ	月 1 回
拠点回収	びん類	小さな水色コンテナ（色別）	月 2 回
	ペットボトル	専用袋（収集業者指定）	月 2 回
	白色トレイ	青色ネット	月 2 回
	その他のプラスチック類	青色ネット	月 2 回
集団回収	古紙類、古着類など	各団体の取り決めによる	同左

4-3-3 収集・運搬量

町収集における計画収集量を表 2-4-6 に示す。

表 2-4-6 計画収集量

区分			年度		備考
			実績	目標	
			令和 3 2021	令和 14 2032	
年間	収集量計 (1)	t/年	2,637	2,393	(2) + (3) + (4)
	可燃ごみ (2)	t/年	2,250	2,080	
	資源ごみ (3)	t/年	46	51	
	埋立ごみ (4)	t/年	341	262	
日平均	収集量計 (5)	t/日	7.2	6.5	(6) + (7) + (8)
	可燃ごみ (6)	t/日	6.2	5.7	
	資源ごみ (7)	t/日	0.1	0.1	
	埋立ごみ (8)	t/日	0.9	0.7	

4-4 中間処理計画

4-4-1 中間処理に関する目標

町の収集及び直接搬入されたごみ（一般廃棄物）を中間処理することにより減容化、資源化、無害化、安定化を図る。

4-4-2 中間処理に関する目標

処理対象ごみごとの処理方法を表 2-4-7 に示す。

表 2-4-7 中間処理の方法

処理対象ごみ	処理施設	処理方法	効果
可燃ごみ (燃やせるごみ)	中遠クリーン センター	熔融処理	減容化、安定化、 無害化
缶、びん ペットボトル 白色トレイ 発泡スチロール その他のプラスチック類 廃食用油	民間の処理施設	各施設の処理方法	資源化
金属類・家庭用電化製品 蛍光管・電池類 使い捨てライター	中遠広域粗大ごみ 処理施設	破碎、選別処理 (金属回収)	資源化
がれき類	中遠広域粗大ごみ 処理施設	破碎処理	減容化

4-4-3 中間処理に関する取組

可燃ごみ（燃やせるごみ）は、引き続き中遠クリーンセンターで処理を行う。

また、同施設で発生するメタル及び熔融スラグは、路盤材など土木資材として利用している。資源の有効活用のため、引き続き熔融スラグの利用方法について袋井市とともに進めていく。

金属類・家庭用電化製品、がれき類等は、中遠広域粗大ごみ処理施設で破碎処理を行う（第 2 項 表 2-2-15 及び図 2-2-8 参照）。

4-4-4 計画処理量

中遠クリーンセンターにおける当町分の計画処理量を表2-4-8に、中遠広域粗大ごみ処理施設における当町分の計画処理量を表2-4-9に示す。

表2-4-8 中遠クリーンセンターにおける計画処理量（当町分）

区分	年度		令和3	令和14	備考
			2021	2032	
焼却量計 (1)	t/年		3715	3384	(2) + (3)
収集可燃ごみ (2)	t/年		3208	2865	
直接搬入可燃ごみ (3)	t/年		507	519	(4) + (5) + (6)
日平均焼却量 (7)	t/日		10.2	9.2	(1) ÷ 365 (366)

表2-4-9 中遠広域粗大ごみ処理施設における計画処理量（当町分）

区分	年度		令和3	令和14	備考
			2021	2032	
資源ごみ処理量計 (1)	t/年		370	311	(2) + (3)
収集 (2)	t/年		341	262	
直接搬入 (3)	t/年		29	49	
日平均処理量 (4)	t/日		1.0	0.8	(1) ÷ 365
埋立ごみ処理量計 (5)	t/年		88	99	(6) + (7)
収集 (6)	t/年		46	51	
直接搬入 (7)	t/年		42	48	
日平均処理量 (8)	t/日		0.2	0.3	(5) ÷ 365

4-5 最終処分計画

4-5-1 最終処分の方法

資源化に適さないごみ（一般廃棄物）については、中間処理により減容化、無害化、安定化を図ったうえで、最終処分場に埋立処分する。

次の処分対象ごみを中遠広域一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

- ・中遠クリーンセンターで発生する飛灰固化物
- ・中遠広域粗大ごみ施設で発生する破碎不燃物（がれき類を破碎したもの）

4-5-2 計画処分量

中遠広域一般廃棄物最終処分場における最終処分量のうち、当町分の埋立ごみの計画処理量を表 2-4-10 に示す。

表 2-4-10 中遠広域一般廃棄物最終処分場における計画処分量（当町分の埋立ごみ）

（単位：t/年）

区 分	年 度	令和 3	令和 14	備 考
		2021	2032	
埋立ごみ合計	(1)	88	99	(2) + (4)
収集埋立ごみ計	(2)	46	51	(3)
直接搬入埋立ごみ	(4)	42	48	(5)

4-6 ごみ処理計画の推進に必要な事項

4-6-1 関係団体との協力に関する基本方針

ごみの減量化、再生利用、環境美化に関する取り組みを行う消費者団体、PTA、町内会、事業者などとの連携を強化し、町民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成を目指していくものとする。

役場内においても各種団体を担当する窓口が住民生活課、産業課、社会教育課などと分かれることから、各課が連携して啓発、支援活動を行い効率的なごみ処理事業の推進を図るものとする。

4-6-2 不法投棄対策

家電、家具などの大型ごみの投棄や空き缶、たばこなどの投げ捨て、他地域のごみ収集場所へのごみ放置など不法投棄が問題となっている。シルバー人材センターに委託している環境美化パトロール事業を継続し、不法投棄の監視、指導を図るとともに、環境美化活動などを通じて不法投棄されにくい環境を整えていく。

4-6-3 特別管理一般廃棄物の対応

(1) PCB使用製品及び部品

平成13(2001)年7月から施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」に基づいた処理を実施してきた。豊田事業エリアに属する当町では、PCB濃度が5,000ppm以上である高濃度PCB廃棄物の処理期間が2022年(令和4年)3月31日をもって終了した。

PCB濃度が5,000ppm以下の低濃度PCB廃棄物については、法定期限である2027年(令和9年)3月31日までに処理を完了するものとする。

また保管及び処分の届出がされていないPCB廃棄物について、引き続き保管の実態を調査し、事業者に対し届出及び処分期間内の処理等必要な指導を行う。

(2) 感染性一般廃棄物

病院・診療所等から発生する感染性一般廃棄物については、医師会、その他医療関係機関がそれぞれの責任のもとに処理することとする。

なお、在宅医療等により家庭で発生する一般廃棄物については、病院・診療所等で処理することとする。

4-6-4 適正処理困難物に対する対処方針

町のごみ収集、処理、処分に取り扱うのに困難な物については、購入先や販売店等で処理することとする。

リサイクル関連法で処理方法が定められている物については、該当法規に従い処理する。

産業廃棄物全般については、町の事業で取り扱わない。

小型充電式電池について、様々な小型家電製品に内蔵された充電池がごみとして排出され、収集運搬や処理の過程で発火、火災の原因となる問題が全国で発生している。この充電池については、町では回収しないことと、販売店等の回収拠点の周知を重点的に進める。

町の事業で取り扱わない主な廃棄物を表 2-4-11 に示す。

表 2-4-11 町で取り扱わない主な廃棄物

【家電リサイクル法の対象】 テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
【町で処理できないごみ】 タイヤ、バッテリー、医薬品・医療器具、農薬の容器・ビニールハウスのビニール、農業用機械、事業用機械類、オートバイ・自動車、中身が残っているペンキ缶等、産業廃棄物全般、フロン類が含まれる電化製品、石膏ボード、ガソリン、灯油、機械油、消火器、事業系一般廃棄物

4-6-5 災害廃棄物の対応

大地震、大洪水など大型災害が起こった場合には、一時的に処理施設の能力をはるかに超えた多量のがれき等の廃棄物が発生することが想定される。これら災害廃棄物の処理には、一定期間廃棄物を保管できる敷地の確保、運搬その他作業機器の調達、広域的な処理協力等が必要となる。

静岡県内自治体では、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互扶助に関する協定」を平成 13 年に締結し、処理施設の事故を含めた災害時に一般廃棄物処理の援助を他市町に要請できることになっている。また、平成 19 (2007) 年に静岡県と社団法人静岡県産業廃棄物協会は、大規模災害時に発生する廃棄物の処理に関する協定を結び、被災市町の要請で災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分等の協力を同協会に求めることができるようになっている。

静岡県が平成 27 (2015) 年に策定した「静岡県災害廃棄物処理計画」では、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめられている。これを踏まえ、当町では平成 28 (2016) 年度に「森町災害廃棄物処理計画」を策定し、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめている。「森町災害廃棄物処理計画」の概要を表 2-4-12 に示す。

表 2-4-12 「森町災害廃棄物処理計画」の概要

対象とする 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震・南海地震、大正型関東地震） ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震）
対象とする 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害によって発生 不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物（木くず）、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、廃船舶、思い出の品、津波堆積物、腐敗性廃棄物、危険物など ・被災者や避難者の生活に伴い発生 生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿
処理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・処理期間：3年間を目標 ・処理費用：災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用 ・処理方法等：リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくする。 災害廃棄物の処理にあたっては、3Rの観点から、できるだけ仮置き場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針	
1-1 生活排水処理に係る理念・目標	3- 1
1-2 生活排水処理施設整備の基本方針	3- 1
2. 生活排水の処理の状況	
2-1 処理形態別の人口の推移	3- 2
2-2 し尿等の発生量の実績及びその性状	3- 3
2-3 し尿等の処理状況	3- 3
2-4 生活排水浄化の取り組み	3- 7
2-5 し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況	3- 8
3. 生活排水処理の課題	
3-1 既存計画等との整合性	3- 9
3-2 経済的要因	3- 9
3-3 社会的要因	3-10
3-4 投資効果発現の迅速性	3-10
3-5 将来見直し	3-10
3-6 浄化槽の適正管理	3-10
4. 生活排水の処理主体	
4-1 生活排水の処理主体	3-11
4-2 生活排水の処理目標	3-11
4-3 生活排水を処理する区域及び人口等	3-12
4-4 施設及びその整備計画の概要	3-14
4-5 し尿・汚泥の処理計画	3-15
4-6 生活排水処理計画の推進に必要な事項	3-17

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の基本方針

1-1 生活排水処理に係る理念・目標

当町のほぼ中央を流れる太田川は、川沿いに親水公園や運動場等が整備され、優れた河川景観もあって住民の憩いの場となっている。また、水道用水、工業用水、農業用水等の生活・産業基盤を支える様々な目的の水源として利用されている。さらに、流域の支川を含めアユやカワセミに代表される清らかな流れを有し、動植物の良好な生育・生息・繁殖の場となっている。

豊かな自然を育む太田川流域河川の清流を保全するため、生活排水対策の必要性等について住民に理解を求め、積極的に水質保全に取り組んでいくものとする。

1-2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、生活排水処理施設の整備普及を進めていくこととし、その基本方針は次の通りとする。

(1) 公共下水道

都市計画用途指定地域を中心とした人口の密集地域においては、公共下水道の整備を推進し、下水道整備区域内の全ての家庭、事業所等が下水道へ接続するよう、啓発・指導を行う。

(2) 農業集落排水処理施設

農業振興地域で集落を形成している地域について、農業集落排水処理施設を整備し、地域の水質浄化を図る手法があるが、本計画期間では基本的に下水道及び合併処理浄化槽の推進を図るものとし、農業集落排水処理施設を整備しない。

(3) コミュニティ・プラント

新規に開発される団地や住宅街について、コミュニティ・プラントを整備し、地域の水質浄化を図る手法があるが、本計画期間では農業集落排水処理施設と同様に整備しない。

(4) 合併処理浄化槽

下水道整備区域外の地域については、合併処理浄化槽による処理を推進する。

(5) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽を設置している家庭については、各家庭の事情を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を促し、協力を求める。

(6) し尿処理施設

浄化槽汚泥及び汲み取り生し尿については、当町及び袋井市で構成する袋井市森町広域行政組合が運営管理する袋井衛生センター（クリーンピアあいの）で処理するとともに、同施設が長期にわたり安定して処理できるよう、袋井市と協力していく。

2. 生活排水処理の状況

2-1 処理形態別の人口の推移

生活排水処理人口の推移を表3-2-1に、生活排水処理の流れを図3-2-1に示す。
 公共下水道の処理人口増加に伴い生活排水処理率が向上している。

表3-2-1 生活排水処理人口の推移

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
1. 計画処理区域内人口	人	18,611	18,461	18,312	18,019	17,736
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	〃	7,327	7,544	7,658	7,739	7,779
(1) コミュニティ・プラント	〃	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	〃	4,683	4,769	4,795	4,808	4,656
(3) 下水道	〃	2,644	2,775	2,863	2,931	3,123
(4) 集落排水施設	〃	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	〃	10,404	10,086	9,874	9,547	9,265
4. 非水洗化人口	〃	880	831	780	733	692
(1) 収集	〃	678	638	603	565	527
(2) 自家処理	〃	202	193	177	168	165
5. 計画処理区域外人口	〃	0	0	0	0	0
6. 生活排水処理率	%	39.4	40.9	41.8	42.9	43.9

注) 各年 10 月 1 日現在の人口 (外国人を含む)

生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100 (%)

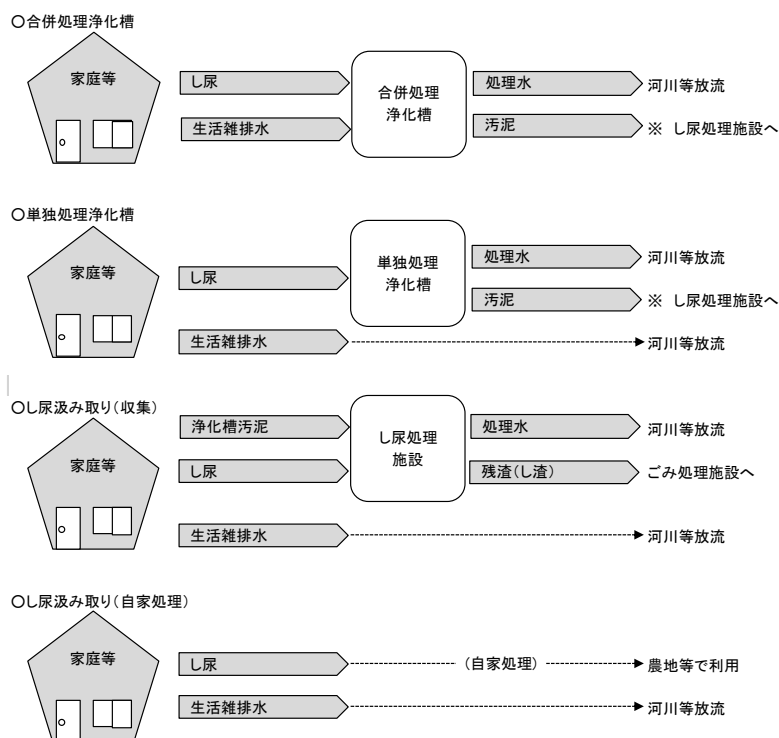


図3-2-1 生活排水処理の流れ

2-2 し尿等の収集量の実績及びその性状

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績を表3-2-2に示す。し尿量、浄化槽汚泥量ともに減少している。浄化槽汚泥混入率は過去5年間で増加傾向にあり、平成28年度では90%を超えている。

表3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

区分		年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
			2017	2018	2019	2020	2021
収集量	kL/年		7,575	7,491	7,815	7,699	7,388
	し尿（汲み取り）	〃	730	685	703	645	633
	浄化槽汚泥	〃	6,845	6,806	7,112	7,054	6,755
	（日平均）	kL/日	20.75	20.52	21.41	21.04	20.24
	浄化槽汚泥混入率	%	90.4	90.9	91.0	91.6	91.4

注) 日平均は各年度の日数で計算

2-3 し尿等の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者1社が実施している。この業者は3tバキューム車5台、総積載量15kLの車両を用いている。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、袋井衛生センターで行っている。施設の概要を表3-2-3に、処理フローを図3-2-2及び図3-2-3に示す。処理後に発生する汚泥は中遠クリーンセンターに搬入している。

表 3-2-3 し尿処理施設の概要

施設名称	袋井衛生センター「クリーンピアあいの」						
所在地	袋井市愛野 2961						
施設	第1プラント			第2プラント			
処理能力	60kL/日 (し尿)		40kL/日 (浄化槽汚泥)	3kL/日 (し尿)		47kL/日 (浄化槽汚泥)	
	計 100kL/日			計 50kL/日			
処理方式	水処理	主処理	高負荷酸化処理方式 (し尿) 1段活性汚泥法処理 (浄化槽汚泥)	水処理	主処理	浄化槽汚泥対応型 膜分離高負荷脱窒素処理	
		高度処理	凝集沈殿 → 砂ろ過		高度処理	凝集沈殿 → 砂ろ過	
	汚泥処理	余剰汚泥	IZ 脱離液と混合脱水 → 搬出 → ごみ焼却施設にて処理	臭気処理	高・中濃度 臭気	薬液洗浄 (酸・アルカリ 次亜塩素) + 活性炭吸着	
		凝集汚泥			低濃度 臭気	薬液洗浄 (酸・アルカリ ・次亜塩素酸ソーダ塩 素酸 → 活性炭吸着	
	臭気処理	高濃度 臭気	IZ 反応槽へ吹込 (IZ 反応槽臭気は中低 濃度系にて処理)				
		中低濃度 臭気	薬液洗浄 (酸・アルカリ ・次亜塩素酸ソーダ 塩素酸 → 活性炭吸着				
希釈水の種類	地下水						
放流先	原野谷川 → 太田川						
し渣処分方法	ごみ焼却施設にて処理						
汚泥処理方法	ごみ焼却施設にて処理			ダンプによる搬出後、ごみ焼却施設にて処理			

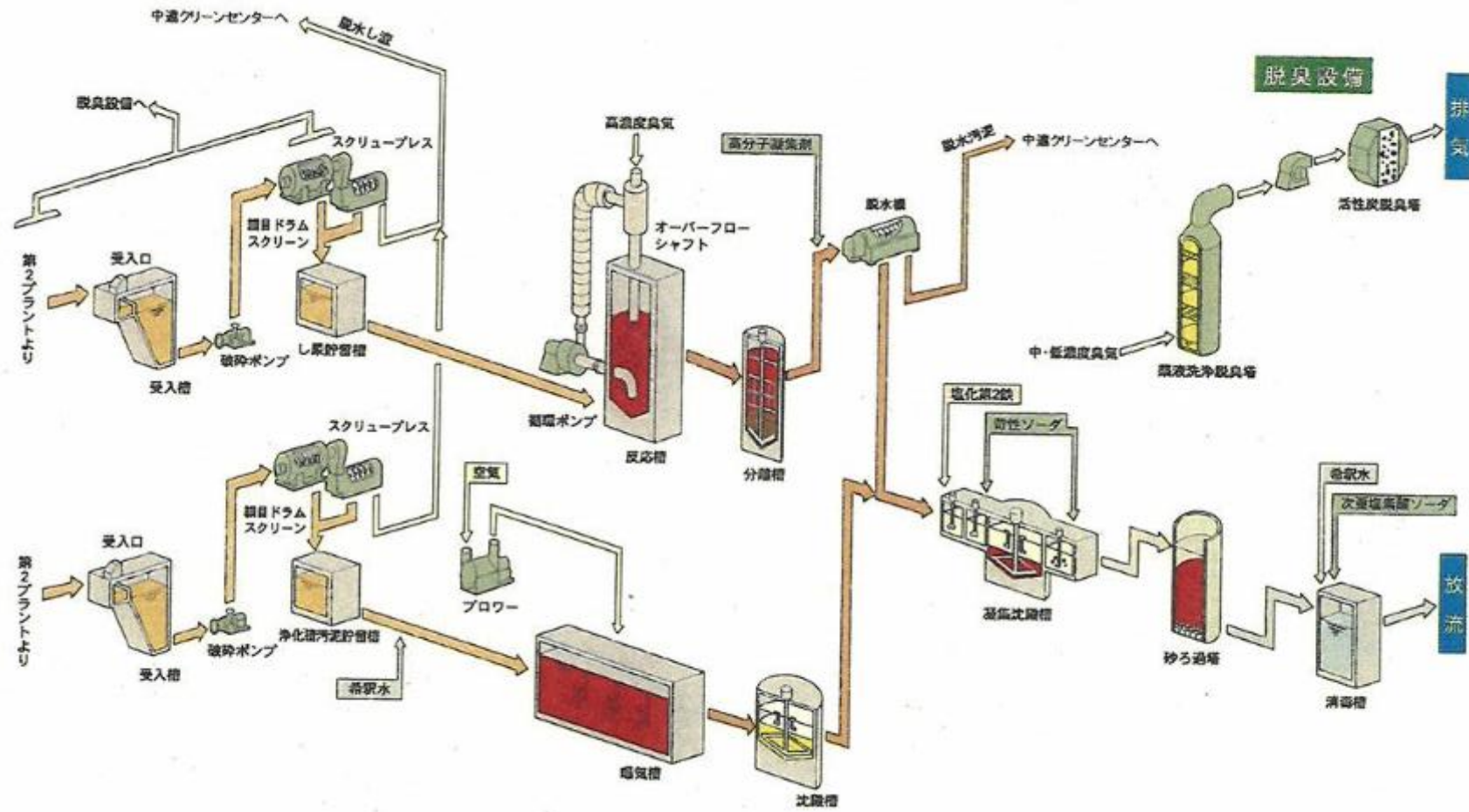


図3-2-2 袋井衛生センター第1プラント処理フロー

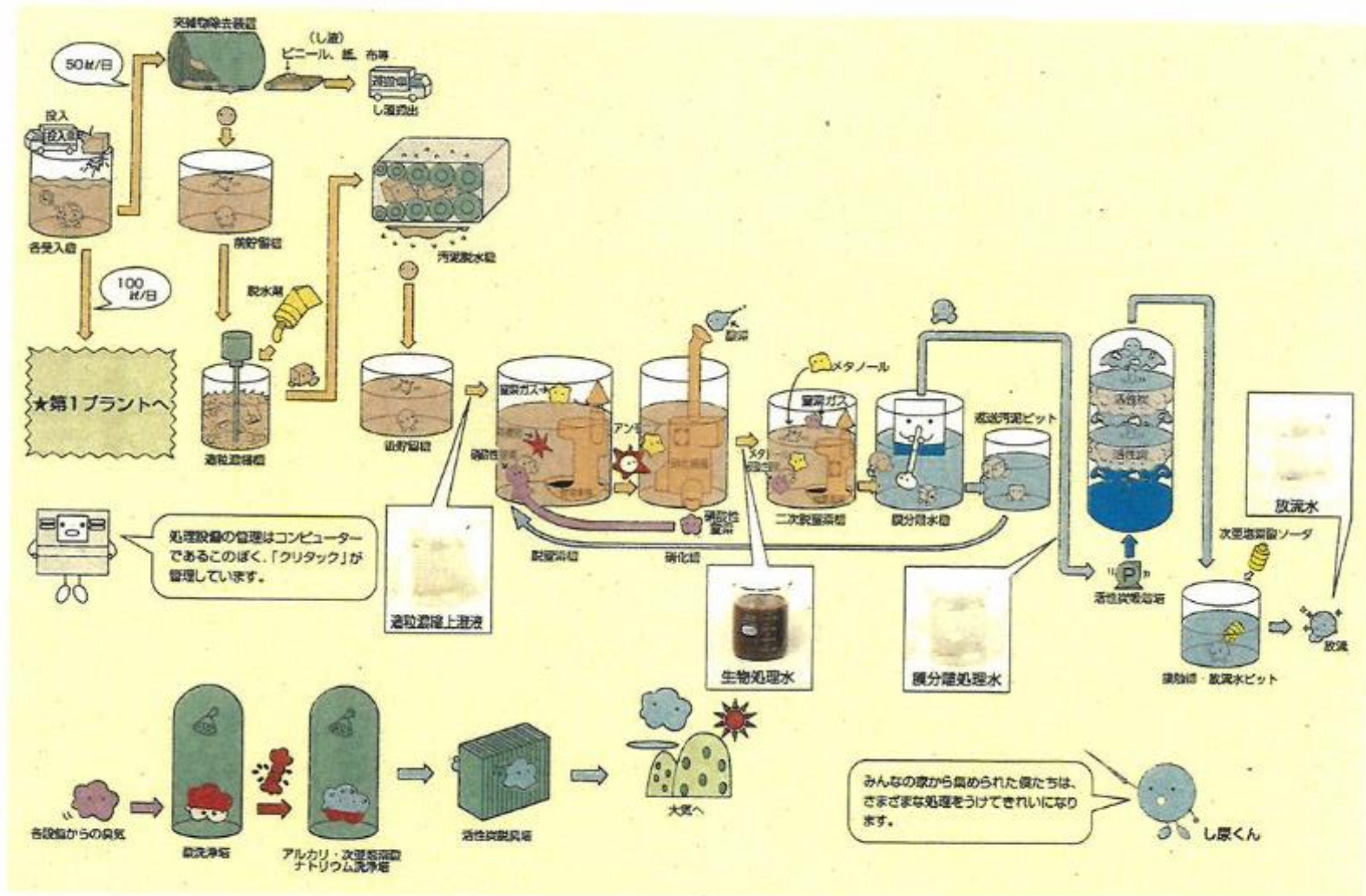


図3-2-3 袋井衛生センター第2プラント処理フロー

2-4 生活排水浄化の取り組み

2-4-1 森町生活排水対策指導要綱

町民が健康で快適な生活を送るために、生活排水による公共用水域の水質汚濁と町内全域の環境汚染を防止することを目的として、平成元年に森町生活排水対策指導要綱が制定された。この要綱では、家庭等から排出される生活排水によって公共用水域の水質汚濁と環境汚染が生ずることのないよう町民の協力を求め、指導を行うとしている。また、町は、次の事項を推進するとしている。

- (1) 合併処理浄化槽設置者に対する費用の一部補助
- (2) 生活排水対策に関連する事業の普及及び指導
- (3) 生活排水処理施設の普及及び維持管理に関する指導
- (4) 町内を流れる主な河川の定期的な水質検査
- (5) その他生活排水対策と環境汚染防止に係る必要な事項

2-4-2 合併処理浄化槽設置整備事業費補助制度

町内で合併処理浄化槽を設置する場合、森町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき設置に要する費用に補助金を交付している。補助額を表3-2-4に、補助実績を表3-2-5に示す。

表3-2-4 合併処理浄化槽設置整備事業費補助額

区 分	補助金限度額		
	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
新築、建替え、増改築に伴い合併処理浄化槽を設置する	332,000円	414,000円	548,000円
汲み取り便所を水洗化するために合併処理浄化槽を設置する			
既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ付け替える	414,000円	516,000円	684,000円

表3-2-5 合併処理浄化槽設置整備事業補助実績

(単位：基)

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
	2017	2018	2019	2020	2021
整備数	53	56	43	40	28
累計	1,330	1,386	1,429	1,469	1,497

2-5 し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況

当町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況を表3-2-6に示す。

表3-2-6 し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
組合分担金	千円	44,228	46,969	46,195	47,760	51,559
町全体の歳出	千円	7,428,670	7,537,090	8,222,156	10,718,875	9,011,140
し尿処理事業費の占める割合	%	0.60	0.62	0.56	0.45	0.57
1人当たりのし尿等処理費	円/年	2,376	2,544	2,523	2,651	2,907
1kL当たりのし尿等処理費	円/kL	5,839	6,270	5,911	6,203	6,979

注) ・1人当たりのし尿等処理費は、し尿等処理に係る経費の合計を各年10月1日現在の収集人口及び浄化槽人口の合計で除して算出した。
 ・1kL当たりのし尿等処理費は、し尿等処理に係る経費の合計を各年のし尿及び浄化槽汚泥収集量の合計で除して算出した。

3. 生活排水処理の課題

3-1 既存計画等との整合性

当町では、都市計画区域内に下水道を整備し、下水道認可区域を除く地域について合併処理浄化槽の整備を推進している。

下水道の普及は進んできたものの、生活雑排水処理人口は、現状では下水道処理人口よりも浄化槽処理人口の方が多いため（表3-2-1参照）、生活排水による水質汚濁対策は浄化槽整備によるところが大きい。

3-2 経済的要因

下水道計画区域外の生活排水処理を考えた場合、集合処理と個別処理とが選択できる。

生活排水処理施設の特徴を表3-3-1に示す。

放流水の水質維持を考慮した場合、集中的に管理できる集合処理が望ましい。個別処理では個人の責任で維持管理することになるため、適正処理が保たれるか不安な面がある。

しかし、集合処理では施設と各戸を管路で結ぶことから、住居が散在しているような地域では管路が長くなり、経済性が悪い。個別処理では、各戸で処理を完結させるため、長い管路を敷くことはなく、全体の事業費は集合処理よりも安価になる場合が多い。

当町の場合、下水道計画区域外では中山間地が多く集合処理には不向きであり、個別処理に頼らざるを得ない。

表3-3-1 生活排水処理施設の特徴

	事業の進め方の特徴	普及している地域、又は普及しやすいと考えられる地域
合併処理浄化槽	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に団地等で開発される地域 ・増改修が行われる建物等 ・地域あるいは集落毎に若しくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が進められている地域
コミュニティ・プラント	新規に開発される団地や住宅街、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に団地等で開発される地域 ・地域あるいは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
農業集落排水施設	農業振興地域の集落の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域に集落が発達している地域
流域下水道	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近しい都市から面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域
公共下水道	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・既成都市の中心部 ・都市の住宅等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている都市
特定環境保全公共下水道、簡易な下水道	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

資料：「生活排水処理基本計画策定指針」平成2年10月8日 衛管第200号

3-3 社会的要因

集合処理を選択するためには、処理施設建設のために地域住民の同意形成が不可欠である。そのため、ある程度の人口密集地域で集合処理の方が経済的であっても、住民の同意が得られないようであれば個別処理を推進していく。

そのため、歴史的背景等からみた地域住民と水との関わりなどから水質改善を望んでいるのか、ある程度の費用負担を容認できるのかなど、地域住民の意向を把握して事業展開する必要がある。

個別処理を行う場合であっても、放流先の小河川や水路を農業用水として利用している場合があり、利水者に「放流同意」を求められることがある。旧厚生省室長通知（昭和63年10月27日衛浄第64号）にもあるように、合併処理浄化槽は処理性能が向上していること、普及を促進する必要があることから、違法な「放流同意」を解消していく必要がある。

3-4 投資効果発現の迅速性

水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつまでに発現されるかにより、処理形態を選択しなければならない場合もある。

迅速に対応できるのは、ユニット化され数日で設置できる合併処理浄化槽である。

集落排水や下水道が計画されていても、場所によっては接続までに数年から10年を越すような場合もあり、必要に応じて下水道と接続できるまでの間、合併処理浄化槽を設置して対応する必要もある。

3-5 将来見直し

施設を整備するに当たっては、将来、施設の拡張を必要とするか否かの見通しを立てることが重要である。

下水道は、市街地を対象にする場合が多く、将来の人口増加を見込んで整備されることが一般的である。これに対し、集落排水では、比較的人口移動の少ない地域を対象にする場合が多く、現状に対応した規模で施設整備されることが一般的である。

当町の将来人口を展望した「森町人口ビジョン」によると、今後人口の減少が見込まれる。そのため、個別処理を選択することが有効である。

3-6 浄化槽の適正管理

浄化槽は微生物の働きを利用した浄化装置であり、適正な維持管理をしなければ水質浄化能力を発揮できない。

また、塩素剤の補充をしないと大腸菌が殺菌されずに河川へ流出するなど、維持管理の不徹底が原因で水質が悪化する。浄化槽の機能を最大限に発揮させてこそ、地域の水質汚濁対策に有効である。

4. 生活排水処理基本計画

4-1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表3-4-1に示す。

表3-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し 尿 生活雑排水	個人等	—	—
	農業集落排水施設	無 し	—	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
	単独処理浄化槽	し 尿	(廃止)	—	—
下水道	公共下水道	し 尿 生活雑排水	町	10,000人以上	主として市街地
	流域下水道	無 し	—	(第1種) 15万人以上 (第2種) 3~15万人	2以上の市町村区
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		無 し	—	101人~3万人	制限なし
生活排水処理施設		無 し	—	101人以上	制限なし
し尿処理施設		し 尿 生活雑排水	組合	—	—

注) 組合・・・袋井市森町広域行政組合

4-2 生活排水の処理目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、概ね全ての生活排水で処理することを目標とし、また、各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとする。

表3-4-2 生活排水の処理の目標

	実績	目標年度
	令和3年度	令和14年度
	2021年度	2031年度
生活排水処理率	43.9%	55.6%

注) 生活排水処理率 = $\frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口}}{\text{計画処理区域人口}}$

表 3-4-3 人口の内訳

(単位：人)

区分	年度	実績	目標年度
		令和 3 年度	令和 14 年度
		2021 年度	2031 年度
行政区域内人口		17,736	16,350
計画処理区域内人口		17,736	16,350
水洗化・生活雑排水処理人口		7,779	9,460

表 3-4-4 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区分	年度	実績	目標年度
		令和 3 年度	令和 14 年度
		2021 年度	2031 年度
1. 計画処理区域内人口		17,736	16,350
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		7,779	9,460
(1) コミュニティ・プラント		0	0
(2) 合併処理浄化槽		4,656	4,774
(3) 下水道		3,123	4,686
(4) 集落排水施設		0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		9,265	6,568
4. 非水洗化人口		692	322
(1) 収集		527	235
(2) 自家処理		165	87
5. 計画処理区域外人口		0	0

4-3 生活排水を処理する区域及び人口等

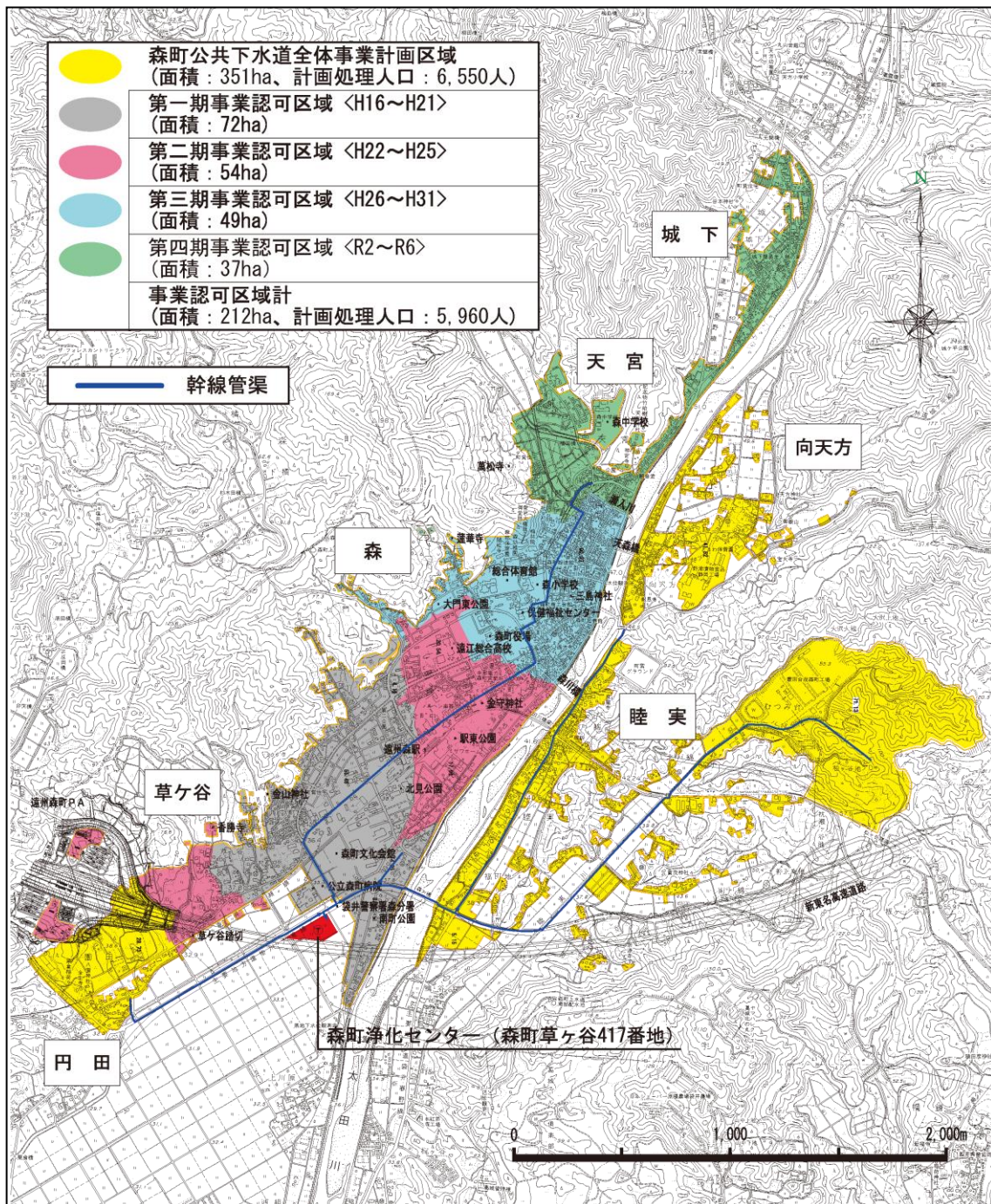
公共下水道を整備していく区域は、都市計画区域内とする。

農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備については当分の間、事業化しないこととする。

合併処理浄化槽の整備を推進する区域は、公共下水道の整備を計画していない区域とする。

これら生活排水処理施設の整備により、町内のし尿及び生活雑排水の衛生処理を目指していく。

下水道計画区域を図 3-4-1 に示す。



出典：森町公共下水道事業 全体計画図 令和元年版

図3-4-1 下水道計画区域

4-4 施設及びその整備計画の概要

各生活排水処理施設の整備計画の概要を表3-4-5に示す。公共下水道は平成20年度から供用を開始している。下水道終末処理場の概要を表3-4-6に、処理フローを図3-4-2に示す。

表3-4-5 生活排水処理施設整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
コミュニティ・プラント	未定	—	—	—
合併処理浄化槽	下水道計画区域を除く地域を対象	5,812人	令和5年度～令和9年度	年間約1,715万円
公共下水道	全体計画 351ha 認可計画 212ha	全体計画 7,780人 認可計画 5,080人	全体計画 ～令和18年度 認可計画 令和2年度～令和6年度	認可計画 約18.5億円
農業集落排水施設	未定	—	—	—
し尿処理施設	町全域 (ただし下水道供用開始区域を除く)	14,200人 (合併処理浄化槽 単独処理浄化槽 し尿収集)	(既設維持)	—

表3-4-6 下水道終末処理場の概要

処 理 場 名	森町浄化センター	
設 置 場 所	森町草ヶ谷字高保田	
敷 地 面 積	1.19ha	
排 除 方 式	分流式	
処 理 方 式	嫌気・好気ろ床法	
放 流 先	第二小藪川(太田川水域：河川A類型)	
	全体計画	認可計画
事 業 年 度	令和18年度	令和6年度
処 理 面 積	351ha	212ha
処 理 人 口	6,550人	5,960人
計 画 日 最 大 汚 水 量	4,518 m ³ /日	2,823 m ³ /日
処 理 能 力	5,150 m ³ /日	3,090 m ³ /日

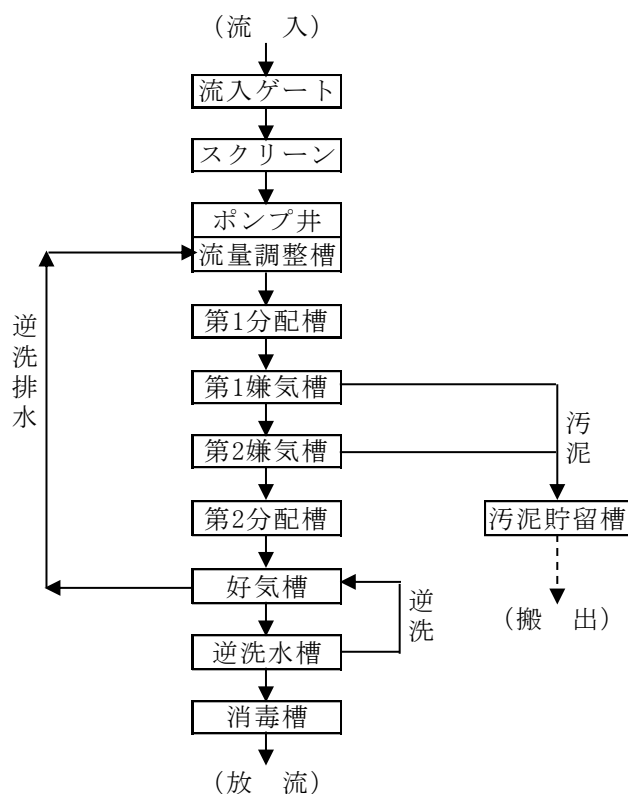


図 3 - 4 - 2 森町浄化センターの処理フロー

4-5 し尿・汚泥の処理計画

4-5-1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務は住民と接する機会の最も多い業務であることから、迅速な収集に努め地域住民の生活環境の向上を図るものとする。

また下水道の普及に伴い、将来的に収集量の減少が見込まれることから、状況に応じて下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化計画の策定を検討する。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は、下水道計画区域外の区域及び下水道計画区域内の未接続区域とする。

(3) 収集・運搬計画の方法及び量

収集業務は、現行どおり許可制とする。また、収集量に関しては合併処理浄化槽汚泥量の増加が見込まれるが、人口の減少及び公共下水道の普及、合併処理浄化槽への切り替えにより単独処理浄化槽汚泥量及びし尿の汲み取り量が減少し、全体として現状よりも少なくなるものと見込まれる（表 3 - 4 - 7 参照）。したがって、収集体制は現状の形態を維持しつつ、収集量の変動に応じた体制の見直しを図る。

表 3-4-7 し尿及び浄化槽汚泥収集量

区分		年度	実績		目標年度	
			令和 3 年度		令和 14 年度	
			2021		2032	
1. 総収集量		kL/年	7,388		6,104	
(1) し尿		〃	633		292	
(2) 浄化槽汚泥		〃	6,755		5,812	
①単独処理		〃	—		3,365	
②合併処理		〃	—		2,447	
浄化槽汚泥混入率		%	91.4		95.2	
1. 総収集量		kL/日	20.2		16.7	
(1) し尿		〃	1.7		0.8	
(2) 浄化槽汚泥		〃	18.5		15.9	
①単独処理		〃	—		9.2	
②合併処理		〃	—		6.7	

注) 単独及び合併処理浄化槽汚泥量のそれぞれの実績値は集計していない。
日量は各年度の日数による平均。

4-5-2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

今後は人口の減少及び下水道の普及に伴う処理量の低下や、浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥の混入率の増加などが進み、設計当初の運転条件と異なる状況になることが見込まれる。

下水道の整備区域は限定した範囲であり、し尿及び浄化槽汚泥の処理需要はなくなるということから、適正処理を維持するためにも袋井市と連携して対応していく。

(2) 中間処理の方法及び量

許可業者が計画区域内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の全量を袋井衛生センターで処理する。当町分の処理量を表 3-4-8 に示す。

表 3-4-8 し尿及び浄化槽汚泥処理量（当町分）

区分		年度	実績		目標年度	
			令和 3 年度		令和 14 年度	
			2021		2032	
年 間	kL/年	7,388		6,104		
日 平 均	kL/日	20.2		16.7		

注) 日量は各年度の日数による平均。

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

袋井衛生センターは、第1プラントが稼働後31年、第2プラントが稼働後19年経過しているが、いずれも安定した処理を実施している。

今のところ施設の更新計画はないが、適正処理を維持するため、袋井市と連携して対応していく。

4-5-3 最終処分計画

し尿処理施設から発生する汚泥は、引き続き中遠クリーンセンターにて焼却し、その残渣を最終処分場に埋立処分することとする。

4-6 生活排水処理計画の推進に必要な事項

4-6-1 住民意識の向上

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での対策等、家庭で実施可能な対策について、広報誌や町内会の集会等で啓発していく。

4-6-2 浄化槽の適正管理

浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査については「浄化槽の日[※]」の活用、浄化槽講習会の開催、パトロールの実施、その他広報活動等を行い、その徹底に努めるものとする。

※浄化槽の日

「浄化槽の日」は、毎年10月1日。

浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに公共用水域の水質保全に資することを目的として、昭和62年に旧建設省、厚生省、環境庁の3省庁が主唱し制定した。

10月1日としたのは、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」（昭和58年5月18日交付法律第43号）が、昭和60年10月1日に全面施行されたことによる。

10月1日を中心に、浄化槽に関する行事等が全国で行われる。

資料1 地域の概要

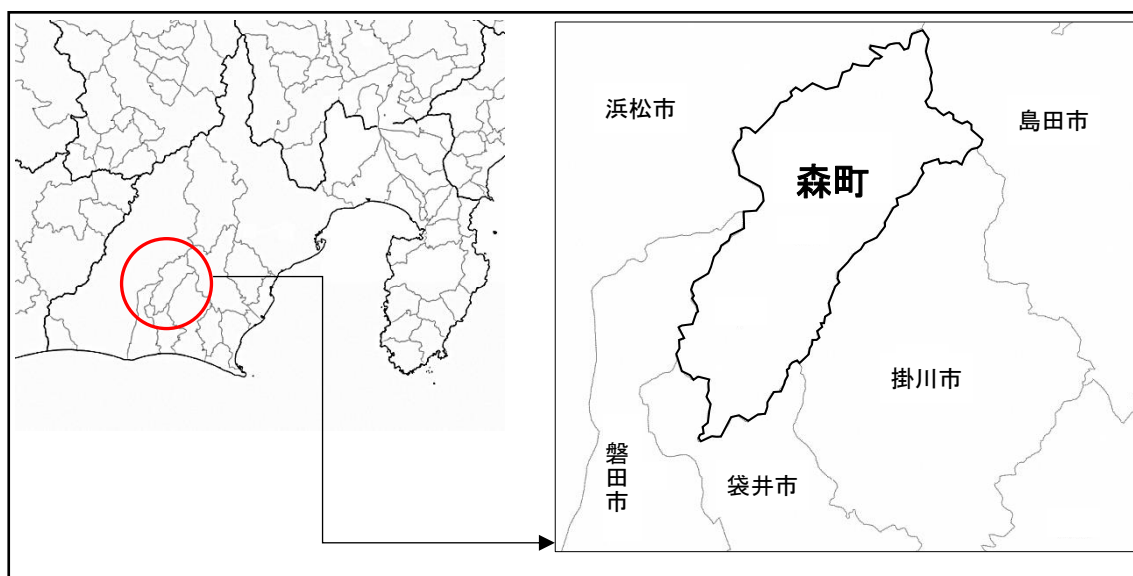
1. 自然的状況	
1-1 地理的・地形的特性	S1- 1
1-2 気候的特性	S1- 2
2. 社会的状況	
2-1 人口動態・分布	S1- 3
2-2 産業の動向	S1- 7
2-3 土地利用状況	S1-10
2-4 将来計画等	S1-11
3. 生活環境の状況	
3-1 大気質	S1-14
3-2 河川水質	S1-14

資料1 地域の概要

1. 自然的状況

1-1 地理的・地形的特性

当町は、静岡県西部地方の東側中央付近に位置し、周囲を浜松市、磐田市、袋井市、掛川市及び島田市と接している（図S 1 - 1 - 1 参照）。東西及び北側を山に囲まれていることから「三木の里」と呼ばれている。町の中央をほぼ縦断するかたちで二級河川太田川が流れ、流域の低地に宅地、田畑等が広がっている。



図S 1 - 1 - 1 森町の位置

1-2 気候的特性

令和4(2022)年における当町の気温及び降水量の状況を表S1-1-1及び図S1-1-2に示す。温暖な気候の静岡県内にあつて、冬季の最低気温が比較的低い。7月と9月の降水量が多いが、これらは7月26日に発生した記録的な大雨と、9月23日の台風15号による影響が大きい。

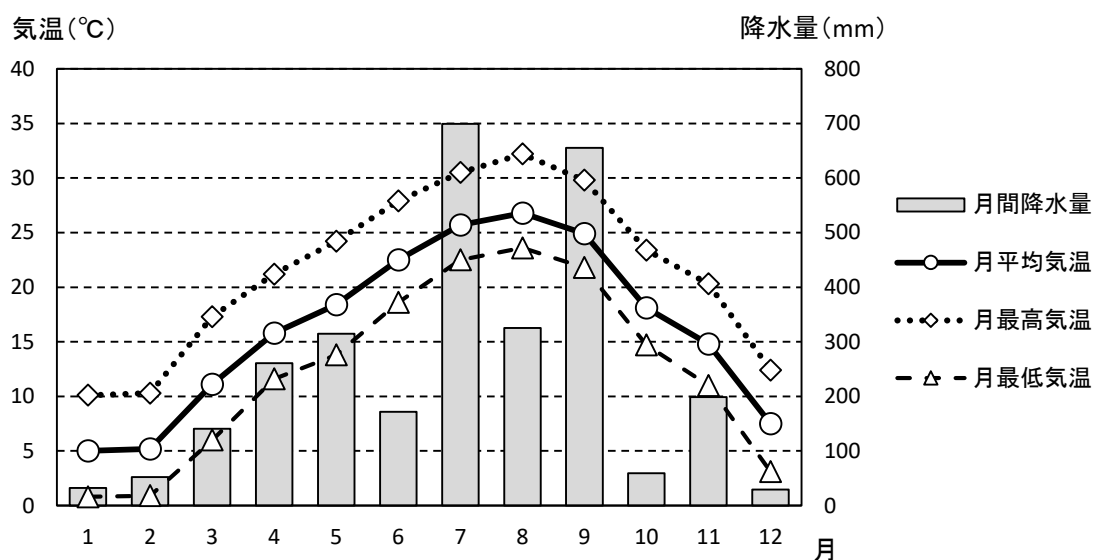
表S1-1-1 令和4(2022)年における気温及び降水量の状況

月	気温(°C)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
1月	5.0	10.1	0.8	32.5
2月	5.2	10.3	0.9	52.0
3月	11.1	17.3	6.0	140.5
4月	15.8	21.2	11.6	261.0
5月	18.4	24.2	13.8	314.5
6月	22.5	27.9	18.6	172.0
7月	25.7	30.5	22.5	699.5
8月	26.8	32.2	23.6	325.5
9月	24.9	29.8	21.8	655.0
10月	18.1	23.4	14.7	59.5
11月	14.8	20.3	11.0	198.5
12月	7.5	12.4	3.1	29.5

出典：気象庁統計資料

気象観測地：天竜

降水量観測地：三倉



図S1-1-2 令和4(2022)年における気温及び降水量の状況

2. 社会的状況

2-1 人口動態・分布

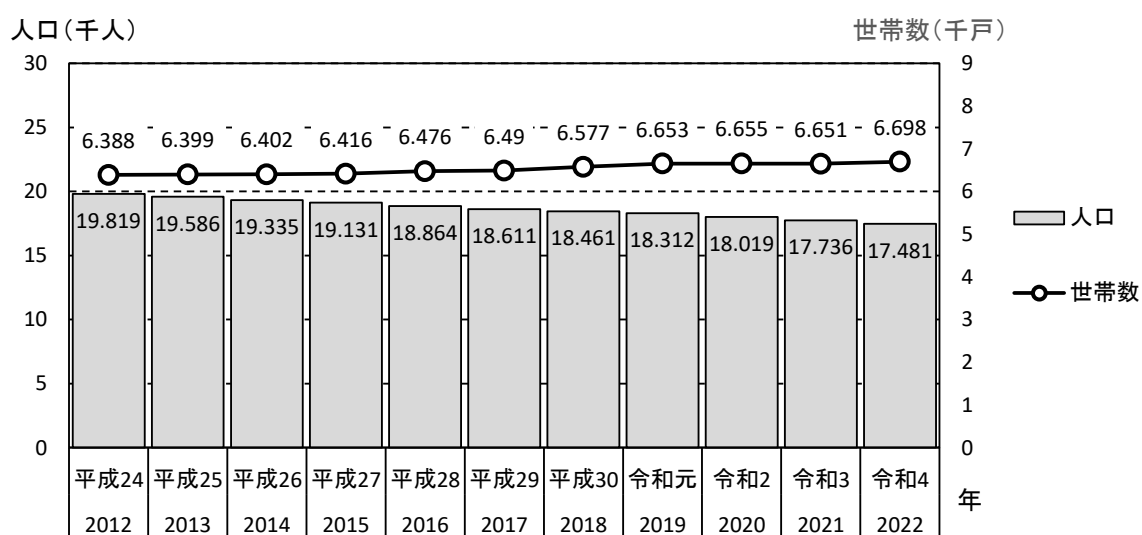
2-1-1 人口及び世帯数

当町の人口及び世帯数の推移を表S 1-2-1 及び図S 1-2-1 に示す。当町の人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加している。

表S 1-2-1 人口及び世帯数の推移

年	区分	総人口			総世帯数			1世帯 当たり人口 (人/戸)
		(人)	日本人 (人)	外国人 (人)	(戸)	日本人 (戸)	外国人 (戸)	
平成24(2012)年		19,819	19,590	229	6,388	6,246	142	3.10
平成25(2013)年		19,586	19,378	208	6,399	6,262	137	3.06
平成26(2014)年		19,335	19,134	201	6,402	6,272	130	3.02
平成27(2015)年		19,131	18,936	195	6,416	6,289	127	2.98
平成28(2016)年		18,864	18,632	232	6,476	6,317	159	2.91
平成29(2017)年		18,611	18,320	291	6,490	6,281	209	2.87
平成30(2018)年		18,461	18,134	327	6,577	6,339	238	2.81
令和元(2019)年		18,312	17,908	404	6,653	6,353	300	2.75
令和2(2020)年		18,019	17,629	390	6,655	6,367	288	2.71
令和3(2021)年		17,736	17,365	371	6,651	6,387	264	2.67
令和4(2022)年		17,481	17,046	435	6,698	6,394	304	2.61

注) 各年10月1日現在



図S 1-2-1 総人口及び世帯数の推移

2-1-2 人口動態

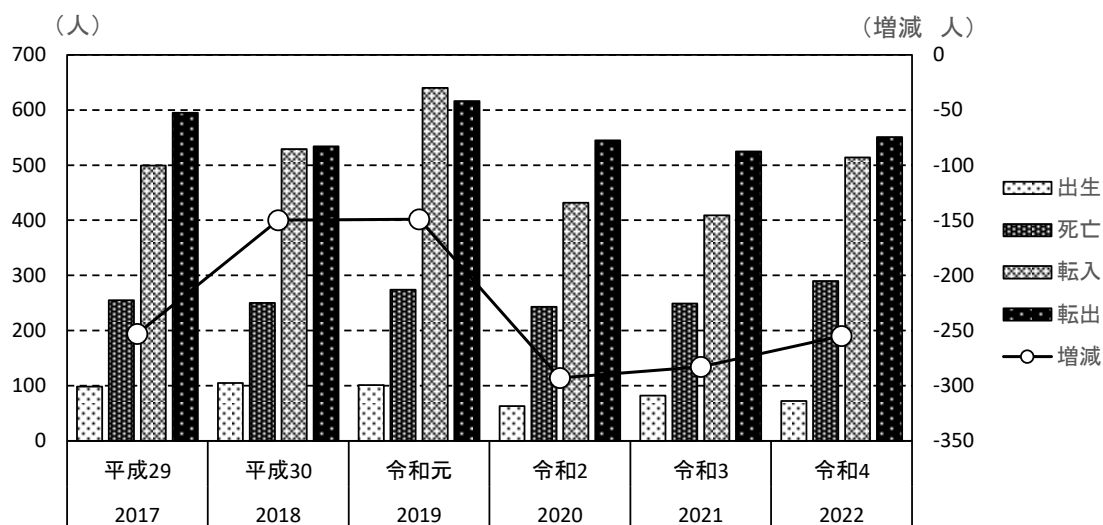
当町の人口動態の推移を表S 1-2-2及び図S 1-2-2に示す。自然動態は出生数よりも死亡数が多く、社会動態は転入数よりも転出数が多くなっている。そのため、自然動態及び社会動態のどちらとも人口減少の要因となっている。

表S 1-2-2 人口動態の推移

(単位：人)

年	区分	人口増減	自然動態			社会動態		
			出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成29(2017)年		-253	98	255	-157	499	595	-96
平成30(2018)年		-150	105	250	-145	529	534	-5
令和元(2019)年		-149	101	274	-173	640	616	24
令和2(2020)年		-293	63	243	-180	432	545	-113
令和3(2021)年		-283	82	249	-167	409	525	-116
令和4(2022)年		-255	72	290	-218	514	551	-37

注) 各年の値は前年10月1日～当年9月30日までの集計結果



図S 1-2-2 人口動態の推移

2-1-3 年齢階層別人口

平成 27 年度における当町の年齢階層別人口を表 S 1-2-3 及び図 S 1-2-3 に示す。70～74 歳の階層が最も多く、その前後の階層が次に多い。25 歳未満の階層は他の階層と比較して少なく、少子高齢化が顕在化している。

表 S 1-2-3 年齢階層別人口

(単位：人)

区 分	総 数	男	女
100 歳以上	23	3	20
95～99	153	43	110
90～94	463	137	326
85～89	734	259	475
80～84	847	327	520
75～79	1,023	522	501
70～74	1,529	788	741
65～69	1,486	746	740
60～64	1,276	638	638
55～59	1,027	511	516
50～54	996	526	470
45～49	1,055	529	526
40～44	987	535	452
35～39	1,040	567	473
30～34	752	402	350
25～29	594	349	245
20～24	784	426	358
15～19	811	425	386
10～14	722	388	334
5～9	655	347	308
0～4	474	248	226
総数	17,431	8,716	8,715

注) 令和 4 年 12 月 31 日現在

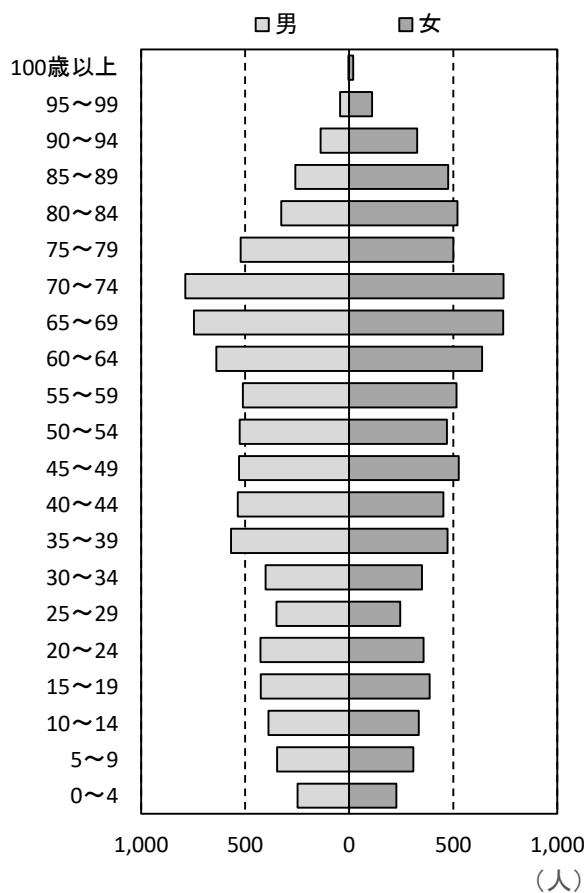


図 S 1-2-3 年齢階層別人口

2-1-4 市街地・集落等の動向

当町の地区別人口の推移を表S 1-2-4に、地区の状況を図S 1-2-4に示す。当町の人口は森地区が最も多く、全体の4割弱を占めている。その他、園田地区及び飯田地区を含め南部の平野部に人口が集中している。

表S 1-2-4 地区別人口の推移

地区名	平成29年10月1日現在		令和4年12月1日現在		増減	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
三倉	791	315	667	291	-124	-24
天方	1,198	411	1,034	400	-164	-11
森	7,212	2,639	6,850	2,756	-362	117
一宮	1,862	619	1,762	616	-100	-3
園田	3,494	1,172	3,301	1,209	-193	37
飯田	4,054	1,370	3,817	1,412	-237	42
合計	18,611	6,526	17,431	6,684	-1180	158

資料：「森町の月別人口 町ホームページ」



図S 1-2-4 地区の状況

2-2 産業の動向

2-2-1 産業別就業者人口

平成 28（2016）年における当町の産業別就業者人口を表 S 1 - 2 - 5 及び図 S 1 - 2 - 5 に示す。製造業の就業者数が最も多く、次いで卸売業，小売業となっている。

表 S 1 - 2 - 5 産業別就業者人口

産業分類	就業者数（人）
A～R 全産業(S 公務を除く)	8671
A～B 農林漁業	31
C 鉱業，採石業，砂利採取業	—
D 建設業	566
E 製造業	4,505
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—
G 情報通信業	—
H 運輸業，郵便業	525
I 卸売業，小売業	1,174
J 金融業，保険業	34
K 不動産業，物品賃貸業	18
L 学術研究，専門・技術サービス業	37
M 宿泊業，飲食サービス	319
N 生活関連サービス業，娯楽業	272
O 教育，学習支援業	30
P 医療，福祉	579
Q 複合サービス事業	80
R サービス業(他に分類されないもの)	501

資料：静岡県統計年鑑 2020・平成 28 年経済センサス-活動調査

2-2-2 農業粗生産額

当町の農業粗生産額を表S1-2-6に示す。

当町の特産品は、茶（生葉）、米、レタス、メロン、柿などである。

表S1-2-6 農業粗生産額

(単位：千万円)

区分		年度	平成 27	令和 2
			(2015)	(2020)
耕種	米		42	46
	麦類		0	x
	雑穀		-	-
	豆類		0	0
	いも類		1	0
	野菜		203	140
	果実		11	10
	花き		13	11
	工芸農作物		35	23
	その他作物		3	x
	小計①		307	232
畜産	肉用牛		13	18
	乳用牛		3	3
	生乳		x	x
	豚		x	x
	鶏		0	1
	鶏卵		0	x
	ブロイラー		-	-
	その他畜産物		x	x
小計②		40	38	
加工農産物③		19	16	
計①+②+③		366	286	

注) 市町村別の集計は平成 19 年度で取りやめられているため、農林水産省が推計した値を用いた。

x・・・データが秘匿されているもの。

2-2-3 商業

当町の年間商品販売額の推移を表S1-2-7に示す。

平成28(2016)年の商品販売額を平成25年と比較すると、「飲食料品卸売業」、「建築材料、
 鉱物・金属材料等卸売業」、「機械器具卸売業」、「飲食料品小売業」で大きく増加している。

表S1-2-7 年間商品販売額の推移

(単位：百万円)

	平成25年	平成28年
50 各種商品卸売業	-	-
51 繊維・衣服等卸売業	-	-
52 飲食料品卸売業	380	1,511
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	1,213	1,959
54 機械器具卸売業	377	4,374
55 その他の卸売業	43	96
56 各種商品小売業	*	*
57 織物・衣服・身の回り品	123	98
58 飲食料品小売業	3,293	5,620
59 機械器具小売業	809	840
60 その他の小売業	4,811	3,891
61 無店舗小売業	*	*
総数	12,907	18,440

注) x・・・データが秘匿されているもの。

資料：静岡県統計年鑑

2-3 土地利用状況

当町の固定資産税評価総地積を表S 1-2-8及び図S 1-2-6に示す。山林面積が多くを占め、全体の50%を超えている。また、宅地よりも田畑の割合の方が多くなっている。町内には都市計画法に基づく用途地域も定められている。その状況を表S 1-2-9に示す。

表S 1-2-8 固定資産税評価総地積（私有地）

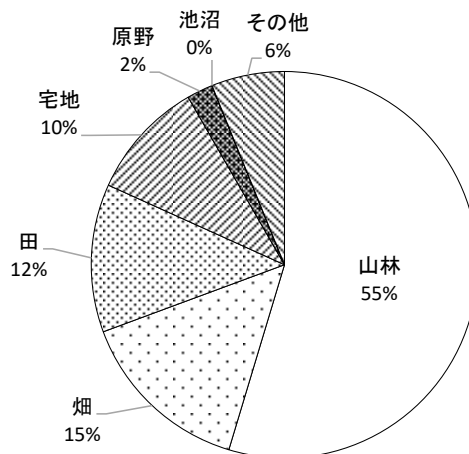
(単位：ha)

	令和3（2021）年
田	606
畑	719
宅地	486
池沼	1
山林	2,672
原野	106
その他	299
計	4,888

注) 1月1日現在

計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

資料：静岡県統計年鑑



図S 1-2-5 令和3年における固定資産税評価総地積（私有地）

表S 1-2-9 令和3（2021）年における用途地域の指定状況

(単位：ha)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
43.5	—	39.4	24.4	68.5	14.7	—

近隣商業地	商業地域	準工業地	工業地域	工業専用地	用途地域計
24.0	—	16.6	7.0	80.0	318.1

注) 3月31日現在

資料：静岡県統計年鑑

2-4 将来計画等

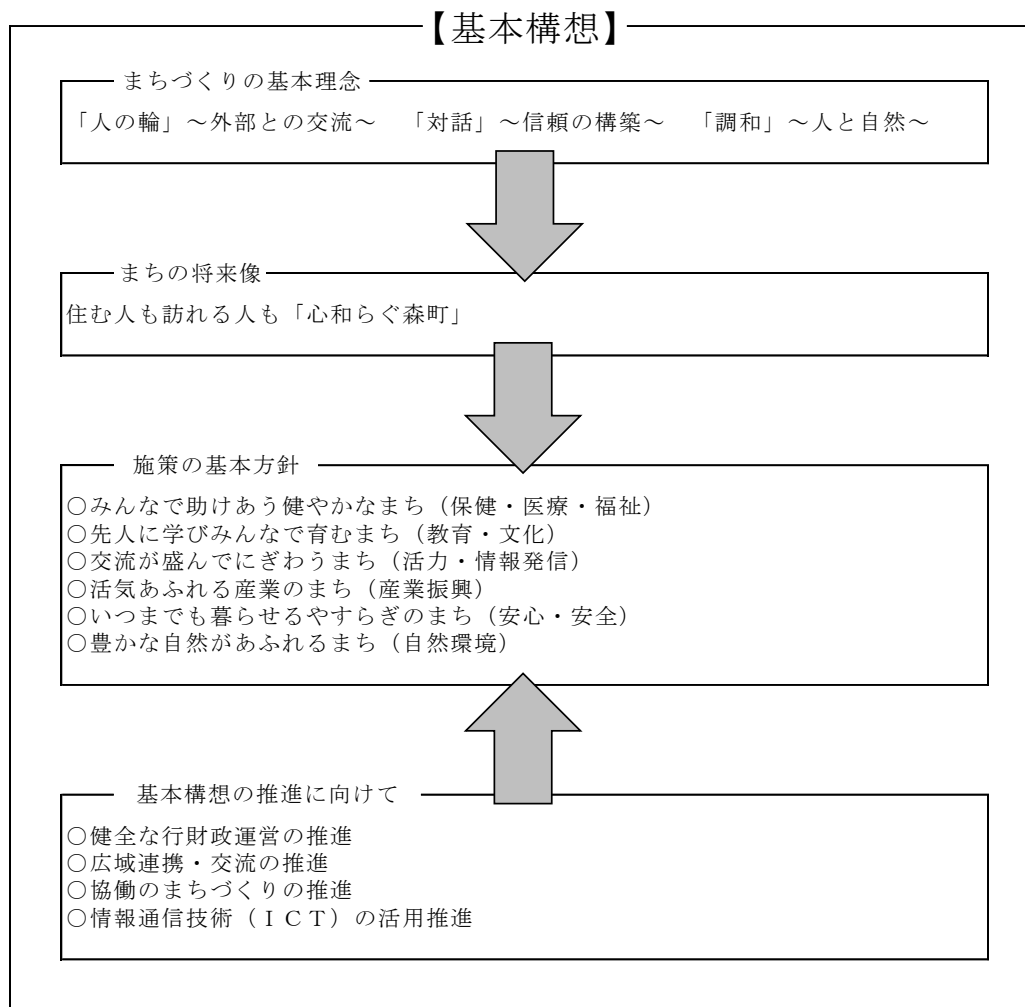
2-4-1 第9次森町総合計画

町の総合計画は、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるもので、総合的、計画的な行政運営を図るため、10年間のまちづくりの基本的な方向を示すものである。

少子高齢化の進行、産業構造の変化、地方分権の進展と国及び地方の財政状況の悪化など町を取り巻く環境は大きく変動している。このような背景のもとで、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間のまちづくりの基本的な方向を示し、町のさらなる振興・発展と住民福祉のより一層の向上を図るための総合的な指針として、第9次森町総合計画が策定された。

基本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されている。

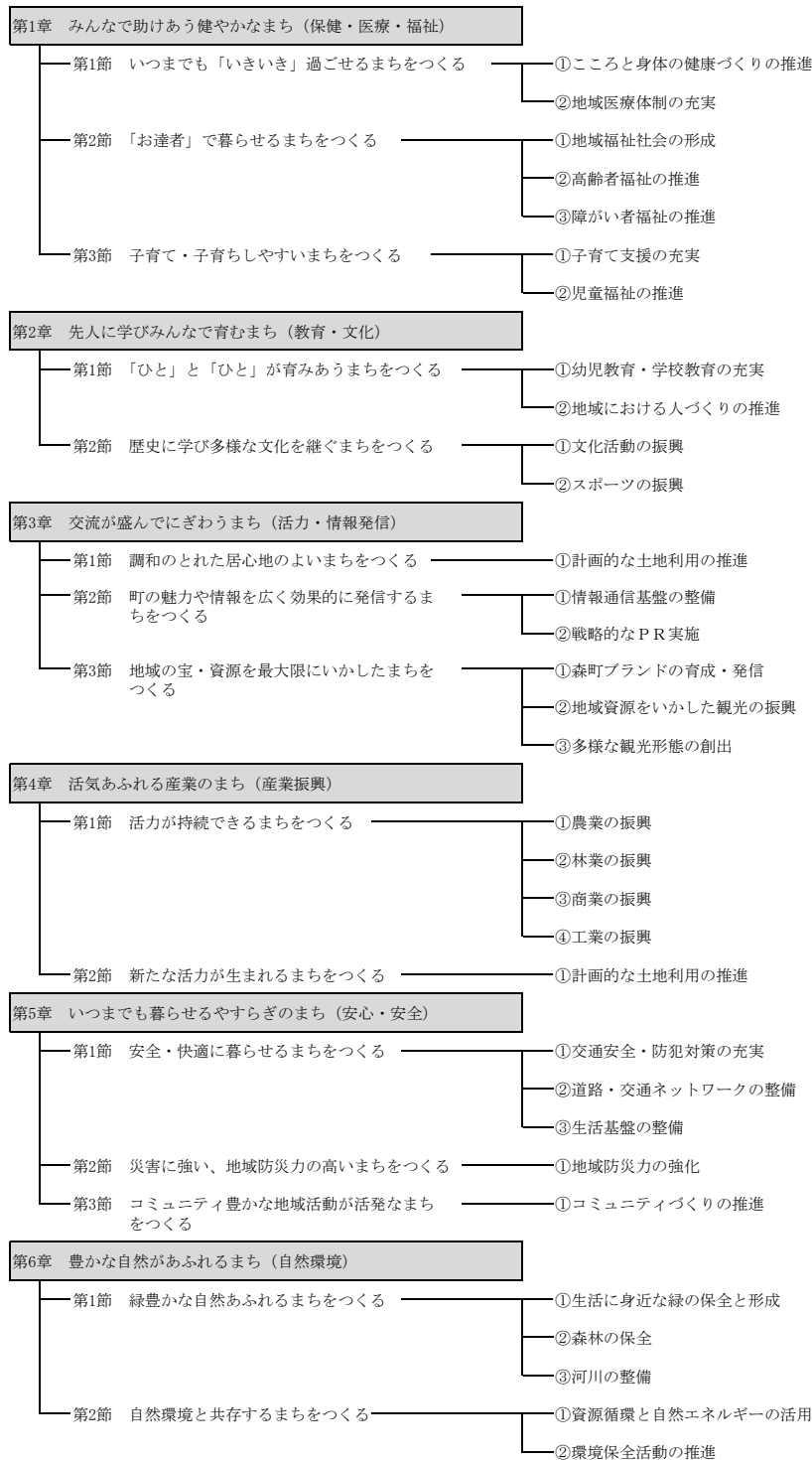
基本構想は、町の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものである。その体系図を図S1-2-7に示す。



図S1-2-6 第9次森町総合計画の基本構想体系図

基本計画は、基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるものである。基本計画各論の施策体系図を図S 1-2-8に示す。

実施計画は、基本計画で明らかにされた個々の施策及び実効性を確保する具体的な計画である。



図S 1-2-7 第9次森町総合計画の基本計画各論の施策体系図

2-4-2 新東名高速道路（森掛川 I C・遠州森町スマート I C）の設置

町域の南部を東西方向に新東名高速道路が通り、町内に森掛川 I C 及び遠州森町スマート I C が設置されている。また、静岡県下での内陸のフロンティアを拓く取組（ふじのくに防災減災・地域成長モデル）に基づき、広域的な交通アクセスの向上と、産業活動に資する土地利用を促進している。

2-4-3 森町産業立地補助制度

企業誘致を推進することによって産業の高度化及び経済の活性化を図るため、森町産業立地事業費補助金交付要綱を制定し、町内に立地する企業に対し補助金を交付している。

表 S 1 - 2 - 10 森町産業立地事業費補助金交付要綱における制度内容

対象業種	操業要件		補助経費		限度額	
	共通	業種別	通常	ふじのくにフロンティア推進区	通常	ふじのくにフロンティア推進区
1. 製造業	1. 用地取得から3年以内に操業を開始すること ※未造成用地の場合は5年以内に操業開始すること 2. 県内全従業員が1人以上増加すること	・1,000m ² 以上の用地取得 ・従業員10人以上	用地取得経費の20%以内 (成長分野に該当する場合は30%以内)	用地取得経費の30%以内 (成長分野に該当する場合は40%以内)	合計2億円まで (成長分野に該当する場合は合計3億円まで)	合計3億円まで (成長分野に該当する場合は合計4億円まで)
2. ソフトウェア及び研究所		・研究施設200m ² 以上 ・研究員5人以上				
3. 物流業		・1,000m ² 以上の用地取得 ・従業員10人以上 ・流通加工用設備等の設置				
4. その他町長が特別に認めた業種						

注) 県内全従業員数に県外採用者、パートを含める場合は1/2人として換算する。県外在住者は対象外である。
対象事業所及び県内全従業員の増加が50人以上、設備投資額30億円以上を満たす場合は、複数回交付が可能である。
業務開始時に増加した雇用人数を3年間維持することを交付条件とする。

3. 生活環境の状況

3-1 大気質

森町周辺において、静岡県が実施した大気質監視結果を表 S 1 - 3 - 1 に示す。

令和 3 (2021) 年度の調査結果を環境基準と比較すると、いずれの物質についても基準値を下回っており、良好な状況にあった。

表 S 1 - 3 - 1 大気汚染環境調査結果の概要 (令和 3 年度)

項目		掛川市役所	浜北 (北浜中学校)	環境基準
二酸化硫黄	日平均値の 2%除外値 (ppm)	0.001	0.001	0.04 以下
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値 (ppm)	0.020	0.009	0.06 以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	0.025	0.026	0.10 以下
微小粒子状部室	年平均値 (μg/m ³)	8.3	6.9	15 以下

3-2 河川水質

町内の河川水質の状況を把握するため、河川水水質分析調査を実施している。

環境基準が設定されているのは太田川本流で、当町内の基準値は水域類型の河川 A の値に当てはまる。調査結果では、BOD や大腸菌群数において環境基準を超過している箇所があるが、その他の項目については、ほとんどの箇所で環境基準を達成している。

表 S 1 - 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準項目等の検査結果（採取年月日：令和 4（2022）年 12 月 19 日）

計量の対象	採取場所												環境基準 A 類型
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12	
pH	7.6	7.5	7.4	8.1	7.8	8.8	7.5	7.7	7.5	8.0	7.5	7.6	6.8~8.5
BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	1.6	3.3	1.2	2.5	2.8	0.8	0.5	4.5	<0.5	<0.5	≦2
COD _{Mn} (mg/L)	0.8	1.7	5.0	14	3.3	4.5	6.8	2.7	1.5	4.3	1.3	0.7	—
SS (mg/L)	<1.0	15	<1.0	2.2	6.5	2.1	10	3.4	3.5	1.1	<1.0	2.0	≦25
DO（溶存酸素） (mg/L)	12.5	12.7	11.6	13.8	14.5	18.3	12.5	13	12.2	12.8	12.5	12.4	≧7.5
大腸菌数 (CFU/100mL)	20	50	8200	440	1200	24	150	220	1600	110	4	44	≦300
流量 (/s)	0.48	0.84	0.037	0.037	0.082	0.042	0.24	0.54	0.14	0.07	0.015	1.23	—
気温 (°C)	5.9	5.1	4.5	5.5	6.0	8.7	9.0	9.5	9.2	10.1	4.5	6.7	—
水温 (°C)	8.3	6.7	5.5	6.0	6.8	8.4	8.7	8.1	7.5	7.2	6.4	9.8	—

採取場所 No. 1：頭首工 No. 2：蔵雲橋下 No. 3：第二幸治橋下 No. 4：大堀橋下 No. 5：旧堀内酒店裏 No. 6：やまひろ下
 No. 7：鈴木良行橋下 No. 8：米倉橋下 No. 9：県道赤根西橋下 No. 10：旧体育館裏橋下 No. 11：向天方新沢 No. 12：市場橋下

表 S 1 - 3 - 3 人の健康の保護に関する環境基準項目の検査結果

(単位：mg/L)

計量の対象	令和4(2022)年12月15日			環境基準
	No. 7	No. 8	No. 12	
カドミウム	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	≦0.003
全シアン	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	< 0.005	< 0.005	< 0.005	≦0.01
六価クロム	< 0.005	< 0.005	< 0.005	≦0.02
砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	≦0.01
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	≦0.0005
アルキル水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
トリクロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	≦0.01
テトラクロエチレン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	≦0.01
ジクロメタン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	≦0.02
四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	≦0.002
1,2-ジクロエタン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	≦0.004
1,1-ジクロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	≦0.1
シス-1,2-ジクロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	≦0.04
1,1,1-トリクロエタン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	≦1
1,1,2-トリクロエタン	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	≦0.006
1,3-ジクロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	≦0.002
チウラム	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	≦0.006
シマジン	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	≦0.003
チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	≦0.02
ベンゼン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	≦0.01
セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	≦0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.0	1.5	0.5	≦10
ふっ素	0.14	< 0.08	< 0.08	≦0.8
ほう素	< 0.1	< 0.1	< 0.1	≦1
1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	≦0.05

採取場所 No. 7 : 鈴木良行橋下

No. 8 : 米倉橋下

No. 12 : 市場橋下

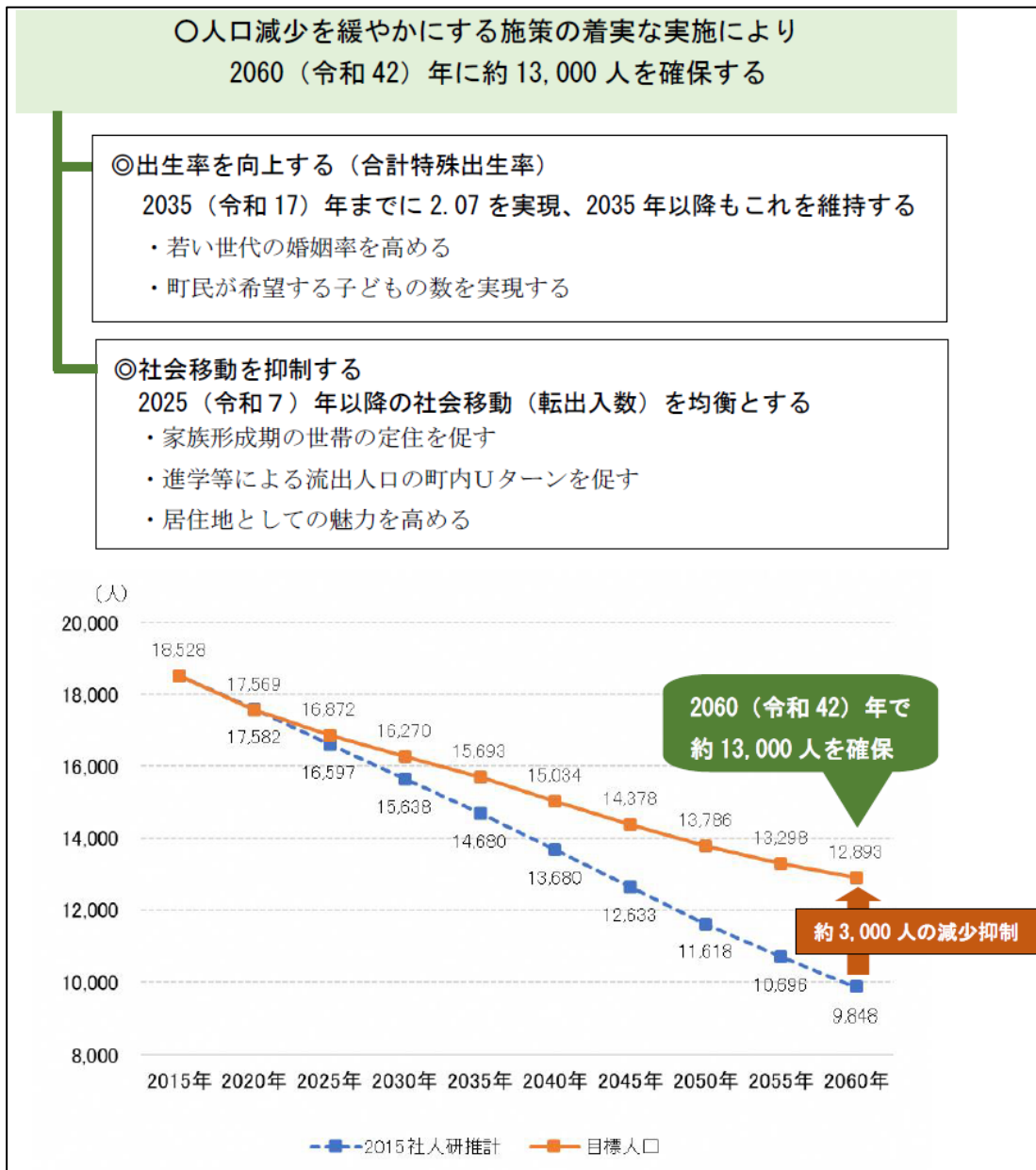
資料2 基本フレームの設定

1. 人口予測	S2- 1
2. ごみ発生量及び処理量の予測	S2- 3
2-1 予測の手順	S2- 3
2-2 各項目の算定手順について	S2- 4
2-3 ごみ発生量に関する予測結果	S2- 5
3. 生活排水処理人口並びにし尿及び浄化槽汚泥収集量の予測	S2-16
3-1 予測の手順	S2-16
3-2 各項目の算定手順について	S2-16
3-3 生活排水処理人口並びにし尿及び浄化槽汚泥収集量に関する予測結果	S2-17

資料2 基本フレームの設定

1. 人口予測

ごみ発生量及び生活排水処理人口を予測する際の基本となる将来人口について、令和3年度10月1日の住民基本台帳人口を出発点とし、第2期森町人口ビジョンにおける目標人口の変化量を当てはめることで求めた。



出典：第2期森町人口ビジョン及びまち・ひと・仕事創生総合戦略（令和3年3月 森町）

図S2-1-1 第2期森町人口ビジョンの目標人口

表S2-1-1 将来人口の算出結果

年度	人口ビジョンの人口			住民基本台帳 人口 (各年10月1日)	将来人口 2021の住基人口に 人口ビジョンの 年間変化量を加えた 人口、以降繰り返す。
	目標人口	変化量 (5年)	変化量 (年)		
実績	2015 平成27	18,528		19,131	
	2016 平成28		-959	-192	18,864
	2017 平成29			-192	18,611
	2018 平成30			-192	18,461
	2019 令和元			-192	18,312
	2020 令和2	17,569		-192	18,019
	2021 令和3		-139	17,736	
推計	2022 令和4		-697	-139	17,597
	2023 令和5			-139	17,458
	2024 令和6			-139	17,319
	2025 令和7	16,872		-139	17,180
	2026 令和8		-602	-120	17,060
	2027 令和9			-120	16,940
	2028 令和10			-120	16,820
	2029 令和11			-120	16,700
	2030 令和12	16,270	-120	-120	16,580
	2031 令和13		-577	-115	16,465
	2032 令和14			-115	16,350
	2033 令和15			-115	16,235
	2034 令和16			-115	16,120
	2035 令和17	15,693		-115	16,005

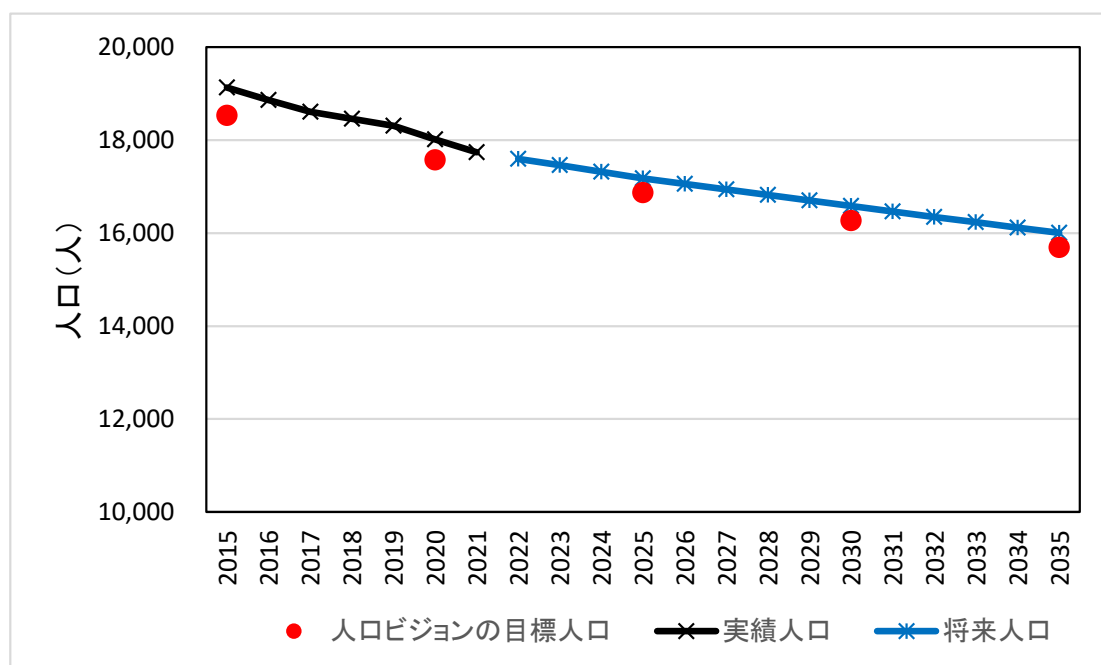


図 人口ビジョンの目標人口・実績・将来人口の比較

2. ごみ発生量及び処理量の予測

2-1 予測の手順

本計画における予測は、過去5年間の実績を基に行った。

予測手法は、時系列分析や算術平均などのうちから、項目により適切な手法を設定した。

なお時系列分析とは、時間とともに変化する値を、一定の規則性を持つ傾向曲線としてモデル化し、これを延長することによって将来の変化を定量的に把握する予測方法である。

今回、時系列分析に用いた数式モデルは表S2-2-1のとおりである。

表S2-2-1 数式モデルの種類と特徴

名 称	数 式	特 徴
①一次傾向線（直線）	$Y=a+bX$	増加または減少する数が一定と仮定した式。
②二次傾向線 （放物線）	$Y=a+bX+cX^2$	過去のデータに対するあてはまりが良くなるが、その過去の変動に大きく反応する
③一次指数曲線 （一次指数）	$Y=ab^x$	増加または減少する割合が一定と仮定した式で、次のような傾向を持つ。 ・一定の割合で増加し、無限に増加するもの。 ・一定の割合で増加あるいは減少し、ある値に近づくもの。
④ハイオーダー曲線 （ハイオーダー）	$Y=aX^b$	指数曲線の一つで、比較的变化が緩やかなもの
⑤ロジスティック曲線 （ロジスティック）	$Y=K/(1+a*e^{bx})$	初めは増加する割合が大きくなっていき、ある時点を過ぎると増加する割合が小さくなり、最終的にある値に近づく。

記号の意味 X：平成29年度を1年目とした年数 Y：推計値 a～c及びK：定数

2-2 各項目の算定手順について

①収集ごみ

ごみの種類別に1人1日当たり排出量(原単位)を算定し、その実績を基に原単位の将来予測を算術的に行った後、将来人口及び収集日数と乗ずることでごみ収集量を算出した。

②直接搬入ごみ

搬入実績から直接算術的に予測した。

③資源集団回収

種類別の回収実績から1人1日当たり回収量(原単位)を算定し、その実績を基に原単位の将来予測を算術的に行った後、将来人口及び収集日数と乗じることで集団回収量を算出した。

2-3 ごみ発生量に関する予測結果

2-3-1 家庭系収集可燃ごみの予測

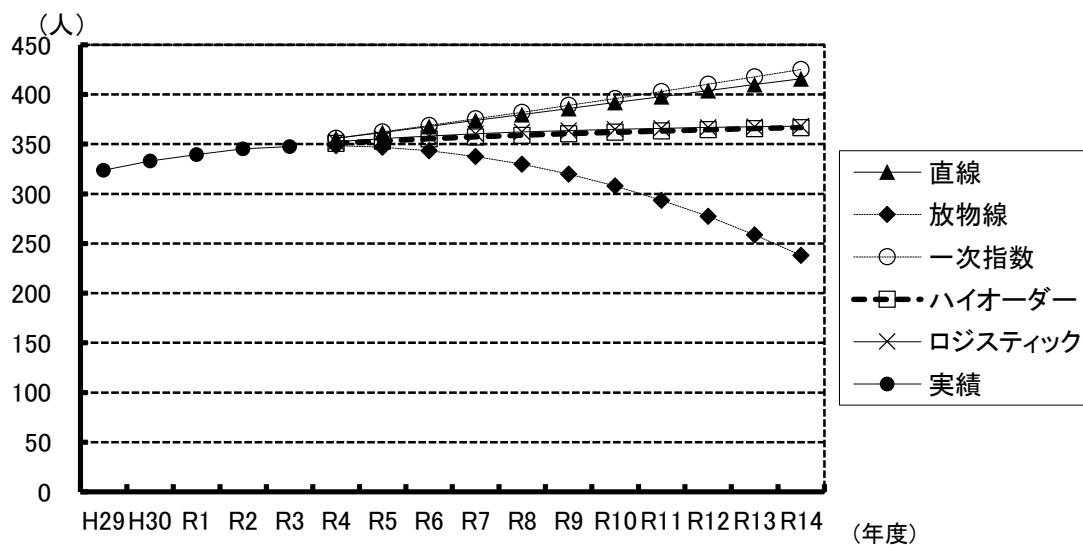
家庭系収集可燃ごみは、5年連続でゆるやかに増加している、推計結果は、現在をピークとしてその後急激に減少する放物線において相関が最も高くなったが、1人1日当たりの量が自然に大きく減ることは現実的ではないことから、次に相関の高く、実績の微増傾向が継続するハイオーダー式による値を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	323.7					
	H30	2018	2	333.0					
	R元	2019	3	339.6					
	R2	2020	4	345.3					
	R3	2021	5	347.6					
予測	R4	2022	6		355.9	348.4	356.0	350.8	352.5
	R5	2023	7		361.9	347.0	362.4	353.2	355.7
	R6	2024	8		367.9	343.4	368.9	355.4	358.3
	R7	2025	9		373.9	337.7	375.5	357.3	360.5
	R8	2026	10		379.9	329.9	382.2	359.0	362.3
	R9	2027	11		385.9	319.9	389.1	360.5	363.8
	R10	2028	12		391.9	307.9	396.0	362.0	365.1
	R11	2029	13		397.9	293.6	403.1	363.3	366.1
	R12	2030	14		404.0	277.3	410.3	364.5	367.0
	R13	2031	15		410.0	258.8	417.7	365.7	367.7
R14	2032	16		416.0	238.2	425.2	366.7	368.2	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 6.01x + 319.81$	0.9781
放物線	$y = -1.0643x^2 + 12.396x + 312.36$	0.9996
一次指数	$y = 320.09 \times 1.0179^x$	0.9762
ハイオーダー	$y = 323.35x^{0.04540}$	0.9979
ロジスティック	$y = 371 / \{1 - 0.17159 \times \exp(-0.19833x)\}$	0.9935

←採用値



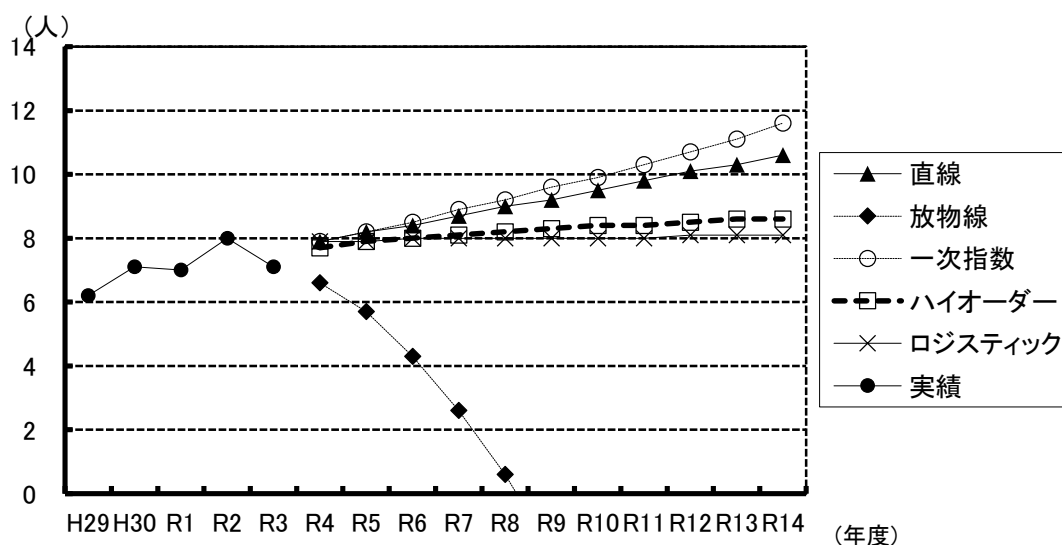
2-3-2 家庭系収集不燃ごみの予測

家庭用収集不燃ごみは年度により変動が大きいものの、平成 29 年度から令和 2 年度にかけては増加傾向が確認された。近似式による推計では、この傾向を受けて今後も増加するという結果となったが、最新である令和 3 年度実績を考慮すると、そこまでの増加は現実的でないと考えられた。また、放物線式による大幅な減少も現実的ではないことから、微増傾向を示すハイオーダー式による値を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	6.2					
	H30	2018	2	7.1					
	R元	2019	3	7.0					
	R2	2020	4	8.0					
	R3	2021	5	7.1					
予測	R4	2022	6		7.9	6.6	7.9	7.7	7.9
	R5	2023	7		8.2	5.7	8.2	7.9	7.9
	R6	2024	8		8.4	4.3	8.5	8.0	8.0
	R7	2025	9		8.7	2.6	8.9	8.1	8.0
	R8	2026	10		9.0	0.6	9.2	8.2	8.0
	R9	2027	11		9.2	0	9.6	8.3	8.0
	R10	2028	12		9.5	0	9.9	8.4	8.0
	R11	2029	13		9.8	0	10.3	8.4	8.0
	R12	2030	14		10.1	0	10.7	8.5	8.1
	R13	2031	15		10.3	0	11.1	8.6	8.1
R14	2032	16		10.6	0	11.6	8.6	8.1	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 0.27x + 6.27$	0.7134
放物線	$y = -0.1786x^2 + 1.3414x + 5.0200$	0.8473
一次指数	$y = 6.277 \times 1.039^x$	0.6632
ハイオーダー	$y = 6.3468x^{0.1108}$	0.7560 ←採用値
ロジスティック	$y = 8 / \{1 + 0.35081 \times \exp(-0.45547x)\}$	0.7436



2-3-3 家庭系収集資源ごみの予測

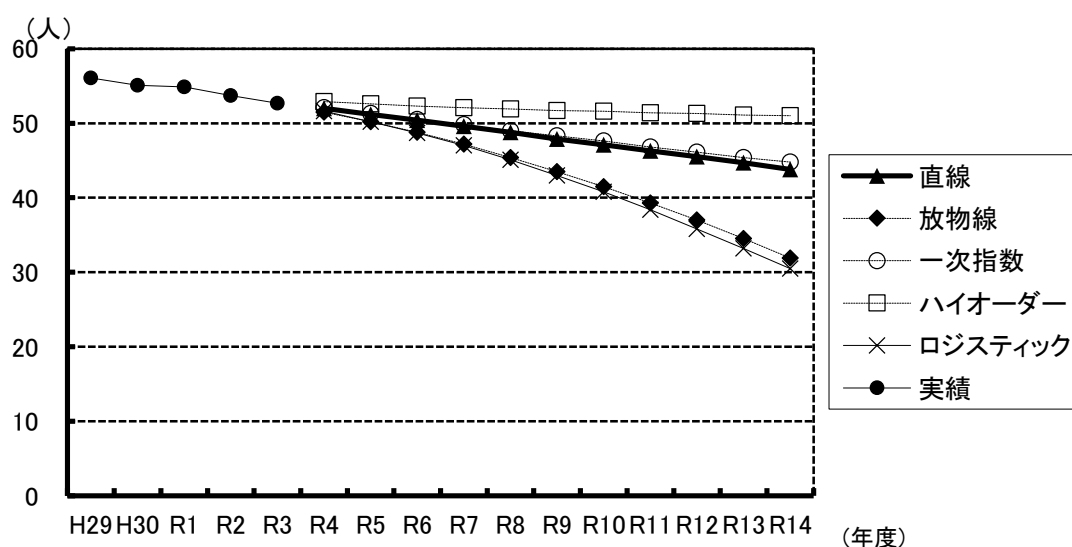
家庭系収集資源ごみは、民間事業者による資源回収が普及していることもあり、近年では減少傾向が続いている。相関では放物線式、ロジスティック式においてより高い相関が見られたが、今後10年で半減するという予測であり、現実的ではないことから、次に相関が高く、減少傾向が継続する直線式による値を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	56.1					
	H30	2018	2	55.1					
	R元	2019	3	54.9					
	R2	2020	4	53.7					
	R3	2021	5	52.7					
予測	R4	2022	6		52.0	51.5	52.1	52.9	52
	R5	2023	7		51.2	50.2	51.3	52.6	50
	R6	2024	8		50.4	48.8	50.5	52.3	49
	R7	2025	9		49.6	47.2	49.8	52.1	47
	R8	2026	10		48.8	45.4	49.0	51.9	45
	R9	2027	11		47.9	43.5	48.3	51.7	43
	R10	2028	12		47.1	41.5	47.6	51.6	41
	R11	2029	13		46.3	39.3	46.8	51.4	38
	R12	2030	14		45.5	37.0	46.1	51.3	36
	R13	2031	15		44.7	34.5	45.4	51.1	33
R14	2032	16		43.8	31.9	44.8	51.0	31	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -0.82x + 56.96$	0.9829
放物線	$y = -0.0714x^2 - 0.3914x + 56.46$	0.9855
一次指数	$y = 57.0080 \times 0.9850^x$	0.9820
ハイオーダー	$y = 56.386x^{-0.036}$	0.9374
ロジスティック	$y = 59 / \{1 + 0.05122 \times \exp(0.18253x)\}$	0.9855

←採用値



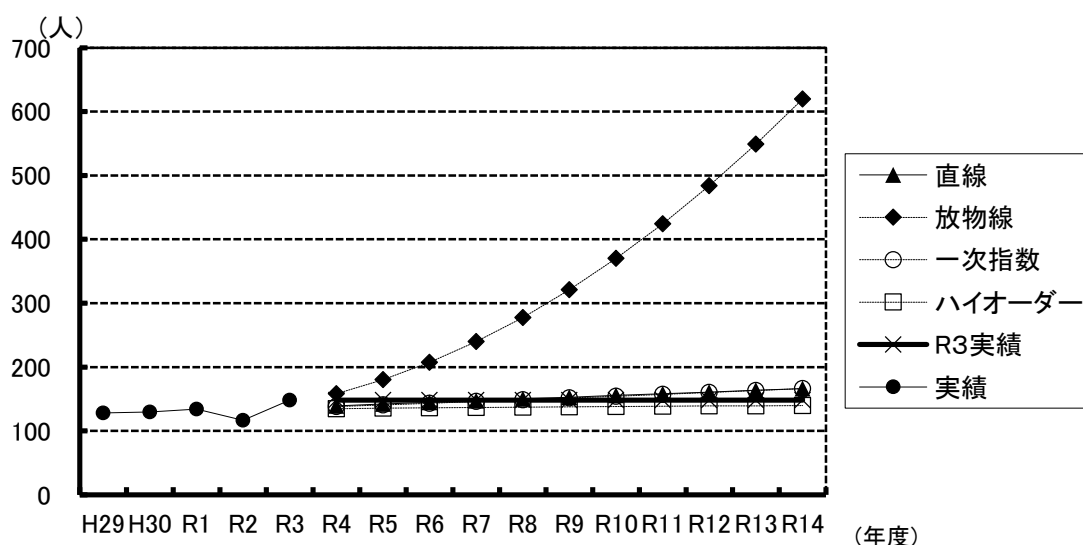
2-3-4 事業系収集可燃ごみの予測

平成29年度から令和元年度までは目立った動きはなかったものの、令和2年度に減少し、令和3年度には増加して過去5年間で最大の値となった。変動が大きいことから近似式を用いた推計ではいづれも相関が低くなった。令和3年度の排出量が事業活動の活発化による影響も考えられたことから、この傾向が継続するとして、最新である令和3年度実績 **148.0g/人・日** が今後も継続するとして。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	128.1				
	H30	2018	2	129.4				
	R元	2019	3	134.1				
	R2	2020	4	116.6				
	R3	2021	5	148.0				
予測	R4	2022	6		139.3	158.3	138.2	134.8
	R5	2023	7		142.0	180.0	140.7	135.6
	R6	2024	8		144.7	207.2	143.4	136.2
	R7	2025	9		147.4	239.7	146.0	136.8
	R8	2026	10		150.1	277.7	148.7	137.3
	R9	2027	11		152.8	321.1	151.5	137.8
	R10	2028	12		155.5	370.0	154.3	138.2
	R11	2029	13		158.2	424.2	157.1	138.6
	R12	2030	14		160.9	483.9	160.0	139.0
	R13	2031	15		163.6	549.1	163.0	139.3
R14	2032	16		166.3	619.6	166.0	139.6	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 2.70x + 123.14$	0.3756
放物線	$y = 2.7143x^2 - 13.5860x + 142.14$	0.5846
一次指数	$y = 123.80 \times 1.0185^x$	0.3835
ハイオーダー	$y = 126.46x^{0.03570}$	0.2919
ロジスティック	求められず	-



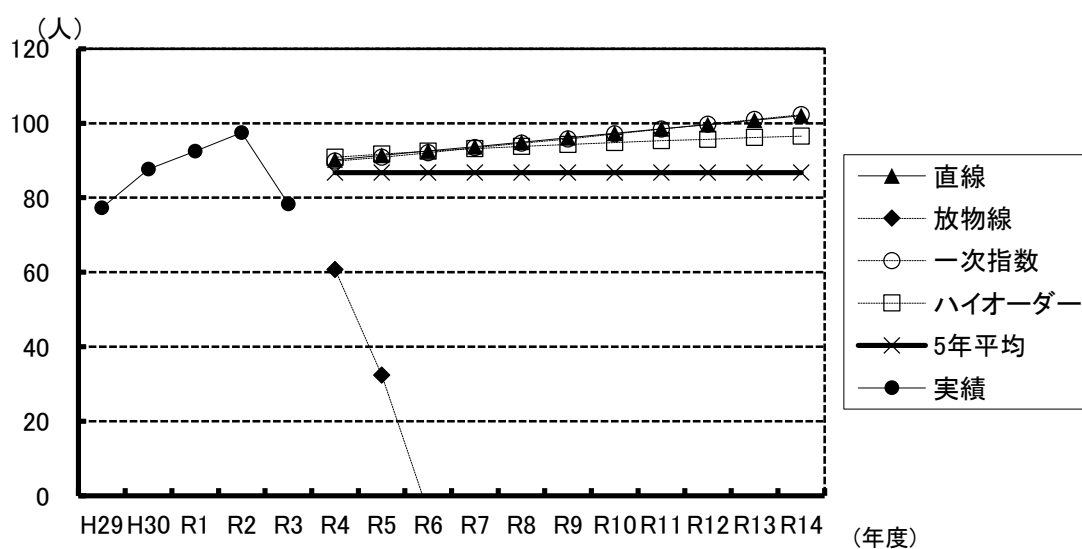
2-3-5 家庭系直接搬入可燃ごみの予測

過去5年間の実績値において、平成29年度から令和2年度にかけて増加したものの、令和3年度は急に減少した。変動が大きいことから、近似式を用いた推計ではいずれも相関が低く、5年間の平均である **86.7g/人・日** を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	77.3				
	H30	2018	2	87.7				
	R元	2019	3	92.5				
	R2	2020	4	97.5				
	R3	2021	5	78.3				
予測	R4	2022	6		90.2	60.7	89.8	90.9
	R5	2023	7		91.4	32.4	90.9	91.7
	R6	2024	8		92.6	0	92.1	92.5
	R7	2025	9		93.7	0	93.4	93.2
	R8	2026	10		94.9	0	94.6	93.8
	R9	2027	11		96.1	0	95.8	94.3
	R10	2028	12		97.3	0	97.1	94.8
	R11	2029	13		98.5	0	98.4	95.3
	R12	2030	14		99.6	0	99.7	95.7
	R13	2031	15		100.8	0	101.0	96.2
R14	2032	16		102.0	0	102.3	96.5	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 1.18x + 83.12$	0.2135
放物線	$y = -4.2143x^2 + 26.4660x + 53.62$	0.9208
一次指数	$y = 82.96 \times 1.0132^x$	0.1947
ハイオーダー	$y = 81.34x^{0.06180}$	0.3861
ロジスティック	求められず	-



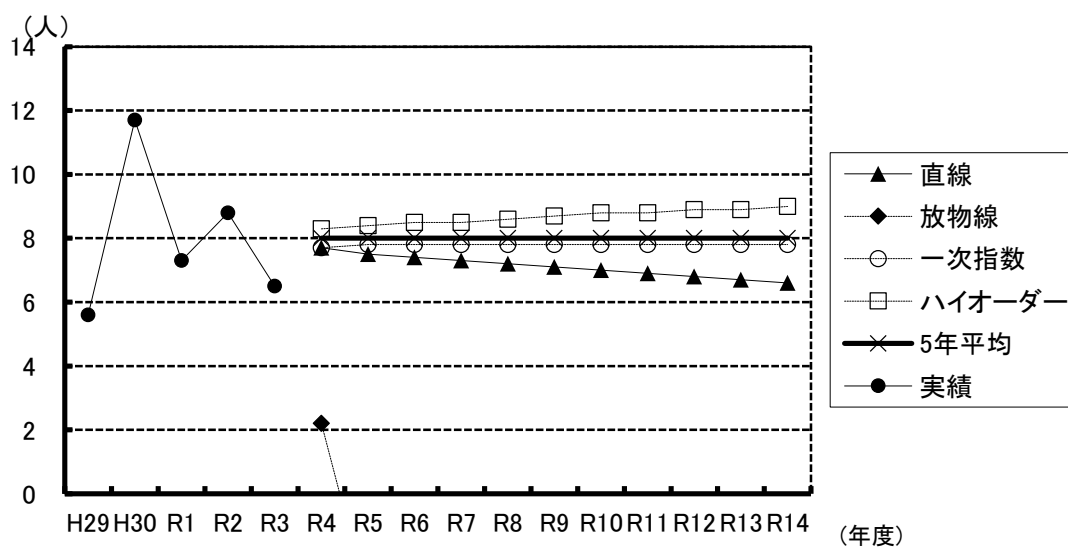
2-3-6 家庭系直接搬入不燃ごみの予測

過去5年間の実績値において、変動が大きいことから、近似式を用いた推計ではいずれも相関が低く、5年間の平均である **8.0g/人・日**を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	5.6				
	H30	2018	2	11.7				
	R元	2019	3	7.3				
	R2	2020	4	8.8				
	R3	2021	5	6.5				
予測	R4	2022	6		7.7	2.2	7.7	8.3
	R5	2023	7		7.5	0	7.8	8.4
	R6	2024	8		7.4	0	7.8	8.5
	R7	2025	9		7.3	0	7.8	8.5
	R8	2026	10		7.2	0	7.8	8.6
	R9	2027	11		7.1	0	7.8	8.7
	R10	2028	12		7.0	0	7.8	8.8
	R11	2029	13		6.9	0	7.8	8.8
	R12	2030	14		6.8	0	7.8	8.9
	R13	2031	15		6.7	0	7.8	8.9
R14	2032	16		6.6	0	7.8	9.0	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -0.11x + 8.31$	0.0728
放物線	$y = -0.7786x^2 + 4.5614x + 2.86$	0.6288
一次指数	$y = 7.6859 \times 1.0013^x$	-0.0733
ハイオーダー	$y = 7.129x^{0.0827}$	0.0696
ロジスティック	求められず	-



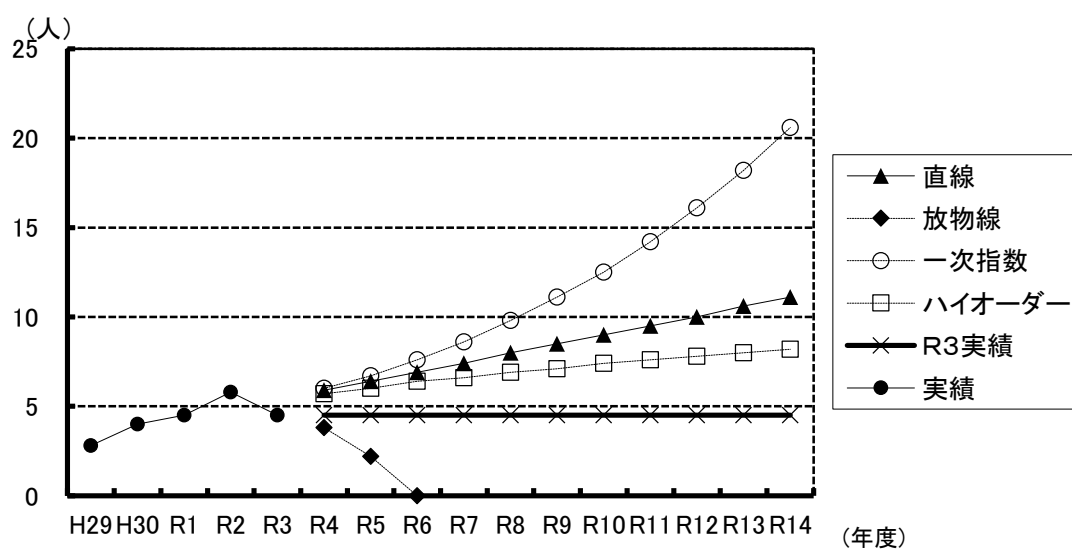
2-3-7 家庭系直接搬入資源ごみ

平成29年度から令和2年度まで増加したが、令和3年度には一転して減少し、令和元年度と同じ値となった。今後の傾向を近似式で求めることが困難であることから、最新である令和3年度実績 **4.5g/人・日**が今後も継続するとした。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	2.8				
	H30	2018	2	4.0				
	R元	2019	3	4.5				
	R2	2020	4	5.8				
	R3	2021	5	4.5				
予測	R4	2022	6		5.9	3.8	6.0	5.7
	R5	2023	7		6.4	2.2	6.7	6.0
	R6	2024	8		6.9	0.0	7.6	6.4
	R7	2025	9		7.4	0.0	8.6	6.6
	R8	2026	10		8.0	0.0	9.8	6.9
	R9	2027	11		8.5	0.0	11.1	7.1
	R10	2028	12		9.0	0.0	12.5	7.4
	R11	2029	13		9.5	0.0	14.2	7.6
	R12	2030	14		10.0	0.0	16.1	7.8
	R13	2031	15		10.6	0.0	18.2	8.0
R14	2032	16		11.1	0.0	20.6	8.2	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 0.52x + 2.76$	0.7363
放物線	$y = -0.3x^2 + 2.32x + 0.66$	0.9150
一次指数	$y = 2.8299 \times 1.132^x$	0.6956
ハイオーダー	$y = 2.957x^{0.3678}$	0.8199
ロジスティック	求められず	-



2-3-8 資源集団回収による回収量

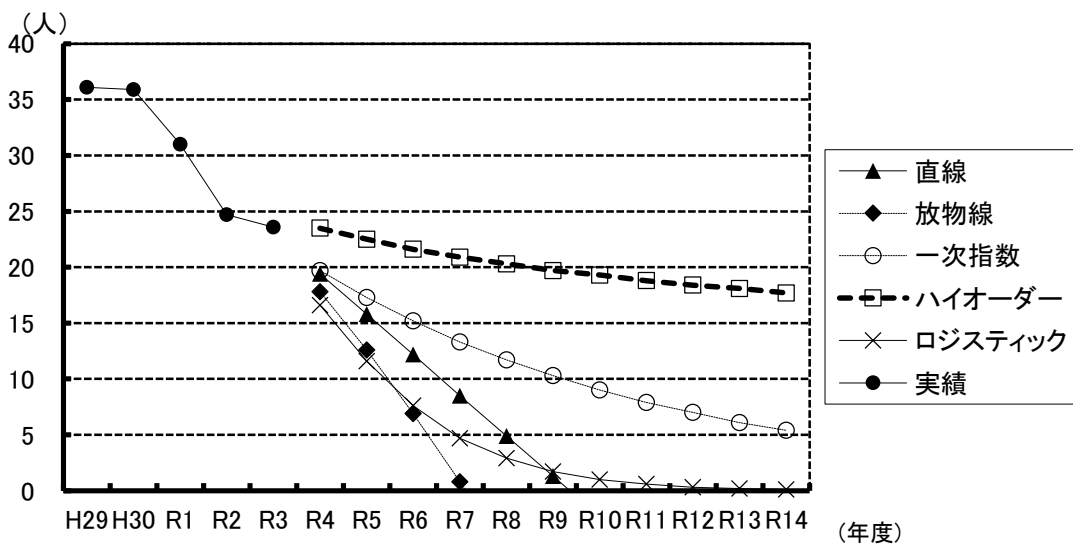
集団回収量は過去5年間大きく減少した。今後も減少傾向が続くと推測されるものの、その減少幅は小さくなると考えられることから、ハイオーダー式による値を採用した。

(単位：g/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	36.1					
	H30	2018	2	35.9					
	R元	2019	3	31.0					
	R2	2020	4	24.7					
	R3	2021	5	23.6					
予測	R4	2022	6		19.4	17.8	19.7	23.5	17
	R5	2023	7		15.8	12.6	17.3	22.5	12
	R6	2024	8		12.2	6.9	15.2	21.6	8
	R7	2025	9		8.5	0.8	13.3	20.9	5
	R8	2026	10		4.9	0	11.7	20.3	3
	R9	2027	11		1.3	0	10.3	19.7	2
	R10	2028	12		0	0	9.0	19.3	1
	R11	2029	13		0	0	7.9	18.8	1
	R12	2030	14		0	0	7.0	18.4	0
	R13	2031	15		0	0	6.1	18.1	0
R14	2032	16		0	0	5.4	17.7	0	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -3.62x + 41.12$	0.9625
放物線	$y = -0.2286x^2 + -2.2486x + 39.52$	0.9642
一次指数	$y = 42.992 \times 0.8780^x$	0.9529
ハイオーダー	$y = 39.11x^{-0.2850}$	0.8799
ロジスティック	$y = 40 / \{1 + 0.04972 \times \exp(-0.55617x)\}$	0.9610

←採用値



2-3-9 ごみの排出量及び処理量の予測結果

ごみ排出量及び処理量の予測結果について、現状のまま推移した場合のものを表S 2 - 2 - 2に、表S 2 - 2 - 3にそれぞれ示す。

また、資源ごみの細目別収集量については、過去5年間の、資源ごみの総量に対する細目別の資源回収実績を用いて、按分した。資源集団回収からの細目別収集量も、同様に実績に基づく按分を行った。

また、焼却処理過程からのスラグ・メタル回収量については、過去5年間の実績の平均値が今後も維持されるものとして設定した。

表S2-2-2 ごみ排出量の推計結果（現況の傾向がそのまま続いた場合）

基本情報	実績/推計		実績					推計												
	年度	年間日数	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
			2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
	総人口		18,611	18,461	18,312	18,019	17,736	17,597	17,458	17,319	17,180	17,060	16,940	16,820	16,700	16,580	16,465	16,350		
ごみ排出量 (t/年)	収集	家庭系	可燃ごみ	2,199	2,244	2,270	2,277	2,250	2,253	2,251	2,253	2,241	2,235	2,229	2,229	2,214	2,206	2,198	2,194	
			不燃ごみ	42	48	47	53	46	49	50	51	51	51	51	52	51	51	52	51	
			資源ごみ	381	371	367	354	341	334	326	319	311	304	296	290	282	275	269	262	
		事業系	可燃ごみ	870	872	896	769	958	843	836	832	823	817	811	808	800	794	788	785	
			小計	3,492	3,535	3,580	3,453	3,595	3,479	3,463	3,455	3,426	3,407	3,387	3,379	3,347	3,326	3,307	3,292	
			直接搬入	家庭系	可燃ごみ	525	591	618	643	507	557	552	550	544	540	536	534	528	525	521
	合計	家庭系合計	可燃ごみ	38	79	49	58	42	51	51	51	50	49	49	49	48	48	48	48	
			不燃ごみ	19	27	30	38	29	37	38	41	41	43	44	46	46	47	48	49	
			資源ごみ	582	697	697	739	578	645	641	642	635	633	629	629	623	620	617	616	
		事業系合計	可燃ごみ	3204	3360	3381	3423	3215	3281	3268	3265	3238	3223	3205	3200	3170	3152	3136	3123	
			不燃ごみ	870	872	896	769	958	843	836	832	823	817	811	808	800	794	788	785	
			資源ごみ	4074	4232	4277	4192	4173	4124	4104	4097	4061	4040	4016	4008	3970	3946	3924	3908	
集团回収	家庭系可燃ごみ計	紙バック	2,724	2,835	2,888	2,920	2,757	2810	2803	2803	2785	2775	2765	2763	2742	2731	2719	2713		
		紙類	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		布類	239	234	201	157	144	145	139	133	129	125	122	119	116	113	111	109		
	集团回収計	布類	6	8	6	5	8	5	4.8	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1	4	3.9	3.8	3.7		
		ごみ総排出量(集团回収含まず)	245	242	207	163	153	151	145	139	134	130	127	124	121	118	116	114		
		ごみ排出量(集团回収を含む)	4,319	4,474	4,484	4,355	4,326	4,275	4,249	4,236	4,195	4,170	4,143	4,132	4,091	4,064	4,040	4,022		
ごみ処理量 (t/年)	処理量	直接焼却量(可燃ごみ計)	3,594	3,707	3,784	3,689	3,715	3,653	3,639	3,635	3,608	3,592	3,576	3,571	3,542	3,525	3,507	3,498		
		粗大ごみ処理量	102	119	130	134	109	112	110	109	106	104	102	101	98	96	95	93		
		ごみ燃料化施設処理量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
		その他資源化施設処理量	271	253	241	232	235	233	228	225	220	217	212	209	204	200	196	192		
		直接最終処分量(不燃ごみ計)	80	127	96	111	88	100	101	102	101	101	100	101	100	99	100	99		
		直接資源化量	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
		処理量合計	4,074	4,232	4,277	4,192	4,173	4,124	4,104	4,097	4,061	4,040	4,016	4,008	3,970	3,946	3,924	3,908		
		資源化量 (t/年)	直接資源化	金属類	22	21	21	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
				ペットボトル						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
				小計	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
中間処理後資源化	粗大・その		金属類	102	119	130	134	109	112	110	109	106	104	102	101	98	96	95	93	
			ガラス類	111	103	100	94	101	96	94	93	91	90	88	86	84	83	81	80	
			ペットボトル	20	20	18	19	18	18	18	17	17	17	16	16	16	15	15	15	
			白色トレイ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	
			容器包装プラスチック	138	128	121	117	114	117	114	112	111	108	105	104	102	100	99	96	
			廃食用油(BDF)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	焼却		小計	378	377	376	371	349	350	343	338	332	326	318	314	307	300	296	290	
			溶解スラグ	197	217	172	241	177	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	
			焼却メタル	34	30	30	40	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	
			小計	231	247	202	281	210	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231	
集团回収	家庭系可燃ごみ計		紙バック	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			紙類	239	234	201	157	144	145	139	133	129	125	122	119	116	113	111	109	
			布類	6	8	6	5	8	5	4.8	4.6	4.4	4.3	4.2	4.1	4	3.9	3.8	3.7	
	集团回収計		布類	245	242	207	163	153	151	145	139	134	130	127	124	121	118	116	114	
			資源化量合計	876	887	806	836	733	753	740	729	718	708	697	690	680	670	664	656	
		資源化率	20.3	19.8	18.0	19.2	16.94	17.6	17.4	17.2	17.1	17.0	16.8	16.7	16.6	16.5	16.4	16.31		
最終処分 (t/年)	処分量	直接最終処分	80	127	96	111	88	100	101	102	101	101	100	101	100	99	100	99		
		焼却残渣	183	177	203	196	185	187	186	186	184	184	183	182	181	180	179	179		
		(焼却残渣の率)	0.0510	0.0480	0.0540	0.0530	0.0500	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051		
計算単位等 (g/人・日)	収集	家庭系	可燃ごみ	323.7	333	339.6	345.3	347.6	350.8	353.2	355.4	357.3	359	360.5	362	363.3	364.5	365.7	366.7	
			不燃ごみ	6.2	7.1	7.0	8.0	7.1	7.7	7.9	8	8.1	8.2	8.3	8.4	8.4	8.5	8.6	8.6	
			資源ごみ	56.1	55.1	54.9	53.7	52.7	52	51.2	50.4	49.6	48.8	47.9	47.1	46.3	45.5	44.7	43.8	
		事業系	可燃ごみ	128.1	129.4	134.1	116.6	148	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	
			不燃ごみ	77.3	87.7	92.5	97.5	78.3	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	
			資源ごみ	5.6	11.7	7.3	8.8	6.5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	直接搬入	家庭系	可燃ごみ	2.80	4.00	4.50	5.80	4.50	5.7	6	6.4	6.6	6.9	7.1	7.4	7.6	7.8	8	8.2	
			不燃ごみ	36.1	35.9	31.0	24.7	23.6	23.5	22.5	21.6	20.9	20.3	19.7	19.3	18.8	18.4	18.1	17.7	
			資源ごみ																	
		集团回収計																		

表S2-2-3 ごみ排出量の推計結果（生ごみ排出量を10g削減した場合）

基本情報	実績/推計		実績					推計											
			年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	年間日数	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		
	総人口	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365		
ごみ排出量 (t/年)	収集	家庭系	可燃ごみ	2,199	2,244	2,270	2,277	2,250	2,168	2,151	2,140	2,117	2,102	2,087	2,058	2,043	2,029	2,020	
			不燃ごみ	42	48	47	53	46	49	50	51	51	51	51	52	51	51	52	51
		事業系	資源ごみ	381	371	367	354	341	334	326	319	311	304	296	290	282	275	269	262
			可燃ごみ	870	872	896	769	958	843	836	832	823	817	811	808	800	794	788	785
		小計		3,492	3,535	3,580	3,453	3,595	3,394	3,363	3,342	3,302	3,274	3,245	3,228	3,191	3,163	3,138	3,118
		直接搬入	家庭系	可燃ごみ	525	591	618	643	507	557	552	550	544	540	536	534	528	525	521
	不燃ごみ			38	79	49	58	42	51	51	51	50	50	49	49	49	48	48	48
	事業系		資源ごみ	19	27	30	38	29	37	38	41	41	43	44	46	46	47	48	49
			小計	582	697	697	739	578	645	641	642	635	633	629	629	623	620	617	616
	合計	家庭系合計	3,204	3,360	3,381	3,423	3,215	3,196	3,168	3,152	3,114	3,090	3,063	3,049	3,014	2,989	2,967	2,949	
		事業系合計	870	872	896	769	958	843	836	832	823	817	811	808	800	794	788	785	
		ごみ総排出量(集団回収含まず)	4,074	4,232	4,277	4,192	4,173	4,039	4,004	3,984	3,937	3,907	3,874	3,857	3,814	3,783	3,755	3,734	
		家庭系可燃ごみ計	2,724	2,835	2,888	2,920	2,752	2,725	2,703	2,690	2,661	2,642	2,623	2,612	2,586	2,568	2,550	2,539	
	集団回収	紙パック	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
紙類		239	234	201	157	144	145	139	133	129	125	122	119	116	113	111	109		
布類		6	8	6	5	8	5	4,8	4,6	4,4	4,3	4,2	4,1	4	3,9	3,8	3,7		
集団回収計		245	242	207	163	153	151	145	139	134	130	127	124	121	118	116	114		
ごみ排出量(集団回収を含む)		4,319	4,474	4,484	4,355	4,326	4,190	4,149	4,123	4,071	4,037	4,001	3,981	3,935	3,901	3,871	3,848		
ごみ処理量 (t/年)	処理量	直接焼却量(可燃ごみ計)	3594	3707	3784	3689	3715	3568	3539	3522	3484	3459	3434	3420	3386	3362	3338	3324	
		粗大ごみ処理量	102	119	130	134	109	112	110	109	106	104	102	101	98	96	95	93	
		ごみ燃料化施設処理量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
		その他資源化施設処理量	271	253	241	232	235	233	228	225	220	217	212	209	204	200	196	192	
		直接最終処分量(不燃ごみ計)	80	127	96	111	88	100	101	102	101	101	100	101	100	99	100	99	
		直接資源化量	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
		処理量合計	4,074	4,232	4,277	4,192	4,173	4,039	4,004	3,984	3,937	3,907	3,874	3,857	3,814	3,783	3,755	3,734	
		資源化量 (t/年)	直接資源化	金属類	22	21	21	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
ペットボトル							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
小計	22			21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21		
中間処理後資源化	粗大・その		金属類	102	119	130	134	109	112	110	109	106	104	102	101	98	96	95	
			ガラス類	111	103	100	94	101	96	94	93	91	90	88	86	84	83	81	
			ペットボトル	20	20	18	19	18	18	18	17	17	17	16	16	16	15	15	
			白色トレイ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	
			容器包装プラスチック	138	128	121	117	114	117	114	112	111	108	105	104	102	100	99	
			廃食用油(BDF)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
			小計	378	377	376	371	349	350	343	338	332	326	318	314	307	300	296	
焼却	溶解スラグ		0	0	172	241	177	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	
	焼却メタル				30	40	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34		
	小計		0	0	202	281	210	231	231	231	231	231	231	231	231	231	231		
集団回収	紙パック		0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	紙類	239	234	201	157	144	145	139	133	129	125	122	119	116	113	111			
	布類	6	8	6	5	8	5	4,8	4,6	4,4	4,3	4,2	4,1	4	3,9	3,8			
	集団回収計	245	242	207	163	153	151	145	139	134	130	127	124	121	118	116			
資源化量合計		645	640	806	836	733	753	740	729	718	708	697	690	680	670	664			
資源化率		14.9	14.3	18.0	19.2	16.9	18.0	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.3	17.2	17.2			
最終処分 (t/年)	処分量	直接最終処分	80	127	96	111	88	100	101	102	101	101	100	101	100	99	100		
		焼却残渣	183	177	203	196	185	182	181	180	178	177	175	175	173	172	171		
		(焼却残渣の率)	0.0510	0.0480	0.0540	0.0530	0.0500	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051	0.051			
計算単位等 (g/人・日)	収集	家庭系	可燃ごみ	263	304	299	307	273	282	282	282	279	278	275	276	273	271		
			不燃ごみ	323.7	333	339.6	345.3	347.6	337.6	337.6	337.6	337.6	337.6	337.6	337.6	337.6	337.6		
			資源ごみ	6.2	7.1	7.0	8.0	7.1	7.7	7.9	8	8.1	8.2	8.3	8.4	8.4	8.5		
		事業系	56.1	55.1	54.9	53.7	52.7	52	51.2	50.4	49.6	48.8	47.9	47.1	46.3	45.5			
		小計	128.1	129.4	134.1	116.6	148	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2			
	直接搬入	家庭系	可燃ごみ	77.3	87.7	92.5	97.5	78.3	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7	86.7		
			不燃ごみ	5.8	11.7	7.3	8.8	6.5	8	8	8	8	8	8	8	8			
			資源ごみ	2.80	4.00	4.50	5.80	4.50	5.7	6	6.4	6.6	6.9	7.1	7.4	7.6			
		事業系	128.1	129.4	134.1	116.6	148	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2	131.2				
		小計	36.1	35.9	31.0	24.7	23.6	23.5	22.5	21.6	20.9	20.3	19.7	19.3	18.8				

3. 生活排水処理人口並びにし尿及び浄化槽汚泥収集量の予測

3-1 予測の手順

本計画における予測は、過去5年間の実績を基に、現状の推移を延ばすことにより行った。
数式モデルはごみの予測時に用いたものと同一である。

3-2 各項目の算定手順について

3-2-1 将来人口の推計

ごみの予測時と同様に、森町人口ビジョンに基づく将来人口を用いた。

3-2-2 生活排水処理人口の推計

①下水道人口、合併処理浄化槽人口、非水洗化人口（収集及び自家処理）

過去5年間の実績値から算術的方法により予測した。

②単独処理浄化槽人口

将来人口から①の人口を引いた残りとした。

3-2-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推計

①し尿収集量

過去5年間の実績値及び収集人口から原単位（1人1日当たり収集量）を算定し、それを基に原単位の将来予測を算術的に行った後、将来人口及び収集日数と乗ずることで収集量を算出した。

②浄化槽汚泥収集量

し尿収集量と同様に、原単位の将来予測を算術的に行った後、将来人口及び収集日数と乗ずることで収集量を算出した。

3-3 生活排水処理人口並びにし尿及び浄化槽汚泥収集量に関する予測結果

3-3-1 予測に用いた実績値

表 S 2 - 2 - 1 生活排水処理人口の実績

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
1. 計画処理区域内人口	人	18,611	18,461	18,312	18,019	17,736
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	〃	7,327	7,544	7,658	7,739	7,779
(1) コミュニティ・プラント	〃	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	〃	4,683	4,769	4,795	4,808	4,656
(3) 下水道	〃	2,644	2,775	2,863	2,931	3,123
(4) 集落排水施設	〃	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	〃	10,404	10,086	9,874	9,547	9,265
4. 非水洗化人口	〃	880	831	780	733	692
(1) 収集	〃	678	638	603	565	527
(2) 自家処理	〃	202	193	177	168	165
5. 計画処理区域外人口	〃	0	0	0	0	0
6. 生活排水処理率	%	39.4	40.9	41.8	42.9	43.9

表 3 - 2 - 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の実績

区分	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
		2017	2018	2019	2020	2021
収集量	kL/年	7,575	7,491	7,815	7,699	7,388
し尿 (汲み取り)	〃	730	685	703	645	633
浄化槽汚泥	〃	6,845	6,806	7,112	7,054	6,755
1人1日当たり収集量		4.1	4.2	4.5	4.4	4.6
し尿 (汲み取り)		2.9	2.9	3.2	3.1	3.3
浄化槽汚泥		1.2	1.3	1.3	1.3	1.3

3-3-2 公共下水道

当町の下水道人口は過去5年間でほぼ直線状の増加傾向を示している。この傾向と一致し、かつ相関係数が高くなった一次指数による予測結果を採用した。

この予測結果では、令和14(2032)年度の公共下水道人口は、令和3(2021)年度実績より1,563人の増加となる。

なお、下水道事業計画では、令和2年度～令和6年度にかけて第四期(天宮地区、城下地区)での整備が進められることとなっている。両地区の人口(令和4年9月1日現在)は天宮地区が1,293人、城下地区が584人、2地区合計で1,877人である。

将来の公共下水道人口は、新しく整備された地区での利用開始による増加、既に整備された区域での接続率向上による増加、全町的な人口減少に伴う減少の影響を受ける。

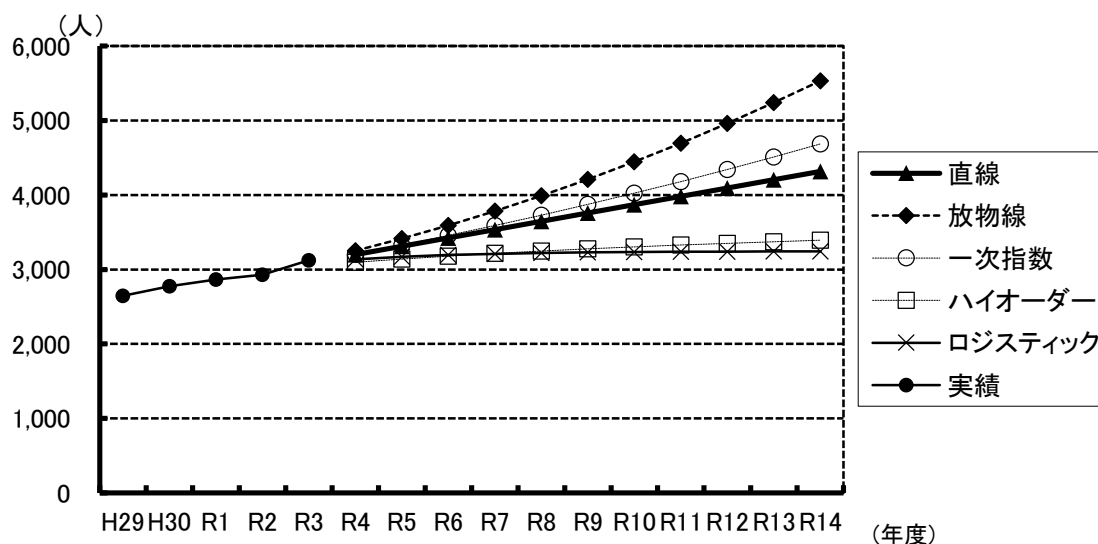
実績における公共下水道人口の増加も、これらの増減要素の影響を含んだうえで直線的な増加となっていると考えられ、将来も同様の増加傾向を示すことが考えられる。

(単位：人)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	2,644					
	H30	2018	2	2,775					
	R元	2019	3	2,863					
	R2	2020	4	2,931					
	R3	2021	5	3,123					
予測	R4	2022	6		3,201	3,252	3,202	3,095	3,134
	R5	2023	7		3,313	3,415	3,327	3,140	3,170
	R6	2024	8		3,424	3,592	3,456	3,180	3,194
	R7	2025	9		3,536	3,783	3,590	3,215	3,210
	R8	2026	10		3,647	3,989	3,729	3,247	3,222
	R9	2027	11		3,758	4,210	3,874	3,276	3,229
	R10	2028	12		3,870	4,445	4,024	3,303	3,234
	R11	2029	13		3,981	4,695	4,180	3,328	3,238
	R12	2030	14		4,093	4,960	4,342	3,351	3,240
	R13	2031	15		4,204	5,239	4,511	3,373	3,241
R14	2032	16		4,315	5,532	4,686	3,393	3,242	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 111.4x + 2533.0$	0.9853
放物線	$y = 7.2857x^2 + 67.686x + 2584$	0.9882
一次指数	$y = 2548.4 \times 1.0388^x$	0.9868
ハイオーダー	$y = 2617.4x^{0.0936}$	0.9550
ロジスティック	$y = 3245 / (1 + 0.38477 \cdot e^{-0.39873x})$	0.9583

←採用値



3-3-3 合併処理浄化槽人口

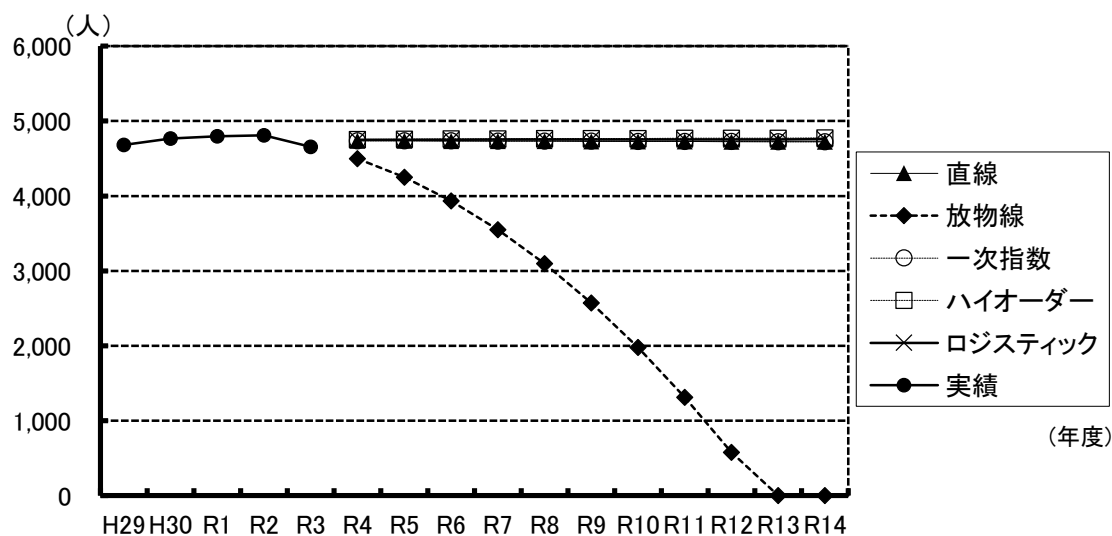
相関係数が最も大きくなったのは放物線による予測であるが、この予測では将来的に合併処理浄化槽人口が減るといふ予測になり、浄化槽整備の方向性に反する。そのため、次に相関係数が高くなったハイオーダーによる予測結果を採用した。

(単位：人)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	4,683					
	H30	2018	2	4,769					
	R元	2019	3	4,795					
	R2	2020	4	4,808					
	R3	2021	5	4,656					
予測	R4	2022	6		4,738	4,497	4,738	4,756	4,751
	R5	2023	7		4,736	4,252	4,737	4,759	4,752
	R6	2024	8		4,735	3,936	4,735	4,761	4,752
	R7	2025	9		4,733	3,551	4,734	4,763	4,753
	R8	2026	10		4,732	3,096	4,732	4,765	4,753
	R9	2027	11		4,730	2,571	4,731	4,767	4,754
	R10	2028	12		4,729	1,977	4,730	4,768	4,754
	R11	2029	13		4,727	1,312	4,728	4,770	4,755
	R12	2030	14		4,726	578	4,727	4,771	4,756
	R13	2031	15		4,724		4,725	4,772	4,756
R14	2032	16		4,723		4,724	4,774	4,757	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -1.5x + 4746.7$	0.03462
放物線	$y = -34.929x^2 + 208.7x + 4502.2$	0.95442
一次指数	$y = 4746.7 \times 0.9997^x$	0.03445
ハイオーダー	$y = 4724.8x^{0.0037}$	0.16622
ロジスティック	$y = 4982 / (1 + 0.04946 \cdot e^{-0.00257x})$	-0.03331

←採用値



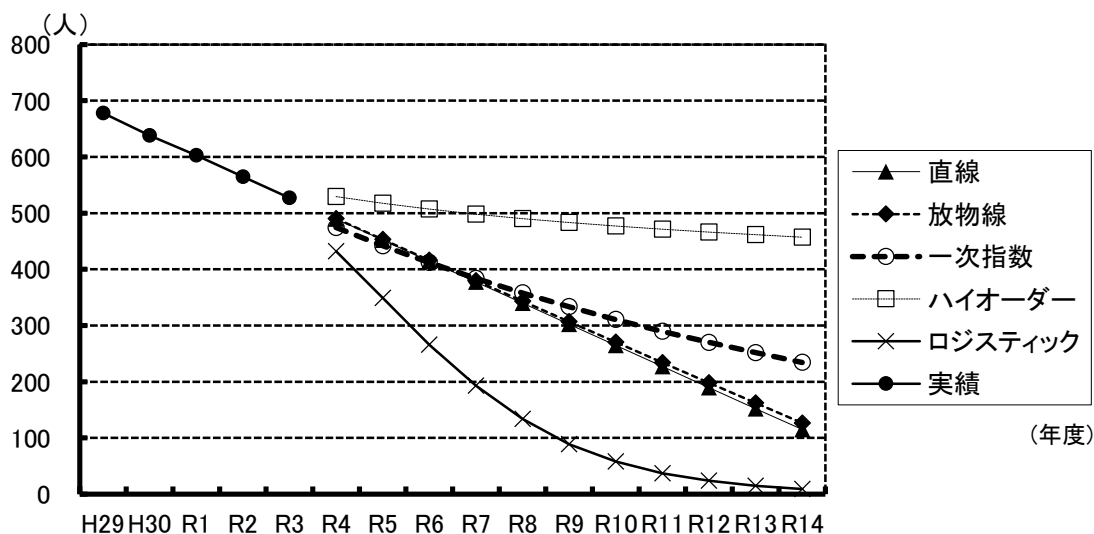
3-3-4 非水洗化人口（収集）

相関係数が最も大きくなったのは直線及び放物線による予測であるが、この予測では人口の減少が激しく、2036年度にはいずれも0人と現実的ではない数値を示した。そのため、次に相関係数が高くなった一次指数による予測結果を採用した。

(単位：人)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	678					
	H30	2018	2	638					
	R元	2019	3	603					
	R2	2020	4	565					
	R3	2021	5	527					
予測	R4	2022	6		490	490	474	529	432
	R5	2023	7		452	453	442	517	349
	R6	2024	8		415	416	412	507	266
	R7	2025	9		377	380	384	498	193
	R8	2026	10		340	343	358	490	134
	R9	2027	11		302	307	334	483	89
	R10	2028	12		265	270	311	477	58
	R11	2029	13		227	234	290	471	37
	R12	2030	14		190	198	270	466	24
	R13	2031	15		152	162	252	461	15
R14	2032	16		115	127	235	457	9	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -37.5x + 714.7$	0.99985
放物線	$y = 0.07140x^2 - 37.929x + 715.2$	0.99985
一次指数	$y = 723.65 \times 0.932^x$	0.99909 ←採用値
ハイオーダー	$y = 692.74x^{-0.15}$	0.96619
ロジスティック	$y = 711 / (1 + 0.03733 \cdot e^{+0.4752x})$	0.98164



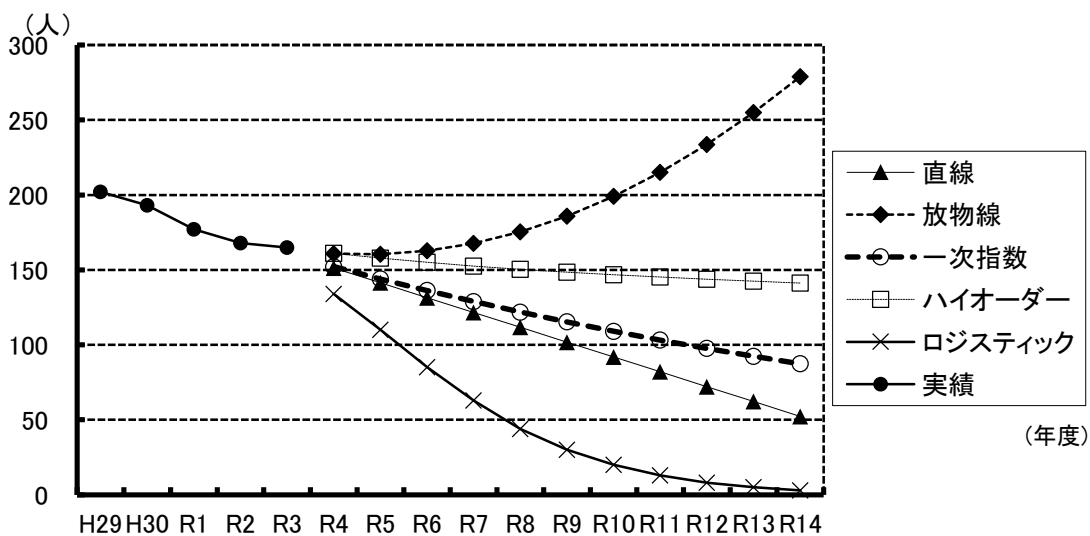
3-3-5 非水洗化人口（自家処理）

相関係数が最も大きくなったのは放物線による予測であるが、この予測では増加に転じるため現実的ではない。そのため、次に相関係数が高くなった一次指数による予測結果を採用した。

（単位：人）

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック	
実績	H29	2017	1	202					
	H30	2018	2	193					
	R元	2019	3	177					
	R2	2020	4	168					
	R3	2021	5	165					
予測	R4	2022	6		151	161	152	161	134
	R5	2023	7		141	160	144	158	110
	R6	2024	8		132	163	136	155	85
	R7	2025	9		122	168	129	153	63
	R8	2026	10		112	175	122	150	44
	R9	2027	11		102	186	115	149	30
	R10	2028	12		92	199	109	147	20
	R11	2029	13		82	215	103	145	13
	R12	2030	14		72	234	98	144	8
	R13	2031	15		62	255	92	142	5
R14	2032	16		52	279	87	141	3	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = -9.9x + 210.7$	0.97738
放物線	$y = 1.3571x^2 + -18.043x + 220.2$	0.99015
一次指数	$y = 212.39 \times 0.946^x$	0.98197 ←採用値
ハイオーダー	$y = 205.27x^{-0.135}$	0.97422
ロジスティック	$y = 211/(1+0.03419 \cdot e^{+0.47111x})$	0.92669



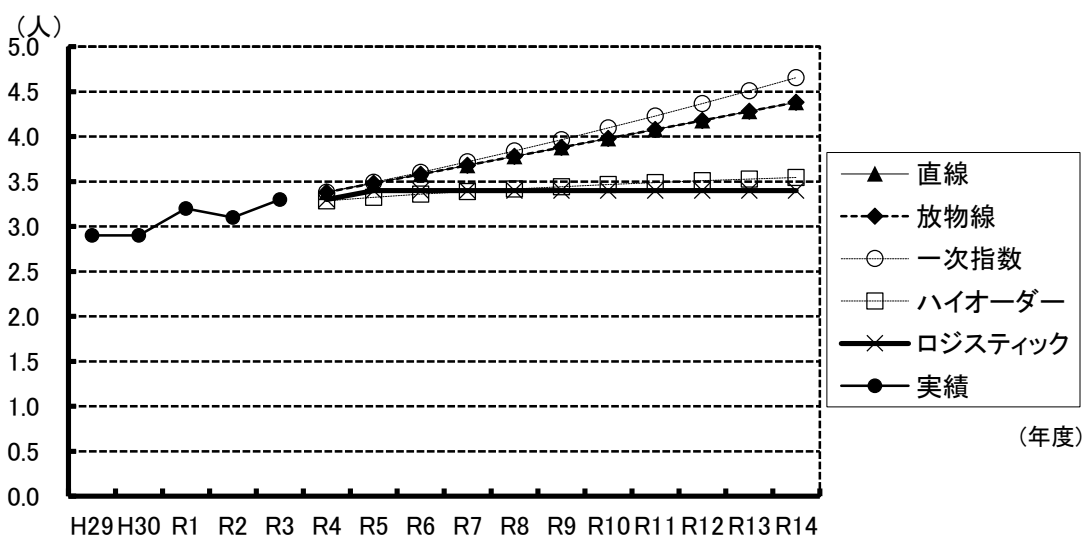
3-3-6 し尿収集量

相関係数が最も大きくなったのは直線・放物線、一次指数による予測であるが、これらの予測では増加幅が極端であり非現実的である。そのため、次に相関係数が大きくなったロジスティックによる予測結果を採用した。

(単位：L/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	2.9				
	H30	2018	2	2.9				
	R元	2019	3	3.2				
	R2	2020	4	3.1				
	R3	2021	5	3.3				
予測	R4	2022	6		3.4	3.4	3.4	3.3
	R5	2023	7		3.5	3.5	3.5	3.3
	R6	2024	8		3.6	3.6	3.6	3.4
	R7	2025	9		3.7	3.7	3.7	3.4
	R8	2026	10		3.8	3.8	3.8	3.4
	R9	2027	11		3.9	3.9	4.0	3.4
	R10	2028	12		4.0	4.0	4.1	3.5
	R11	2029	13		4.1	4.1	4.2	3.5
	R12	2030	14		4.2	4.2	4.4	3.5
	R13	2031	15		4.3	4.3	4.5	3.5
R14	2032	16		4.4	4.4	4.7	3.5	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 0.1x + 2.78$	0.88288
放物線	$y = 0x^2 + 0.1x + 2.78$	0.88388
一次指数	$y = 2.79 \times 1.0325^x$	0.88373
ハイオーダー	$y = 2.8533x^{0.85943}$	0.85943
ロジスティック	$y = 0.87285 / (1 + 0.29590 \cdot e^{-0.34417x})$	0.87285 ←採用値



3-3-7 浄化槽汚泥収集量

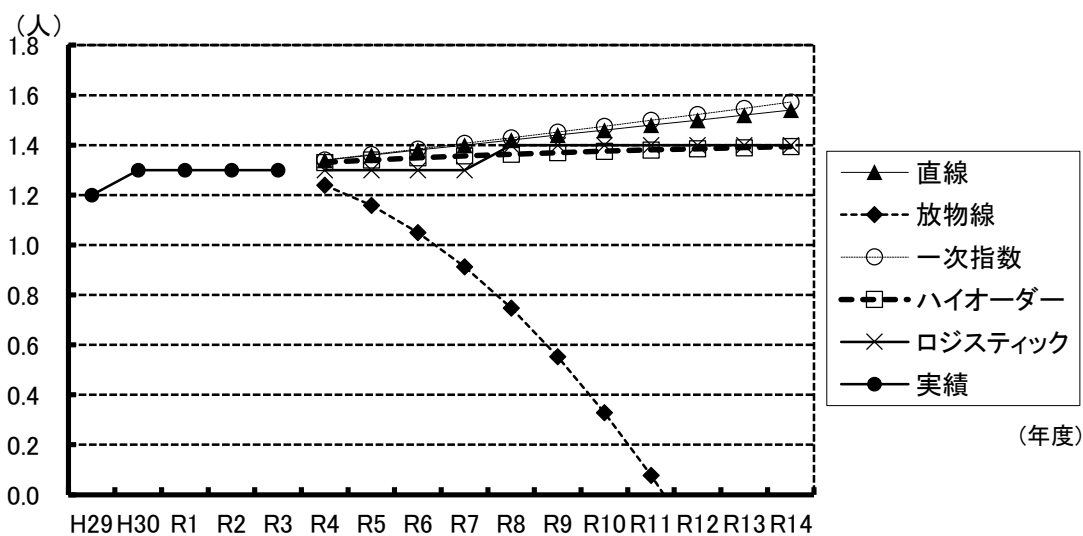
相関係数が最も大きくなったのは放物線による予測であるが、この予測では減少幅が極端であり非現実的である。そのため、次に相関係数が高くなったハイオーダーによる予測結果を採用した。

(単位：L/人・日)

年度		X	実績	直線	放物線	一次指数	ハイオーダー	ロジスティック
実績	H29	2017	1	1.2				
	H30	2018	2	1.3				
	R元	2019	3	1.3				
	R2	2020	4	1.3				
	R3	2021	5	1.3				
予測	R4	2022	6		1.3	1.2	1.3	1.3
	R5	2023	7		1.4	1.2	1.4	1.3
	R6	2024	8		1.4	1.1	1.4	1.3
	R7	2025	9		1.4	0.9	1.4	1.4
	R8	2026	10		1.4	0.7	1.4	1.4
	R9	2027	11		1.4	0.6	1.5	1.4
	R10	2028	12		1.5	0.3	1.5	1.4
	R11	2029	13		1.5	0.1	1.5	1.4
	R12	2030	14		1.5	0	1.5	1.4
	R13	2031	15		1.5	0	1.5	1.4
R14	2032	16		1.5	0	1.6	1.4	

予測手法	予測式	相関
直線	$y = 0.02x + 1.22$	0.70711
放物線	$y = -0.0143x^2 + 0.1057x + 1.12$	0.92582
一次指数	$y = 1.21940 \times 1.016^x$	0.70148
ハイオーダー	$y = 1.2225x^{0.04740}$	0.83646
ロジスティック	$y = 1 / (1 + 0.13073 \cdot e^{-0.17029x})$	0.75661

←採用値



3-3-8 予測結果

生活排水処理人口の予測結果を表 S 2 - 2 - 3、し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果を表 S 2 - 2 - 4 にそれぞれ示す。

表S2-2-3 生活排水処理人口の予測結果

(単位：人)

年度		処理区域内人口											処理区域 外人口	生活 雑排水 処理率
		水洗化・生活雑排水処理人口							単独処理 浄化槽	非水洗化人口				
		コミュニティ プラント	合併処理 浄化槽	下水道	農業集落 排水施設	収集	自家処理							
実績	H29	2017	18,611	7,327	0	4,683	2,644	0	10,404	880	678	202	0	39.4
	H30	2018	18,461	7,544	0	4,769	2,775	0	10,086	831	638	193	0	40.9
	R元	2019	18,312	7,658	0	4,795	2,863	0	9,874	780	603	177	0	41.8
	R2	2020	18,019	7,739	0	4,808	2,931	0	9,547	733	565	168	0	42.9
	R3	2021	17,736	7,779	0	4,656	3,123	0	9,265	692	527	165	0	43.9
予測	R4	2022	17,597	7,958	0	4,756	3,202	0	9,013	626	474	152	0	45.2
	R5	2023	17,458	8,086	0	4,759	3,327	0	8,786	586	442	144	0	46.3
	R6	2024	17,319	8,217	0	4,761	3,456	0	8,554	548	412	136	0	47.4
	R7	2025	17,180	8,353	0	4,763	3,590	0	8,314	513	384	129	0	48.6
	R8	2026	17,060	8,494	0	4,765	3,729	0	8,086	480	358	122	0	49.8
	R9	2027	16,940	8,641	0	4,767	3,874	0	7,850	449	334	115	0	51.0
	R10	2028	16,820	8,792	0	4,768	4,024	0	7,608	420	311	109	0	52.3
	R11	2029	16,700	8,950	0	4,770	4,180	0	7,357	393	290	103	0	53.6
	R12	2030	16,580	9,113	0	4,771	4,342	0	7,099	368	270	98	0	55.0
	R13	2031	16,465	9,283	0	4,772	4,511	0	6,838	344	252	92	0	56.4
R14	2032	16,350	9,460	0	4,774	4,686	0	6,568	322	235	87	0	57.9	

表 S 2 - 2 - 4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の予測結果

(単位：kL/年)

年度		し尿	浄化槽汚泥	
実績	H29	2017	730	6,845
	H30	2018	685	6,806
	R元	2019	703	7,112
	R2	2020	645	7,054
	R3	2021	633	6,755
予測	R4	2022	571	6,533
	R5	2023	549	6,427
	R6	2024	513	6,335
	R7	2025	477	6,682
	R8	2026	444	6,567
	R9	2027	414	6,447
	R10	2028	387	6,341
	R11	2029	360	6,197
	R12	2030	335	6,066
	R13	2031	313	5,933
R14	2032	292	5,812	

資料3 近隣市町の動向

1. 袋井市…………… S3- 1
2. 磐田市…………… S3- 3

資料3 近隣市町の動向

1. 袋井市

袋井市は、当町と袋井市森町広域行政組合を、当町及び磐田市と中遠広域事務組合をそれぞれ構成しており、可燃ごみの焼却処理を袋井市森町広域行政組合で行っているなど、廃棄物処理に関して当町と深い関わりを持っている。

袋井市は、平成 29 年 1 月に袋井市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 29 年度～平成 37 年度）を策定している。この計画において、袋井市は「豊かな環境の醸成と継承」を基本理念として必要な施策等を定めている。施策体系を図 S 3 - 1 - 1 及び図 S 3 - 1 - 2 に示す。

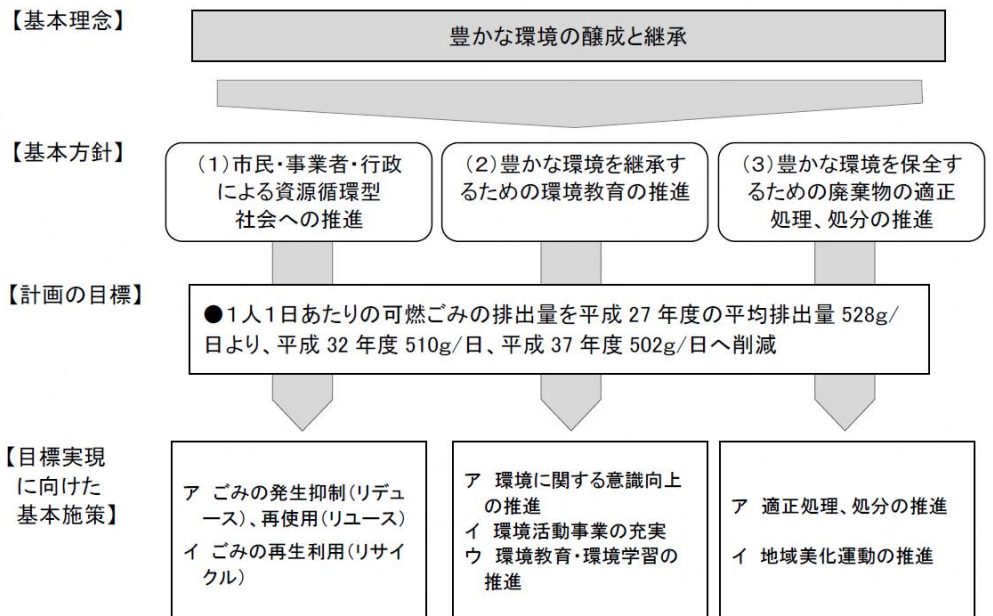


図 S 3 - 1 - 1 袋井市一般廃棄物処理基本計画の施策体系（ごみ処理基本計画）

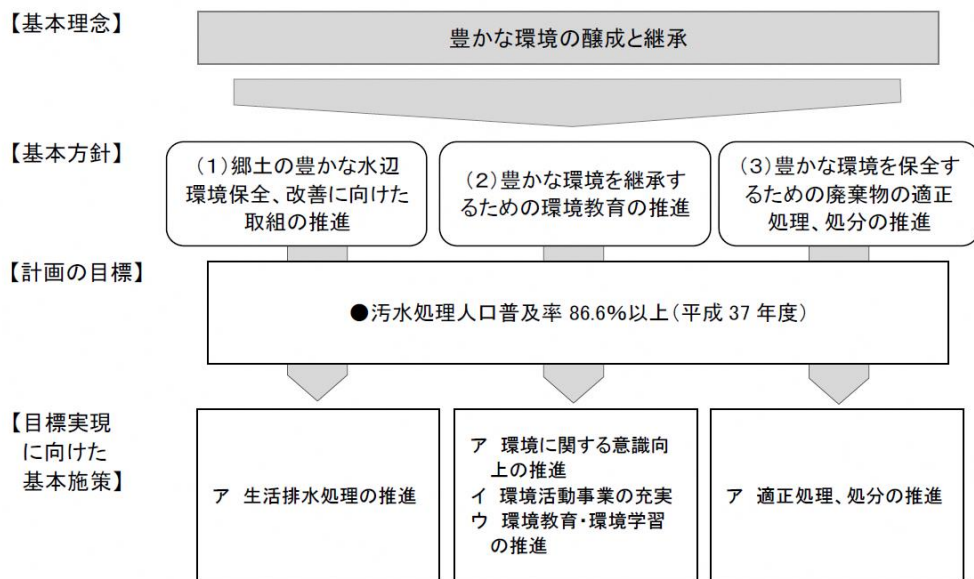


図 S 3 - 1 - 2 袋井市一般廃棄物処理基本計画の施策体系 (生活排水処理基本計画)

2. 磐田市

磐田市は、当町及び袋井市と中遠広域事務組合を構成しており、がれき類や金属類等の処理を中遠広域粗大ごみ処理施設で行っているなど、廃棄物処理に関して当町と深い関わりを持っている。

磐田市は、令和4（2022）年3月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）を策定しており、表S3-2-1～2に示す目標の達成に向けた施策等を定めている。

表S3-2-1 ごみ処理計画の目標

	令和2年(2020年)度 実績	令和8年(2026年)度 中間	令和13年(2031年)度 目標
一人一日あたりのごみ排出量	741 g	704 g	666 g (10%減)
資源化率	17.5 %	23.2 %	28.0 % (10.5ポイント増)
最終処分量	4,341 t	2,465 t	900 t (80%減)
家庭ごみにおける食品ロス発生量	1,680 t	1,510 t	1,340 t (20%減)

※一人一日あたりのごみ排出量=ごみ総排出量(kg)÷総人口(人)÷365日×1,000

資源化率=(資源化物量+古紙等資源集団回収及び拠点回収量+焼却灰資源化量)÷(ごみ総排出量+古紙等資源集団回収及び拠点回収量)×100

最終処分量=直接最終処分量(ごみ収集による埋立ごみ量+自己搬入による埋立ごみ量)+焼却残渣量+処理残渣量 本計画から国の指針に合わせ、焼却残渣量と処理残渣量を加えた。

表S3-2-2 生活排水の処理目標

	令和2年(2020年)度 実績	令和13年(2031年)度 目標
汚水処理人口普及率	90.9%	97.7%
汚水衛生処理率	87.0%	94.4%

※汚水処理人口普及率=汚水処理人口÷総人口×100

汚水衛生処理率=汚水衛生処理人口÷総人口×100

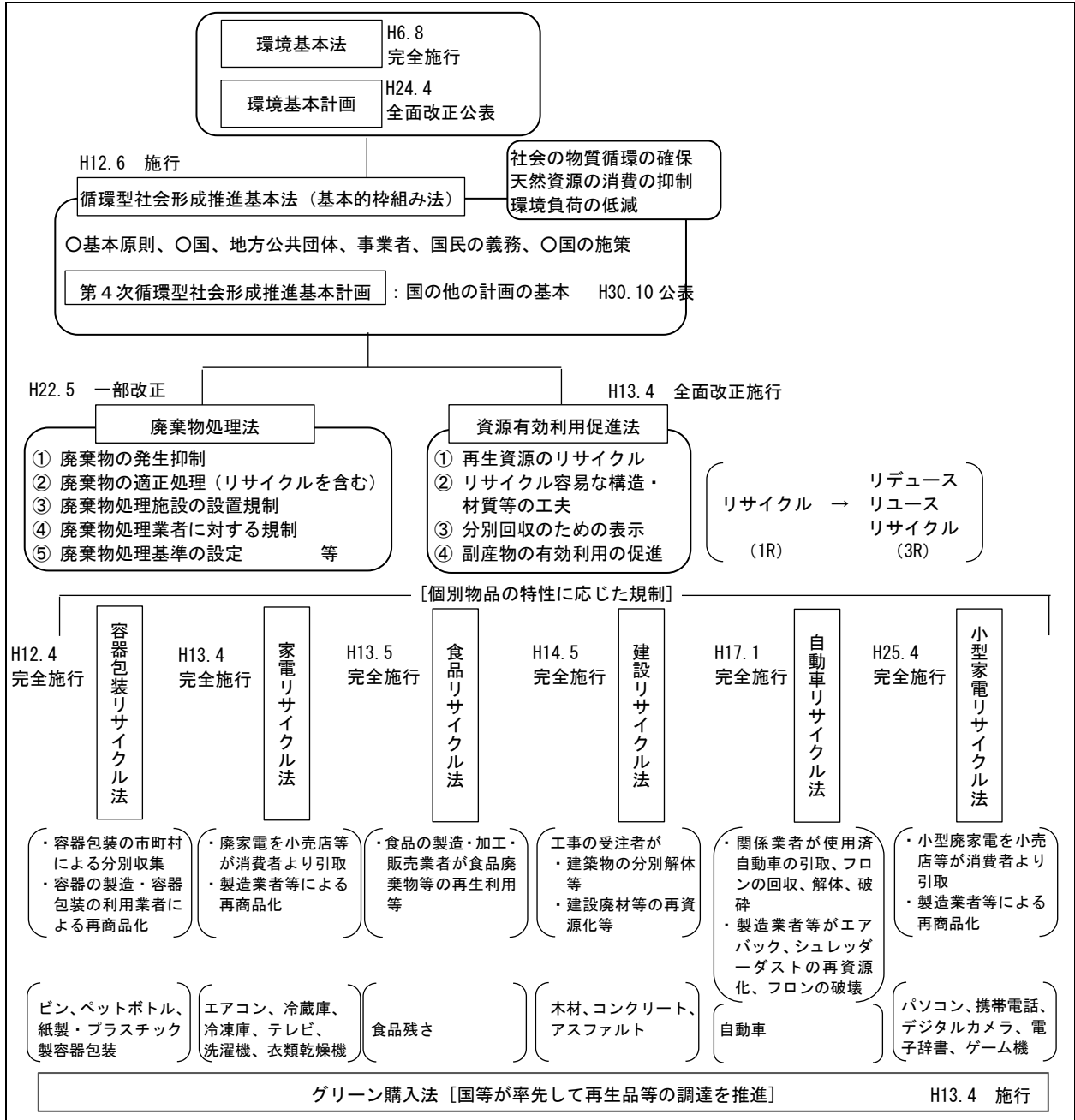
資料4 関連法令等

1. 廃棄物対策の法体系……………S4- 1
2. 循環型社会形成推進基本計画……………S4- 2
3. 第3次静岡県循環型社会形成計画……………S4- 4
4. 災害廃棄物対策指針……………S4- 7
5. 当町の廃棄物処理に関する例規……………S4- 8

資料4 関係法令等

1. 廃棄物対策の法体系

我が国における廃棄物対策の法体系を図S 4-1-1に示す。



図S 4-1-1 循環型社会形成のための法体系

2. 循環型社会形成推進基本計画

我が国は、循環型社会形成推進基本法で策定することが義務付けられている循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）を平成30（2018）年6月に閣議決定した。

この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として7つの柱を示し、それぞれについて将来像、取組、指標を設定している。

7つの柱と将来像を表S4-2-1、循環型社会の全体像を表す4つの指標と目標を表S4-2-2、ごみ処理等に係る指標と目標を表S4-2-3にそれぞれ示す。

表S4-2-1 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル 全体での徹底的 な資源循環	適正処理の 推進と環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築 と循環産業の 海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源生産性向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ・地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 				

S 4 - 2 - 2 循環型社会の全体像を表す指標と目標値

指標	平成 27 2015 実績	令和 7 2025 目標値
資源生産 = GDP/天然資源等投入量 (万円/t)	38	約 49
入口側の循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量) (%)	約 16	約 18
出口側の循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量 (%)	約 44	約 47
最終処分量 = 廃棄物の埋立量 (万 t)	1,400	約 1,300

S 4 - 2 - 3 「循環可能な社会づくりとの統合的な取組」に関する指標

指標	目標値	目標年度
家庭系食品ロス量	—	2000 年度の半減 2030 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量) (g/人・日)	約 850	2025 年度
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除いた排出量) (g/人・日)	約 440	
事業系ごみ排出量 (万 t)	約 1,100	

3. 第4次静岡県循環型社会形成計画

静岡県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理計画と循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成計画の第4次計画である第4次静岡県循環型社会形成計画を令和4（2022）年3月に策定した。この計画では、「“捨てる”を減らそう。“捨てる”を増やそう。～ふじのくにのゼロエミッション～」をキャッチフレーズに、これまでの取組を更に進めるとともに、新たな課題に対応した取組を進めることとしている。

施策体系を表S4-3-1に、目標数値を表S4-3-2に示す。

表 S 4 - 3 - 1 第 4 次静岡県循環型社会形成計画の施策体系

基本方針	具体的取組	
基本方針 1 3 R の推進	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用の推進	ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者による廃棄物削減の取組の推進 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及促進 カ エネルギー回収の促進
	(2) プラスチックごみ対策の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進等
基本方針 2 廃棄物適正処理の推進	(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化 ウ 優良産廃処理業者認定取得業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進 オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施 ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適正処理の推進 コ ICT を活用した監視・指導
	(2) 不法投棄対策の推進	ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 関係者との緊密連携 オ ICT を活用した早期発見・監視
	(3) 災害廃棄物の適正処理の推進	ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築
	(4) 廃棄物処理体制の充実	ア ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化 ウ 海岸漂着物等対策の推進 エ 感染症対策による事業継続
基本方針 3 サーキュラーエコノミーに受けた基盤づくり	(1) 新たなプラスチック戦略の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進等
	(2) 食品ロス対策の推進	ア 県民の意識啓発及び事業者等の取組促進 イ フードバンク等の取組への支援
	(3) 循環産業への振興支援	ア 環境ビジネスの裾野の拡大 イ 静岡県環境ビジネス協議会への支援 ウ リサイクル製品認定制度の普及促進
	(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化	ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会 (環自連) との連携 オ 関係機関との連携強化

表 S 4 - 3 - 2 第 4 次静岡県循環型社会形成計画の目標数値

区分	指標	R1 年度 (実績)	R 8 年度 (目標)
一般廃棄物	1 人 1 日当たりの排出量 (g/人日)	885	848
一般廃棄物	1 人 1 日当たりの最終処分量 (g/人日)	43	39
産業廃棄物	最終処分量 (千トン/年)	229	毎年度 229

4. 災害廃棄物対策指針

未曾有の災害に見舞われた東日本大震災においては、膨大な量のがれきが発生し、その処理が進まないことが復興の妨げとなった。この経験を踏まえ、我が国は平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定し、さらに平成30年3月には改定版が策定された。この指針では、今後発生が予測される大規模災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について必要事項を整理している。

表S4-4-1 対象とする災害廃棄物

区分	具体的品目	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ	
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物	a. 可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	b. 木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	c. 畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	d. 不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 [*] 等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	e. コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	f. 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	g. 廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	h. 小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	i. 腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	j. 有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	k. 廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
l. その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など	

5. 当町の廃棄物処理に関する例規

当町の廃棄物処理に関する例規並びにその概要または目的など概要のわかる例規の抜粋を以下に示す。

森町環境衛生協議会規則（昭和 58 年 3 月 29 日 規則第 4 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年森町条例第 11 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例第 12 条の森町環境衛生協議会（以下「協議会」という。）の組織その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） ごみ処理に関する事項
- （2） 火葬業務に関する事項
- （3） し尿の処理に関する事項
- （4） その他環境衛生に関し必要な事項

森町環境美化条例（平成 14 年 12 月 25 日 条例第 22 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止し、並びに空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び近隣の自治体との広域的な環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

（関係規則）

森町環境美化条例施行規則（平成 14 年 12 月 25 日 規則第 10 号）

森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年 3 月 25 日 条例第 11 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、町と住民が協力して、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（関係規則）

森町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 6 年 3 月 25 日 規則第 3 号）

森町ごみ集積所設置事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 28 日 告示第 32 号）

（概要）

ごみ集積所設置事業費補助金の交付条件、申請手続き等を定めたもの。

森町生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日 告示第 107 号）

（概要）

生ごみ処理機設置費補助金の交付条件、申請手続き等を定めたもの。

森町古紙等資源集団回収事業費補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日 告示第 26 号）

（概要）

古紙等資源集団回収事業費補助金の交付条件、申請手続き等を定めたもの。

森町浄化槽法施行条例（昭和 61 年 3 月 31 日 条例第 12 号）

（概要）

浄化槽清掃業の許可申請に係る条例

森町生活排水対策指導要綱（平成元年 3 月 24 日 告示第 18 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、森町民が健康で快適な生活環境を確保するために必要な指導指針と森町の果たすべき役割を定め、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁と町内全域の環境汚染を防止することを目的とする。

森町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成元年 3 月 24 日 告示第 17 号）

（概要）

浄化槽設置整備事業費補助金の交付条件、申請手続き等を定めたもの。

森町一般廃棄物処理基本計画

【令和5（2023）年度～令和14（2032）年度】

発行：森町役場 住民生活課

〒437 - 0293 静岡県周智郡森町森 2101 番地の1

TEL 0538-85-6314